

平成 3 0 年 度

情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 制 度
運 用 状 況 報 告 書

川 口 市

目 次

I 情報公開制度

1 情報公開制度について	1
2 情報公開制度の運用状況	4
(1) 情報公開請求・申出の処理状況	4
・実施機関別の情報公開請求・申出の処理件数	4
・課別の情報公開請求・申出の公開等の処理状況	5
・情報公開制度請求内容一覧	7
・情報公開請求・申出者の内訳	1 9
(2) 非公開決定等の理由	1 9

II 個人情報保護制度

1 個人情報保護制度について	2 0
2 個人情報保護制度の運用状況	2 3
(1) 保有個人情報の開示等の請求件数と処理状況	2 3
・実施機関別の保有個人情報開示請求の処理件数	2 3
・課別の保有個人情報開示請求の開示等の処理状況	2 4
・保有個人情報開示請求内容一覧	2 5
(2) 不開示決定等の理由	3 4
(3) 個人情報取扱業務の登録状況	3 5
(4) 保有個人情報の目的外利用等の状況	5 3

III 情報公開・個人情報保護等審査会

1 情報公開・個人情報保護等審査会について	5 8
(1) 審査会の目的	5 8
(2) 審査会の委員	5 8
2 審査会の開催状況	5 8
3 審査請求の状況	5 9
4 審査会の答申	5 9

IV 情報公開・個人情報保護運営審議会

1 情報公開・個人情報保護運営審議会について	6 0
(1) 審議会の目的	6 0
(2) 審議会の委員	6 0
2 審議会の開催状況	6 1
3 審議会の答申	6 1

V 附属機関等の会議公開

1 附属機関等の会議公開について	7 4
2 附属機関等の会議の公開状況	7 4

VI 資料

・ 川口市情報公開条例	7 8
・ 川口市個人情報保護条例	8 9
・ 川口市附属機関等の会議公開に関する要綱	1 0 7
・ 情報公開及び個人情報保護制度における過去の施行状況	1 1 0

I 情報公開制度

1 情報公開制度について

(1) 目 的

市民の行政情報に関する公開を求める権利を明らかにするとともに、市の諸活動を説明する責務の全う及び市政への市民の参加と協働の推進を図り、もって公正で開かれた市政の推進に資することを目的としています。

(2) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者（平成30年度までは水道事業管理者）、病院事業管理者及び議会からなる市の全ての機関が対象となります。

(3) 請求対象公文書

請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録）であって、当該実施機関が保有しているものです。ただし、次に掲げるものは除きます。

- ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの。
- イ 市立図書館等で歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(4) 公文書の公開請求をできる人

公開請求ができるのは、次のいずれかに該当する方です。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- カ ア～オに掲げるもののほか、公文書の公開を必要とする理由を明記できるもの

(5) 公文書の公開義務と非公開情報

実施機関は、公開請求があったときは、その公文書に次の非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に公文書を公開する義務を負っています。

※ 非公開情報

実施機関が保有する情報の中には、公開することにより、個人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの、法人等の権利利益を害するおそれのあるもの、公共の利益を損なうおそれのあるもの等があります。このような情報を非公開情報といい、次の８項目を定めています。

ア 法令秘情報

法令等で公開することができないとされている情報

イ 個人に関する情報

個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの

ウ 個人識別符号

特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字等であって、特定の個人を識別できるもの又は個人に割り当てられた番号等で特定の個人を識別できるもの

エ 法人等に関する情報

法人等に関する情報で、公にすると、法人等の正当な権利を害するおそれがあるもの又は任意に提供された情報であって、提供者の承諾なく公にすることにより、法人等との協力関係や信頼関係を著しく損なうと認められるもの

オ 公共の安全と秩序の維持に関する情報

公にすると、人の生命、健康、生活又は財産の保護やその他の公共の安全と秩序に支障を来すおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

カ 審議、検討、協議に関する情報

市又は国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、適正な意思決定をする際の支障、市民の間の混乱、及び特定の者への利益又は不利益を生じさせるおそれがあるもの

キ 事務又は事業に関する情報

市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、事業の性質上、適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

ク 国等との協力関係に関する情報

市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公にすることにより、国等との間の協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

（６）公開決定等の期限

公開・非公開の決定は、公開請求があった日から起算して１５日（市の休日を除く。）以内に行います。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を３０日（市の休日を除く。）以内に限り延長することがあります。

（７）審査請求

実施機関は、決定又は不作為について審査請求があり、学識経験者で構成する第三者機関である川口市情報公開・個人情報保護等審査会に諮問したときは、その答申を尊重して、速やかに、審査請求に対する裁決をします。

（８）公文書の任意的公開

実施機関は、条例施行日（平成１３年４月１日）前に作成し、又は取得した公文書の公開を求められたときは、これに応ずるよう努めなければなりません。

（９）情報提供の推進

実施機関は、情報公開を総合的に推進するため、市政に関する正確でわかりやすい情報を積極的に提供するよう努めなければなりません。

2 情報公開制度の運用状況

(1) 情報公開請求・申出の処理状況

平成30年度の情報公開条例に基づく請求・申出件数は199件で、その対象として処理した公文書数は361文書でした。その決定内容の内訳としては、全部公開したものは33件・43文書、一部を公開したものは155件・315文書、非公開としたものは3件、文書不存在による非公開としたものが2件、取下げは13件でした。対象文書数に対する部分公開を含めた公開率は、99.2%でした。

また、実施機関別の対象文書数は、市長が314文書、教育委員会が28文書、水道事業管理者が7文書、病院事業管理者が1文書、議会が11文書でした。(表-1)

なお、課別の受付及び処理状況は表-2、その請求内容等については表-3、請求者の区分別件数については表-4のとおりです。

表-1 実施機関別の情報公開請求・申出の処理件数

実施機関	区 分	受付 件数	処理件数											
				取下げ 件 数	決定件数									
					決定内容									
					公 開		部 分 公 開		非 公 開					
									非公開情報 に該当		文書不存在		存否応答 拒否	
件数	文書数	件数	文書数	件数	文書数	件数	文書数	件数	文書数	件数	文書数			
市 長	請 求	122	129	8	121	263	24	34	93	227	2	2	2	0
	申 出	51	51	1	50	51	3	3	47	48	0	0	0	0
	小 計	173	180	9	171	314	27	37	140	275	2	2	2	0
教育委員会	請 求	10	10	4	6	27	0	0	5	26	1	1	0	0
	申 出	1	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0
	小 計	11	11	4	7	28	0	0	6	27	1	1	0	0
選挙管理 委員会	請 求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	請 求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	請 求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	請 求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産 評価審査 委員会	請 求	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水道事業 管理者	請 求	7	7	0	7	7	5	5	2	2	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	7	7	0	7	7	5	5	2	2	0	0	0	0
病院事業 管理者	請 求	1	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	1	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0
議 会	請 求	7	7	0	7	11	1	1	6	10	0	0	0	0
	申 出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	7	7	0	7	11	1	1	6	10	0	0	0	0
合 計		199	206	13	193	361	33	43	155	315	3	3	2	0

表－２ 課別の情報公開請求・申出の公開等の処理状況

実施機関名		処理件数	対象文書数	請 求								申 出							
				公 開		部分公開		非公開		取下げ	公 開		部分公開		非公開		取下げ		
				処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数		
市 長	行政管理課	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
	防災課	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
	管財課	3	4	1	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	新庁舎建設課	3	2	0	0	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
	自治振興課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	協働推進課	1	67	0	0	1	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	交通安全対策課	1	5	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	市民課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	福祉監査課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	介護保険課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	障害福祉課	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	わかゆり学園	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	子ども総務課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	子ども育成課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	保育運営課	1	2	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	保育入所課	1	2	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	保健所管理課	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	生活衛生課	4	2	0	0	1	1	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0		
	環境保全課	1	2	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	収集業務課	2	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	戸塚環境センター	1	3	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	産業振興課	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
	建設管理課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	道路維持課	5	9	2	3	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	道路建設課	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	河川課	3	3	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	建築課	7	13	0	0	7	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計画管理課	8	19	2	2	4	16	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0		
	住宅政策課	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	開発審査課	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	建築安全課	106	144	9	9	47	86	0	0	1	3	3	45	46	0	0	1		
	公園課	3	3	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	赤山歴史自然公園整備室	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	市街地整備室	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
	西部土地区画整理事務所	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	下水道維持課	1	8	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	下水道推進課	2	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
	消防総務課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	予防課	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	警防課	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
小 計		180	314	24	34	93	227	4	2	8	3	3	47	48	0	0	1		
実施機関名		処理件数	対象文書数	請 求								申 出							
				公 開		部分公開		非公開		取下げ	公 開		部分公開		非公開		取下げ		
				処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数		
教育委員会	教育総務課	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0		
	文化推進室	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	学務課	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0		
	指導課	3	2	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0		
	学校保健課	2	23	0	0	2	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	川口市立高等学校	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
小 計		11	28	0	0	5	26	1	1	4	0	0	1	1	0	0	0		

表－２ 課別の情報公開請求・申出の公開等の処理状況

実施機関名		処理件数	対象文書数	請 求								申 出							
				公 開		部分公開		非公開		取下げ	取下げ	公 開		部分公開		非公開		取下げ	取下げ
				処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数			処理件数	文書数	処理件数	文書数	処理件数	文書数		
水道事業管理者	財務課	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設課	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄水課	2	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	医療センター管理課	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	議会総務課	6	10	0	0	6	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	議事課	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計		15	19	6	6	9	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		206	361	30	40	107	266	5	3	12	3	3	48	49	0	0	0	0	1

※処理件数とは、平成30年度中に受付をし、担当課が公開・部分公開・非公開決定処理及び取下げ処理を行った件数です。
同一処分に複数の決定処理が含まれている場合があります。
(対象)文書数とは決定処理の対象となった決裁数です。

※請求とは平成13年4月1日以降に作成又は取得した公文書を請求権者が請求することです。
申出とは平成13年4月1日より前に作成又は取得した公文書を請求権者が請求することです。

表－3 情報公開制度請求内容一覧

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			実施機関	担当課	備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容			
1	市長 行政管理課	141	H30.12.3	請 求	5条6号	川口市情報公開・個人情報保護審議会の市民公募委員(任期平成30年12月1日から2年間)の応募者全員が提出した小論文の一切	1		非公開	7条2号 7条7号		市長	行政管理課	
2	市長 防災課	191	H31.3.8	請 求	5条1号	①密集市街地の解消状況 ②密集市街地の解消状況調査のため埼玉県都市整備部市街地整備課から川口市に対して送付された市の密集市街地解消状況調査依頼書 ③上記密集市街地解消状況を新聞社に対して回答した文書			取下げ			市長	防災課	情報提供
3	市長 管財課	9	H30.4.10	請 求	5条1号	本庁舎清掃業務委託 見積書又は入札記録書	1	H30.5.2	部分公開	7条7号	最低制限価格	市長	管財課	
4	市長 管財課	53	H30.6.21	請 求	5条1号	川口市有地の最新の賃料が判る資料(特に旧鳩ヶ谷市内。もし該当がなければ、隣接近辺地)	2	H30.7.13	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、印影、法人の印影	市長	管財課	
5	市長 管財課	91	H30.9.3	請 求	5条1号	川口市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する事務取扱要領	1	H30.9.5	公開			市長	管財課	
6	市長 新庁舎建設課	65	H30.7.11	請 求	5条2号	平成29年10月26日に開かれた「新庁舎1期棟建設工事のうち建築工事」の積算書内訳一式	1	H30.7.30	部分公開	7条7号	設計単価根拠	市長	新庁舎建設課	
7	市長 新庁舎建設課	77	H30.7.31	請 求	5条2号	平成29年10月26日に開かれた「新庁舎1期棟建設工事のうち建築工事」の金入設計内訳書 ①ペDESTリアンデッキ工事 一式 ②ユニット及びその他工事の中科目(その他) 一式 ③モックアップ工事 一式	1	H30.8.10	部分公開	7条7号	設計単価根拠	市長	新庁舎建設課	
8	市長 新庁舎建設課	160	H31.1.25	請 求	5条2号	新庁舎1期棟建設工事のうち空調設備工事 予定価格算出用 設計計算書			取下げ			市長	新庁舎建設課	請求者の申出による取下げ
9	市長 自治振興課	92	H30.9.5	請 求	5条6号	川口市コミュニティ活動補償制度についての下記文書 ・上記制度の実施要綱・災害補償規定等(平成29年度と同じ場合は除く) ・平成30年度契約時の仕様書 ・平成30年度契約時の入札および見積り合わせ等の結果 ・平成30年度契約の保険証券および特約・明細書等(保険約款不要) ・平成27.28.29年度契約の事故件数および支払い保険金額(被害者に支払った保険金額)	1	H30.10.9	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、法人の印影	市長	自治振興課	
10	市長 協働推進課	120	H30.11.5	請 求	5条3号	外国人相談関係書	67	H30.12.17	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、電話番号、法人の印影	市長	協働推進課	
11	市長 交通安全対策課	9	H30.4.10	請 求	5条1号	・自転車等放置防止指導業務委託(川口・西川口・蕨・東川口駅) ・自転車等放置防止指導業務委託(川口元郷・新井宿・戸塚安行駅) ・自転車等放置防止指導業務委託(鳩ヶ谷駅・南鳩ヶ谷駅) ・撤去自転車等管理業務委託(西川口芝樋ノ爪自転車等保管場所) ・自転車駐車場等管理委託(戸塚・東川口・東川口地価自転車駐車場) 上記案件の見積書又は入札記録書	5	H30.5.2	部分公開	7条4号	法人の印影	市長	交通安全対策課	
12	市長 市民課	64	H30.7.9	請 求	5条6号	平成30年5月26日、臨時運行許可ナンバー「大宮3250川口」を使用した車両に係る自動車臨時運行許可申請書	1	H30.8.1	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、電話番号、自動車損害賠償責任保険の証明書番号	市長	市民課	
13	市長 福祉監査課	126	H30.11.9	請 求	5条6号	平成30年7月30日に川口市〇〇〇〇の介護老人福祉施設「〇〇〇〇」で発生した女性入所者の死亡事故に関する以下の文書 ①市の調査記録、②市が施設側に行った業務改善命令、③施設側が提出した業務改善報告書	1	H30.12.6	部分公開	7条2号 7条7号 11条2項(文書不存在)	個人の氏名、調書内質問及び回答「業務改善報告書」については、当初から取得していないため不存在	市長	福祉監査課	
14	市長 介護保険課	68	H30.7.17	請 求	5条2号	平成23年度から平成30年5月末までに、川口市内の「サービス付き高齢者向け住宅」または「サービス付き高齢者向け住宅登録事業者」から、川口市へ提出された事故報告書および、添付資料のすべて。 (特定施設入居者生活介護の施設の事故と、非特定施設での事故との別がわかるもの)	1	H30.8.9	部分公開	7条2号	個人の氏名	市長	介護保険課	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			実施機関	担当課	備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容			
15	市長 障害福祉課	170	H31.2.4	請 求	5条6号	株式会社〇〇〇〇の運営する障害福祉サービスの運営等に係る報告について	1	H31.2.13	公開			市長	障害福祉課	
16	市長 わかゆり学園	9	H30.4.10	請 求	5条1号	わかゆり学園給食業務委託 見積書又は入札記録書	1	H30.5.2	部分公開	7条7号	最低制限価格	市長	わかゆり学園	
17	市長 子ども総務課	176	H31.2.14	請 求	5条1号	1 平成29年度(平成30年4月開所)認可保育所整備事業者募集要項 2 〇〇〇〇株式会社が川口市戸塚東〇丁目〇番〇所在の建物において開設を予定していた保育所の認可申請に関する書類一切	1	H31.3.11	部分公開	7条2号 7条4号 7条5号	個人の氏名、メールアドレス、法人名、住所、資金関係情報、平面図	市長	子ども総務課	
18	市長 子ども育成課	4	H30.4.4	請 求	5条6号	川口市子どもの生活・学習支援事業公募型プロポーザルに係る企画提案書及び採点表	1	H30.4.24	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、法人の印影、受託者以外の企画提案書、受託者以外の採点表の法人名、代表者名	市長	子ども育成課	
19	市長 保育運営課	9	H30.4.10	請 求	5条1号	保育所清掃用務委託 見積書又は入札記録書 保育士派遣 契約書(派遣料記載ページのみ) 見積書 又は入札記録書	2	H30.5.2	部分公開	7条2号 7条4号 7条7号	個人の氏名、印影、法人の印影、最低制限価格	市長	保育運営課	
20	市長 保育入所課	9	H30.4.10	請 求	5条1号	保育所給食委託 契約書(委託費記載ページのみ)、見積書	2	H30.5.2	部分公開	7条4号 号	法人の印影	市長	保育入所課	
21	市長 保健所管理課	5	H30.4.4	請 求	5条6号	平成29年度に実施した「川口市生活衛生システム開発業務委託に係るプロポーザル」に参加した各業者の見積書	1	H30.4.24	部分公開	7条4号	法人の印影、受託者以外の法人名、住所、代表者名	市長	保健所管理課	
22	市長 保健所管理課	143	H30.12.10	請 求	5条6号	施術所「川口北本整骨院」が平成30年9月1日付けにて行った「本町北本整骨院」への名称の変更の届出書	1	H30.12.19	部分公開	7条2号	個人の印影	市長	保健所管理課	
23	市長 生活衛生課	42	H30.5.28	請 求	5条6号	川口市内でリネンサプライ業務を行うクリーニング所の (1)クリーニング所開設届及び開設届出事項中一部変更届 (2)クリーニング所開設届及び開設届出事項中一部変更届に添付された構造設備に関する資料(構造設備の概要に関するもの、施設平面図、案内図等) 文書保存期間を過ぎたものはクリーニング所の届出台帳の写しとする。(平成13年度～請求日までのもの)	1	H30.7.4	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、生年月日、構造設備の仕様書、施設図面、監視・指導記録	市長	生活衛生課	
24	市長 生活衛生課	43	H30.5.28	申 出	5条6号	川口市内でリネンサプライ業務を行うクリーニング所の (1)クリーニング所開設届及び開設届出事項中一部変更届 (2)クリーニング所開設届及び開設届出事項中一部変更届に添付された構造設備に関する資料(構造設備の概要に関するもの、施設平面図、案内図等) 文書保存期間を過ぎたものはクリーニング所の届出台帳の写しとする。(平成13年度～請求日までのもの)	1	H30.7.4	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、生年月日、構造設備の仕様書、施設図面、監視・指導記録	市長	生活衛生課	
25	市長 生活衛生課	118	H30.11.1	請 求	5条1号	〇〇〇〇上に存在している納骨堂に関する経営許可申請書類、同許可書 その他関連書類			非公開	11条2項 (文書不存在)		市長	生活衛生課	当初から取得していない文書であるため
26	市長 生活衛生課	121	H30.11.6	請 求	5条6号	旅館業の許可を受けた者に係る下記情報の全部又は一部が記載されている行政文書 施設名称、施設所在地、営業者名(代表者名)、営業者住所、種別、許可日及び許可番号			取下げ			市長	生活衛生課	情報提供
27	市長 環境保全課	172	H31.2.6	請 求	5条1号	〇〇〇〇株式会社と川口市環境保全課とのやりとり。それに対する調査内容・結果。対する対応。 騒音のデシベルを測定するのお願いに対して測定できなかった理由が分かる文書。	2	日程調整中	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、電話番号、調査・処理状況報告書内処理内容	市長	環境保全課	
28	市長 収集業務課	103	H30.10.1	請 求	5条1号	川口市西川口〇丁目〇番〇号 協定道路に係るゴミステーションの申請書類について(申請日時、申請者、その他わかるもの)			非公開	11条2項 (文書不存在)		市長	収集業務課	保存年限経過後、廃棄したため
29	市長 収集業務課	187	H31.2.25	請 求	5条6号	ゴミ出し場所が川口市飯塚〇丁目〇番〇号から川口市飯塚〇丁目〇番〇号に移動になったことがわかる自治会の申請書	1	H31.3.8	部分公開	7条2号	個人の氏名、電話番号	市長	収集業務課	
30	市長 戸塚環境センター	9	H30.4.10	請 求	5条1号	戸塚環境センター西棟清掃委託 見積書又は入札記録書 戸塚環境センター東棟清掃委託 見積書又は入札記録書 厚生会館清掃業務委託 見積書又は入札記録書	3	H30.5.2	公開			市長	戸塚環境センター	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			実施機関	担当課	備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容			
31	市長 産業振興課	132	H30.11.19	請 求	5条6号	平成30年11月19日時点で川口市内で届出申請を受理された、住宅宿泊事業者の事業者名(法人の場合、法人名と代表者名)、事業者住所、届出事業施設住所、電話番号、メールアドレス、届出番号			取下げ			市長	産業振興課	請求者の申出による取下げ
32	建設管理課 市長	165	H31.2.1	請 求	5条2号	LED道路照明灯賃貸借(平成29年度、平成30年度分) ・契約書・仕様書・応札先、応札金額、入札業者が分かる書類	1	H31.2.18	部分公開	7条4号	法人の印影	市長	建設管理課	
33	道路維持課 市長	3	H30.4.4	請 求	5条6号	平成29年度 路面下空洞調査業務委託に関わる調査報告書	1	H30.5.1	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、個人が特定できる写真、ナンバープレート、法人のマニュアル	市長	道路維持課	
34	道路維持課 市長	26	H30.5.8	請 求	5条6号	下記の市道路線にかかる併用開始の告示文書と道路形状の分かる平面図 1 青木第289-1号線 2 新郷第79-7号線 3 神根第316-1号線 4 新郷第158-1号線 5 安行第199-1号線 6 安行第343-3号線 7 戸塚第122-1号線 8 青木第189-1号線 9 神根第420-7号線 10 安行第314-1号線 11 安行第396-1号線 12 戸塚第21-3号線 13 幹線第114号線 14 青木第282-1号線 15 青木第282-2号線	4	H30.5.28	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、法人の印影	市長	道路維持課	
35	道路維持課 市長	106	H30.10.10	請 求	5条6号	道路占用許可申請書 平成21年4月20日付 川道維収第233号(地番 新井宿266-1)	1	H30.10.25	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、印影、法人名	市長	道路維持課	
36	道路維持課 市長	128	H30.11.13	請 求	5条2号	平成30年度 南部第17処理区分管清掃委託その1 平成30年度 南部第17処理区分管清掃委託その2 平成30年度 南部第17処理区分管清掃委託その6 平成30年度 南部第17処理区分管清掃委託その7 平成30年度 下水道管内調査委託その4 平成30年度 下水道管内調査委託その5 平成30年度 下水道管内調査委託その6 平成30年度 下水道管内調査委託その7 平成30年度 鳩ヶ谷第720号線側溝清掃業務委託 平成30年度 戸塚第419号線ほか1路線側溝清掃業務委託 金入り設計書	2	H30.12.3	公開			市長	道路維持課	
37	道路維持課 市長	174	H31.2.7	請 求	5条6号	道路占用許可申請書 平成21年4月20日付 川道維収第233号(地番 新井宿266-1)	1	H31.3.4	公開			市長	道路維持課	
38	道路建設課 市長	111	H30.10.19	請 求	5条6号	神根第109号線道路改良工事の金額入り仕様書(内訳及び代価を含む)	1	H30.11.9	公開			市長	道路建設課	
39	道路建設課 市長	157	H31.1.15	請 求	5条1号	平成30年度契約「戸塚第165号線道路改良工事」に関する金入り設計書	1	H31.2.8	公開			市長	道路建設課	
40	河川課 市長	63	H30.7.9	請 求	5条6号	川口市桜町〇丁目〇番〇号外許可番号158号の開発行為	1	H30.7.18	公開			市長	河川課	
41	河川課 市長	66	H30.7.12	請 求	5条1号	河川改修事業芝川護岸工事に起因して発生した〇〇〇〇の被害に対する川口市の補償に関係する資料及び護岸工事の概要が明記された図面	1	H30.7.23	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、電話番号	市長	河川課	
42	河川課 市長	83	H30.8.15	請 求	5条1号	河川改修事業芝川護岸工事に起因して発生した〇〇〇〇の被害に対して川口市が支払った補償金の算定資料(「補償に対する見解について」と題する書面については除く。)	1	H30.8.24	公開			市長	河川課	
43	建築課 市長	13	H30.4.19	請 求	5条2号	理財部契約課発注工事 ・南平文化会館屋上防水工事 ・青木分室折板屋根防止改修工事 ・芝西公民館屋上防水工事 以上3件の金入り設計内訳書	3	H30.5.14	部分公開	7条7号	設計単価根拠	市長	建築課	
44	建築課 市長	14	H30.4.19	請 求	5条2号	理財部契約課発注工事 ・芝中学校2号館ペランダ手摺塗装工事 ・原町住宅外壁塗装工事 ・朝日高層住宅外壁塗装ほか工事 ・オートレース場西門アーケード塗装工事 ・鳩ヶ谷武道場非常階段塗装工事 以上5件の金入り設計内訳書	5	H30.5.14	部分公開	7条7号	設計単価根拠	市長	建築課	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			実施機関	担当課	備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容			
45	市長 建築課	16	H30.4.19	請 求	5条2号	医療センター事務局庶務課発注工事・医療センター中央待合他防水工事以上1件の金入り設計内訳書	1	H30.5.14	部分公開	7条7号	設計単価根拠	市長	建築課	
46	市長 建築課	145	H30.12.17	請 求	5条2号	平成30年10月30日に開札された「西スポーツセンタープール天井ほか改修工事」の金入設計内訳書一式	1	H31.1.15	部分公開	7条7号	設計単価根拠	市長	建築課	
47	市長 建築課	151	H30.12.27	請 求	5条2号	平成30年10月11日開札「領家公民館・領家保育所改築工事」の金入設計内訳書のうち【金属工事】【サイン工事】【外構工事】	1	H31.1.23	部分公開	7条7号	設計単価根拠	市長	建築課	
48	市長 建築課	152	H30.12.27	請 求	5条2号	平成30年10月15日開札「新市立高等学校アリーナ棟ほか建築工事」の金入設計内訳書のうち【金属工事】【サイン工事】【外構工事】	1	H31.1.23	部分公開	7条7号	設計単価根拠	市長	建築課	
49	市長 建築課	198	H31.3.26	請 求	5条6号	・石神配水場第2配水池内池内部塗装工事(開札日:平成30年12月21日) 金入り設計書一式(図面は除く)	1	日程調整中	部分公開	7条7号	設計単価根拠	市長	建築課	
50	市長 計画管理課	21	H30.4.25	請 求	5条6号	平成29年5月1日～平成30年3月31日までに新しく付定された建物のある住居表示台帳の写し	1	H30.5.23	公開			市長	計画管理課	
51	市長 計画管理課	60	H30.7.4	請 求	5条6号	川口市が認可した『土地区画整理事業』で平成27年12月1日から平成30年4月30日までに換地処分がなされた事業、川口市が認可した『市街地再開発事業』で平成27年12月1日から平成30年4月30日までに工事が完了したもの、川口市が認可した『防災街区整備事業』で平成27年12月1日から平成30年4月30日までに工事が完了したもの、川口市が認可した『工業団地造成事業』で平成27年12月1日から平成30年4月30日までに工事が完了したもの、新住宅市街地開発事業』で平成27年12月1日から平成30年4月30日までに工事が完了したものについての1.施行地区位置図 2.施行地区区域図 3.従来の土地図 4.工事完了直後の地区内の新しい地番がわかる図面 5.新旧地番対照表			取下げ		市長	計画管理課	請求者の申出による取下げ	
52	市長 計画管理課	72	H30.7.23	請 求	5条6号	平成30年1月1日から平成30年6月30日までに付定のあった分の川口市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分不要)と該当の住居表示台帳又は位置図(新設物件の付定日・地番のあるもの) 旧鳩ヶ谷市分を含む	7	H30.8.17	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、電話番号	市長	計画管理課	
53	市長 計画管理課	142	H30.12.7	申 出	5条2号	次の宅地に係る昭和43年3月時点の1㎡(又は1坪)当たりの価額 1.川口市大字道合○番○ 宅地 187.5㎡ 2.川口市大字道合○番○ 宅地 187.5㎡	1	H30.12.20	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、印影	市長	計画管理課	
54	市長 計画管理課	169	H31.2.4	請 求	5条6号	平成30年7月1日から30年12月31日までに付定のあった分の川口市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の付定日(受付日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料と該当の住居表示台帳又は位置図(新設物件の付定日・地番のあるもの) ※旧鳩ヶ谷市分を含む	7	H31.2.22	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、電話番号	市長	計画管理課	
55	市長 計画管理課	189	H31.3.1	請 求	5条6号	平成30年4月1日～平成31年2月28日までに新しく付定された建物のある住居表示台帳の写し	1	H31.3.22	公開			市長	計画管理課	
56	市長 計画管理課	192	H31.3.12	請 求	5条3号	平成30年3月14日入札「都市公園(南平地区)管理委託」金入り設計書の全部(本工事費内訳書、経費根拠書、一位代価表、等)	1	日程調整中	部分公開	7条4号	他法人発行の積算に関するマニュアル参考箇所	市長	計画管理課	
57	市長 計画管理課	193	H31.3.12	請 求	5条3号	平成30年3月14日入札「都市公園(神根地区)管理委託」金入り設計書の全部(本工事費内訳書、経費根拠書、一位代価表、等)	1	日程調整中	部分公開	7条4号	他法人発行の積算に関するマニュアル参考箇所	市長	計画管理課	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			実施機関	担当課	備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容			
58	市長 住宅政策課	69	H30.7.17	請 求	5条2号	平成28年度と平成29年度に、川口市内の「サービス付き高齢者向け住宅」または「サービス付き高齢者向け住宅登録事業者」から、川口市へ提出された「定期的な報告書」のすべて。また、上記期間のサービス付き高齢者向け住宅に関わる事業者からの、経営・運営の状況など、運営の報告に関わる書類のすべて	1	H30.8.9	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、法人の 印影	市長	住宅政策課	
59	市長 住宅政策課	153	H30.12.28	請 求	5条6号	平成29年3月発行の「所有者所在不明・相続人不存在の空家対応マニュアル～財産管理人制度の利用の手引き～」の7ページに記載されている「平成27年12月25日付け事務連絡」	1	H31.1.23	公開			市長	住宅政策課	
60	市長 開発審査課	104	H30.10.2	請 求	5条6号	ヨウ壁の構造計画書(一式) 開発許可年月日・許可番号 平成26年11月11日 指令第346号	1	H30.10.19	部分公開	7条2号	個人の氏名	市長	開発審査課	
61	市長 開発審査課	117	H30.10.30	請 求	5条6号	開発許可No.:H26.11.11-346 擁壁に関するもの全て	1	H30.11.15	部分公開	7条2号	個人の氏名	市長	開発審査課	
62	市長 建築安全課	1	H30.4.3	請 求	5条6号	道路調査報告書No.6345 ・公図(カラー) ・写真(カラー)	1	H30.5.7	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、ナ ンバープレート	市長	建築安全課	
63	市長 建築安全課	2	H30.4.3	申 出	5条6号	道路調査報告書No.6345内資料 ・協定書 ・道路位置図 ・誓約書	1	H30.5.7	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 印影	市長	建築安全課	
64	市長 建築安全課	6	H30.4.4	請 求	5条6号	建設リサイクル法に基づく解体の 受付簿(3月中に申請)	1	H30.5.1	部分公開	7条2号	個人の氏名、印影	市長	建築安全課	
65	市長 建築安全課	8	H30.4.10	請 求	5条6号	道路調査報告書No.4913 ・メモ ・案内図 ・公図	1	H30.4.25	公開			市長	建築安全課	
66	市長 建築安全課	12	H30.4.17	請 求	5条2号	道路調査報告書No.6192(H25.1.23 決裁) ・案内図(カラー) ・公図(カラー)	1	H30.5.14	部分公開	7条2号	個人の氏名	市長	建築安全課	
67	市長 建築安全課	17	H30.4.20	申 出	5条2号	道路調査報告書No.3765 ・公図 ・協定書 ・建築計画の条件	1	H30.5.17	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影、法 人名、住所、電話番 号	市長	建築安全課	
68	市長 建築安全課	18	H30.4.20	申 出	5条6号	協定による道路No.325 ・工事設計書 ・誓約書 ・協定書(2枚) ・断面図	1	H30.5.14	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 印影	市長	建築安全課	
69	市長 建築安全課	20	H30.4.24	請 求	5条2号	道路調査報告書No.3765 ・地図(案内図)カラー ・公図 カラー ・公図(位置指定)カラー ・協定書(私道取扱) ・協定書(私道に関する)右側表の み ・協定私道を利用して建築計画す る場合の条件 ・協定書内の公図 カラー ・現況図及び道路協定書	1	H30.5.10	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影、法 人名、住所、電話番 号	市長	建築安全課	
70	市長 建築安全課	23	H30.5.1	申 出	5条2号	道路調査報告書No.3765 ・公図(カラー) ・現況図 ・私道の 取扱いについて ・建築計画をする場合の条件	1	H30.5.22	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影、法 人名	市長	建築安全課	
71	市長 建築安全課	24	H30.5.7	請 求	5条2号	道路調査報告書No.6092 ・換地図(カラー)	1	H30.5.22	公開			市長	建築安全課	
72	市長 建築安全課	25	H30.5.7	請 求	5条2号	建設リサイクル法に基づく解体の 受付簿(4月中に申請)	1	H30.5.21	部分公開	7条2号	個人の印影	市長	建築安全課	
73	市長 建築安全課	27	H30.5.11	請 求	5条6号	道路調査報告書No.5549(4038-5)	1	H30.5.25	部分公開	7条2号	個人の氏名、電話番 号	市長	建築安全課	
74	市長 建築安全課	28	H30.5.11	申 出	5条6号	道路調査報告書No.719内資料 ・誓約書	1	H30.5.25	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 印影	市長	建築安全課	
75	市長 建築安全課	29	H30.5.11	請 求	5条2号	・確認済証番号第H16確認建築川 口市00036号、第H15確認建築川 口市00300号の正本 ・構造計算書偽造問題(2005年)に 対する市の対応、又は国交省もしく は特定行政庁からの指示に関する 文書			取下げ			市長	建築安全課	請求者の申 出による取 下げ
76	市長 建築安全課	31	H30.5.14	請 求	5条2号	道路調査報告書No.5549	1	H30.5.24	部分公開	7条2号	個人の氏名、電話番 号	市長	建築安全課	
77	市長 建築安全課	32	H30.5.14	申 出	5条2号	道路調査報告書No.719 ・平面図、誓約書	1	H30.5.24	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 印影	市長	建築安全課	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			実施機関	担当課	備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容			
78	市長 建築安全課	33	H30.5.16	請 求	5条6号	道路調査報告書No.6160 ・公園	1	H30.6.4	公開			市長	建築安全課	
79	市長 建築安全課	34	H30.5.16	申 出	5条6号	道路調査報告書No.6160内No.306 ・協定書 ・道路協定計画図(3枚)	1	H30.6.4	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、印影、 法人の印影	市長	建築安全課	
80	市長 建築安全課	35	H30.5.17	申 出	5条2号	道路調査報告書3112 ・案内図(カラー) ・公園(カラー)	1	H30.6.4	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、印影、 法人の印影	市長	建築安全課	
81	市長 建築安全課	37	H30.5.22	請 求	5条2号	道路調査報告書No.5773 ・H21 写真(カラー)	1	H30.6.4	公開			市長	建築安全課	
82	市長 建築安全課	39	H30.5.23	請 求	5条1号	道路調査報告書No.3417 ・公園2	1	H30.6.8	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、法人 名、電話番号	市長	建築安全課	
83	市長 建築安全課	41	H30.5.28	請 求	5条6号	建設リサイクル法届出書受付簿 平成30年2月21日～平成30年5月 28日	2	H30.6.18	部分公開	7条2号	個人の氏名、印影	市長	建築安全課	
84	市長 建築安全課	44	H30.6.5	請 求	5条2号	建設リサイクル法に基づく解体の 受付簿(5月中に申請)	1	H30.6.26	部分公開	7条2号	個人の氏名	市長	建築安全課	
85	市長 建築安全課	45	H30.6.8	申 出	5条2号	道路調査書No.1180 ・協定書内現況図	1	H30.6.25	部分公開	7条2号	個人の氏名	市長	建築安全課	
86	市長 建築安全課	46	H30.6.8	請 求	5条2号	道路調査報告書No.6150	1	H30.6.26	公開			市長	建築安全課	
87	市長 建築安全課	47	H30.6.8	申 出	5条2号	道路調査報告書No.6150内資料 ・協定No.92(2枚) ・協定図	1	H30.6.26	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 印影	市長	建築安全課	
88	市長 建築安全課	49	H30.6.12	申 出	5条6号	道路調査報告書 No.2419 ・案内図(カラー)・写真(カラー)・公 園平面図(カラー) ・公園(カラー)・相談カード ・配置図(A3 2枚)・公園調査資 料	1	H30.6.25	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号	市長	建築安全課	
89	市長 建築安全課	50	H30.6.13	申 出	5条6号	道路調査書No.2159 ・図面(一方後退を承知した部分) カラー 道路調査書No.746	1	H30.7.5	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 電話番号、法人名	市長	建築安全課	
90	市長 建築安全課	51	H30.6.15	申 出	5条2号	道路調査報告書No.2530内資料 ・私道の取扱いについて・協定書 (A3)・公園写・建築計画条件 ・写真2枚(A4カラー)	1	H30.7.9	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影、法 人の印影	市長	建築安全課	
91	市長 建築安全課	52	H30.6.20	請 求	5条2号	道路調査報告書No.4343(平成14年 8月19日決裁)の内の ・私道の取扱いについて(お願い) (平成30年5月1日) ・私道に関する協定書、関係権利 者、現況測量図(カラー)、 理由書(2枚)	1	H30.7.5	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影、法 人の印影	市長	建築安全課	
92	市長 建築安全課	54	H30.6.22	請 求	5条6号	道路調査報告書No.5168(平成17 年9月7日決裁) ・案内図・公園(カラー)・写真2枚 (カラー)	1	H30.7.12	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、法人 名、住所、電話番号	市長	建築安全課	
93	市長 建築安全課	55	H30.6.25	請 求	5条1号	道路調査報告書No.2770(昭和62年 7月30日決裁) メモ、案内図(カラー)、公園(カ ラー)	1	H30.7.9	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、法人 名、住所、電話番号	市長	建築安全課	
94	市長 建築安全課	57	H30.6.28	請 求	5条6号	道路調査報告書No.5011 3枚(カ ラー) ・公園(カラー)	1	H30.7.9	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、法人 名、電話番号	市長	建築安全課	
95	市長 建築安全課	58	H30.7.3	申 出	5条6号	道路調査報告書No.4130 ・公園(カラー)A3、写真(カラー) ×3 ・道路台帳(カラー) ・理由書	1	H30.7.27	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、印影、 法人名、住所、電話 番号、印影	市長	建築安全課	
96	市長 建築安全課	59	H30.7.4	申 出	5条6号	川口市大字新井宿○番○(地名地 番 大字新井宿字門下○番○、 ○)敷地の前面道路(私道)が建築 基準法42条1項2号道路となってい ることを示す経緯が書かれた書類 ・道路調査書No.3112、案内図、公 園			取下げ			市長	建築安全課	請求者の申 出による取 下げ
97	市長 建築安全課	61	H30.7.6	申 出	5条2号	道路調査書No.2950内資料 ・私道の取扱い・公園・協定書・協 定図・関係者一覧・現況図	1	H30.7.26	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影、ナン バープレート	市長	建築安全課	
98	市長 建築安全課	67	H30.7.12	申 出	5条6号	道路調査報告書No.4172 ・案内図その2(カラー)	1	H30.7.27	公開			市長	建築安全課	
99	市長 建築安全課	71	H30.7.23	請 求	5条6号	建設リサイクル法届出書受付簿 平成30年5月28日～7月22日	1	H30.8.1	部分公開	7条2号	個人の氏名、印影	市長	建築安全課	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			実施機関	担当課	備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容			
100	市長 建築安全課	73	H30.7.26	請 求	5条2号	道路調査報告書No. ・私道の取扱いについて・私道に關する協定書・関係権利者(2枚)・現況図・公図・上申書	1	H30.8.20	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、電話番号、印影	市長	建築安全課	
101	市長 建築安全課	74	H30.7.30	請 求	5条2号	道路調査書No.1791(再調査)平成14年4月24日決裁 案内図、写真2枚、公図(全てカラー)	1	H30.8.16	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、ナンバープレート、法人名、電話番号	市長	建築安全課	
102	市長 建築安全課	75	H30.7.30	申 出	5条2号	道路調査書No.1791(再調査)平成14年4月24日決裁 道路協定の締結について(伺い)、私道の取扱いについて(お願い)、私道に関する協定書(表、裏面共)、公図写し、協定道路計画図(カラー)、協定私道を利用して建築計画をする場合の条件	1	H30.8.16	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、電話番号、印影	市長	建築安全課	
103	市長 建築安全課	78	H30.8.6	請 求	5条2号	道路調査報告書No.6345 ・案内図・写真・道路図・公図(全てカラー)	1	H30.8.23	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、ナンバープレート	市長	建築安全課	
104	市長 建築安全課	79	H30.8.6	申 出	5条2号	道路調査報告書No.6345内資料 ・協定書・写真・道路位置図・誓約書	1	H30.8.23	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、印影	市長	建築安全課	
105	市長 建築安全課	80	H30.8.6	申 出	5条2号	協定No.500 ・協定書・協定計画図・現況図	1	H30.9.14	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、印影	市長	建築安全課	
106	市長 建築安全課	81	H30.8.7	申 出	5条6号	道路調査報告書No.4172 ・公図(カラー)・換地図(A3)・位置指定の取扱い・地番図(A3)	1	H30.9.3	部分公開	7条2号	個人の氏名	市長	建築安全課	
107	市長 建築安全課	82	H30.8.14	申 出	5条2号	道路調査報告書No.1333内協定書 ・私道の取扱いについて・協定書・建築計画をする場合の条件・公図・道路協定書	1	H30.9.10	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、電話番号、印影	市長	建築安全課	
108	市長 建築安全課	84	H30.8.17	申 出	5条2号	道路調査報告書No.2640 ・私道の取扱い・現況図・協定書・建築計画をする場合の条件・公図	1	H30.9.7	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、電話番号、印影	市長	建築安全課	
109	市長 建築安全課	85	H30.8.21	請 求	5条2号	道路調査報告書No.5951 ・報告書(カラー)・台帳×2(カラー)	1	H30.9.6	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、法人名	市長	建築安全課	
110	市長 建築安全課	86	H30.8.24	申 出	5条2号	道路調査書No.4172 案内図・位置図・換地重ね図・写真(カラー) 土地区画整理事業に伴う道路位置指定の取り扱いについて 変更対象図・変更後の位置図(白黒) 川口市計画事業第1土地区画整理事業街区別地番図(白黒)	1	H30.9.7	部分公開	7条2号	個人の氏名	市長	建築安全課	
111	市長 建築安全課	88	H30.8.28	請 求	5条6号	道路調査報告書No.5204 ・案内図 ・公図	1	H30.9.20	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、法人名、電話番号	市長	建築安全課	
112	市長 建築安全課	89	H30.8.31	請 求	5条2号	道路調査報告書No.2606内 ・H20メモ、写真(カラー)3、案内図(カラー)、H24報告書、写真(カラー)1、2	1	H30.9.13	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、電話番号、法人名、電話番号	市長	建築安全課	
113	市長 建築安全課	90	H30.8.31	申 出	5条2号	道路調査報告書No.2606内 ・案内図(カラー)、写真(カラー)、道路台帳(カラー)、公図(カラー)	1	H30.9.13	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、電話番号	市長	建築安全課	
114	市長 建築安全課	93	H30.9.5	請 求	5条6号	道路調査報告書No.4343 ・案内図 ・公図	1	H30.10.29	部分公開	7条2号	個人の氏名、電話番号	市長	建築安全課	
115	市長 建築安全課	96	H30.9.12	請 求	5条1号	道路調査報告書No.2847内資料 ・写真(カラー)2枚	1	H30.10.1	部分公開	7条2号	ナンバープレート	市長	建築安全課	
116	市長 建築安全課	97	H30.9.12	申 出	5条1号	道路調査報告書No.2847内資料 ・写真(カラー)・協定書・公図写・私道の取扱いについて・委任状 ・道路協定図・建築計画をする場合の条件・案内図1 ・写真(カラー)	1	H30.10.1	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、電話番号、印影、法人名、印影	市長	建築安全課	
117	市長 建築安全課	98	H30.9.12	請 求	5条6号	平成30年6月18日に提出した解体工事のリサイクル届出書 (川口市〇〇様邸木造住宅解体工事)	1	H30.10.2	部分公開	7条2号	個人の氏名、印影	市長	建築安全課	
118	市長 建築安全課	99	H30.9.21	請 求	5条2号	道路調査報告書No.6153(平成24年12月12日決裁) ・公図(カラー)	1	H30.10.12	部分公開	7条2号	個人の氏名	市長	建築安全課	
119	市長 建築安全課	100	H30.9.21	請 求	5条6号	道路調査報告書No.2414 ・私道の取扱いについて・協定書・関係権利者・公図(カラー)・協定図(カラー)・書類一部変更・確約書(2枚)	1	H30.10.16	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、電話番号、印影	市長	建築安全課	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			実施機関	担当課	備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容			
120	市長 建築安全課	101	H30.9.21	請 求	5条2号	道路調査報告書No.4172(カラー) ・変更図(カラー)・依頼書・変更後の位置図	1	H30.10.15	部分公開	7条2号	個人の氏名	市長	建築安全課	
121	市長 建築安全課	102	H30.9.21	請 求	5条2号	道路調査報告書No.5333 ・私道の取扱いについて・協定書・基準・関係権利者・公図(カラー)・道路現況図及び協定図	1	H30.10.19	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、電話番号、印影、法人の印影	市長	建築安全課	
122	市長 建築安全課	105	H30.10.10	申 出	5条6号	道路調査報告書No.2414 ・私道の取扱いについて(お願い)・私道に関する協定書・協定道路を示す公図(カラー)・現況図及び道路協定図(カラー)・関係権利者(3枚)	1	H30.10.22	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、電話番号、印影	市長	建築安全課	
123	市長 建築安全課	107	H30.10.12	申 出	5条2号	道路調査報告書No.2518 ・案内図(カラー)・公図(カラー)・写真(カラー)×2 ・道路調査書(S52.2.17)	1	H30.10.26	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、法人名、住所、電話番号	市長	建築安全課	
124	市長 建築安全課	108	H30.10.16	請 求	5条6号	道路調査書No.4465(平成15年3月4日決裁) ・案内図(カラー)・公図(カラー)・写真(カラー)	1	H30.11.1	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、法人名、電話番号	市長	建築安全課	
125	市長 建築安全課	109	H30.10.16	申 出	5条1号	昭和63年の建築台帳(川口分)受付番号2797	1	H30.10.31	部分公開	7条2号	個人の印影	市長	建築安全課	
126	市長 建築安全課	112	H30.10.19	請 求	5条3号	道路調査報告書No.3942 ・公図・現況図及び道路協定図・私道の取扱いについて・私道に関する協定書	1	H30.11.8	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、印影、法人名、住所、電話番号、印影、電話番号、印影	市長	建築安全課	
127	市長 建築安全課	113	H30.10.19	請 求	5条6号	道路調査報告書No.4130 ・メモ(H30.1.10)・地図(カラー)・公図(カラー)	1	H30.11.2	公開			市長	建築安全課	
128	市長 建築安全課	114	H30.10.22	申 出	5条2号	道路調査報告書No.2233 ・私道の取扱い・公図(カラー)・協定書(2枚) ・区画全体図(カラー)・建築条件	1	H30.10.31	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、電話番号、印影	市長	建築安全課	
129	市長 建築安全課	115	H30.10.25	請 求	5条2号	道路調査報告書No.4570 ・建築条件・公図(カラー)・写真(カラー)	1	H30.11.8	部分公開	7条2号	個人の氏名	市長	建築安全課	
130	市長 建築安全課	116	H30.10.25	申 出	5条2号	道路調査報告書No.4570 ・道路取扱願・土地の所有地・道路位置図	1	H30.11.8	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、印影、法人の印影	市長	建築安全課	
131	市長 建築安全課	119	H30.11.5	申 出	5条2号	建築相談(コンクリートの品質について)起家平成30年10月29日 ・表紙・川口市建築相談所・判断結果・表 化学混和剤の性能JIS 6204・フライアッシュの品質規定JIS 6201	1	H30.11.19	部分公開	7条4号	法人名、電話番号	市長	建築安全課	
132	市長 建築安全課	125	H30.11.9	申 出	5条2号	道路調査報告書 ・地図(カラー)・公図(カラー)・写真(カラー)	2	H30.11.30	部分公開	7条2号	個人の氏名、電話番号	市長	建築安全課	
133	市長 建築安全課	129	H30.11.14	請 求	5条1号	芝4丁目2288-4、2290-6、2288-7 上記3件 建築物に対する文章等、発送簿、現時点すべて	3	H30.11.16	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、電話番号	市長	建築安全課	
134	市長 建築安全課	130	H30.11.16	請 求	5条2号	道路調査報告書No.4089	1	H30.11.28	部分公開	7条2号	個人の氏名	市長	建築安全課	
135	市長 建築安全課	131	H30.11.16	申 出	5条2号	道路調査報告書No.4089 公図(カラー)	1	H30.11.28	公開			市長	建築安全課	
136	市長 建築安全課	133	H30.11.26	請 求	5条6号	道路調査報告書No.5686 ・案内図(カラー)・公図(カラー)	1	日程調整中	部分公開	7条2号	個人の氏名、電話番号	市長	建築安全課	
137	市長 建築安全課	134	H30.11.27	申 出	5条6号	道路調査書No.3396(表) ・案内図・要望書・メモ	1	H30.12.25	公開			市長	建築安全課	
138	市長 建築安全課	135	H30.11.28	申 出	5条6号	道路調査報告書No.2678 ・地図(カラー)・公図(カラー)	1	H30.12.20	部分公開	7条2号	個人の氏名	市長	建築安全課	
139	市長 建築安全課	138	H30.11.30	申 出	5条2号	道路調査報告書No.4564内の協定書 ・昭和52年2月22日協定書 計3枚	1	H31.1.4	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、印影、法人の印影	市長	建築安全課	
140	市長 建築安全課	139	H30.11.30	申 出	5条2号	・道路の取扱いについて(昭和61年1月24日) ・協定道路申請書 ・公図の写し(カラー) ・念書(昭和61年1月9日) ・念書(昭和61年1月19日) ・写真(カラー)	1	H30.12.14	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、電話番号、印影	市長	建築安全課	
141	市長 建築安全課	140	H30.11.30	請 求	5条1号	道路調査報告書No.6345 ・公図(カラー) ・道路位置図 ・協定書 ・誓約書	1	H30.12.14	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所	市長	建築安全課	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			実施機関	担当課	備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容			
142	市長 建築安全課	144	H30.12.12	請 求	5条1号	平成30年12月中 建設リサイクル 法届出書受付簿	1	H30.12.21	部分公開	7条2号	個人の氏名、印影	市長	建築安全課	
143	市長 建築安全課	146	H30.12.17	請 求	5条6号	道路調査報告書No.6152 公図(カラー)	1	H31.1.17	公開			市長	建築安全課	
144	市長 建築安全課	147	H30.12.17	申 出	5条6号	道路調査報告書協定道路No.318 ・協定書・公図・関係権利者 ・案内図・現況・協定図	1	H31.1.17	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 印影	市長	建築安全課	
145	市長 建築安全課	148	H30.12.18	請 求	5条6号	道路調査報告書No.3475内資料 ・私道の取扱いについて・関係権利 者・現況・道路協定図・協定書・案 内図(カラー)・区画求積図・取り扱 い基準・公図(カラー)・求積図	1	H31.1.11	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影	市長	建築安全課	
146	市長 建築安全課	150	H30.12.21	請 求	5条1号	平成30年12月10日～12月21日分 建設リサイクル法届出書 様式第 一号	37	H31.1.18	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影、法 人の印影	市長	建築安全課	
147	市長 建築安全課	154	H31.1.4	申 出	5条1号	協定による道路No.507(平成2年6 月12日) 公図写	1	日程調整中	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、印影、 法人の印影	市長	建築安全課	
148	市長 建築安全課	155	H31.1.4	申 出	5条2号	道路調査書No.507(昭和53年10月3 日)内の私道に関する同意書(昭 和59年12月24日)・公図・私道位置 図	1	H31.1.21	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 印影、法人の印影	市長	建築安全課	
149	市長 建築安全課	156	H31.1.7	申 出	5条6号	道路調査書No.1783 ・私道の取扱いについて - 地形 図 ・私道に関する協定書 - 現況図 及び道路協定図(2枚) ・関係権利者	1	H31.1.17	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影、法 人の印影	市長	建築安全課	
150	市長 建築安全課	159	H31.1.24	申 出	5条6号	道路調査報告書No.2564内資料 ・私道の取り扱い・協定書・関係権 利者 ・公図(カラー)・協定図・写真(カ ラー)	1	H31.2.14	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影、ナン バープレート	市長	建築安全課	
151	市長 建築安全課	161	H31.1.30	申 出	5条2号	道路調査報告書No.4916(604)昭和 53年12月25日 ・住宅地図1・住宅地図2	1	H31.2.8	部分公開	7条2号	個人の氏名	市長	建築安全課	
152	市長 建築安全課	164	H31.2.1	請 求	5条6号	道路調査報告書No.5011 3枚 ・公図(カラー)・案内図(カラー)・実 測図・地積測量図(カラー) 2枚	1	H31.2.21	部分公開	7条2号 7条4号	個人の住所、氏名、 印影、法人名、電話 番号、印影	市長	建築安全課	
153	市長 建築安全課	166	H31.2.1	請 求	5条6号	道路調査報告書No.4366	1	日程調整中	部分公開	7条2号	個人の氏名、電話番 号	市長	建築安全課	
154	市長 建築安全課	167	H31.2.1	請 求	5条6号	道路調査報告書No.4366内、 ・協定書 昭和55年、図面 ・協定書 昭和58年3月2日、図面	1	日程調整中	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 印影、法人の印影	市長	建築安全課	
155	市長 建築安全課	168	H31.2.1	請 求	5条6号	道路調査報告書No.3111(メモ) ・公図(カラー)・案内図(カラー)・写 真(カラー)5枚	1	H31.2.21	部分公開	7条2号	個人の氏名、電話番 号、ナンバープレート	市長	建築安全課	
156	市長 建築安全課	171	H31.2.6	請 求	5条1号	〇〇〇〇株式会社と川口市建築 安全課との建築に関するやりとり。 それに対する調査内容・結果。対 する対応。 市民だけでは、教えてくれなかった 理由、弁護士が介入していたら公 開する理由が分かる文書。	1	日程調整中	部分公開	7条2号 7条4号 11条2項 (文書不 存在)	個人の氏名、住所、 調査報告書内申立内 容、経過内容 「市民だけでは、教 えてくれなかった理由、 弁護士が介入してい たら公開する理由が 分かる文書」につい ては作成していないた め不存在	市長	建築安全課	
157	市長 建築安全課	173	H31.2.6	申 出	5条6号	道路調査報告書No.2564 ・私道の取扱いについて、公図(カ ラー)、協定書、協定図、関係権利 者(2枚)	1	H31.2.20	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影	市長	建築安全課	
158	市長 建築安全課	177	H31.2.15	請 求	5条1号	道路調査報告書No.2686 ・平成24年8月22日報告書・公図 (カラー)	1	日程調整中	部分公開	7条2号	個人の氏名	市長	建築安全課	
159	市長 建築安全課	178	H31.2.15	申 出	5条1号	道路調査報告書No.2686	1	日程調整中	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号	市長	建築安全課	
160	市長 建築安全課	180	H31.2.15	請 求	5条1号	道路調査報告書No.5568(平成20 年5月2日決裁) ・決裁表紙・道路調査報告書・案内 図(カラー)・公図(カラー)・道路位 置指定申請図・換地図(カラー)・写 真2枚(カラー)	1	H31.2.19	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、ナン バープレート、法人 名、電話番号	市長	建築安全課	
161	市長 建築安全課	181	H31.2.15	請 求	5条6号	道路調査報告書No.4951 ・公図(カラー)・案内図(カラー)	1	H31.3.1	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、法人 名、電話番号	市長	建築安全課	
162	市長 建築安全課	183	H31.2.21	申 出	5条6号	・道路の取扱い願い書(昭和52年2 月22日) ・協定図 ・確約書(平成2年5月13日)	1	H31.3.11	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 印影、法人の印影	市長	建築安全課	
163	市長 建築安全課	184	H31.2.21	請 求	5条6号	道路調査報告書(N.6238) ・案内図(カラー) ・公図(カラー)	1	H31.3.15	公開			市長	建築安全課	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			実施機関	担当課	備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容			
164	市長 建築安全課	185	H31.2.21	申 出	5条6号	No.6238内協定書 ・現況図・現況図及び協定図 ・計画予定図・公図	1	H31.3.15	部分公開	7条2号	個人の氏名、印影	市長	建築安全課	
165	市長 建築安全課	186	H31.2.22	請 求	5条6号	道路調査報告書No.6347(平成29 年12月28日)	1	H31.3.13	部分公開	7条2号	個人の氏名	市長	建築安全課	
166	市長 建築安全課	188	H31.2.25	申 出	5条6号	道路調査報告書No.3687 ・写真(カラー)・現況測量図	1	H31.3.14	部分公開	7条2号 7条4号	個人の氏名、住所、 電話番号、法人名、 住所、電話番号	市長	建築安全課	
167	市長 建築安全課	196	H31.3.14	請 求	5条2号	道路調査報告書No.5568(平成20年 5月2日決裁)内の ・報告書(平成31年3月5日)(カ ラー) ・案内図(カラー)・写真(カラー) ・位置指定線形復元協議図(カ ラー)	1	H31.3.15	公開			市長	建築安全課	
168	市長 公園課	7	H30.4.4	請 求	5条1号	平成30年3月31日及び4月1日に開 催された川口駅西口円形広場にお けるイベントの開催申請書の控え	1	H30.4.24	部分公開	7条2号	個人の氏名、住所、 電話番号、印影	市長	公園課	
169	市長 公園課	11	H30.4.17	請 求	5条1号	青木公園の柵 デザイン料委託 費・柵建設費委託料 委託先(下請け業者)・入札方式 柵の設計図 青木公園のどの部分に設置するの かが分かる文書	1	H30.5.11	部分公開	7条4号	法人の印影	市長	公園課	
170	市長 公園課	194	H31.3.12	請 求	5条3号	平成30年4月12日入札 「幹線第50号線外1路線街路緑地 帯管理委託」金入り設計書の全部 (本工事費内訳書、経費根拠書、 一位代価表、等)	1	日程調整中	部分公開	7条4号	他法人発行の積算に 関するマニュアル参 考箇所	市長	公園課	
171	赤山歴史自然公園整備 室 市長	195	H31.3.12	請 求	5条3号	平成30年10月16日入札 「赤山歴史自然公園植栽工事」金 入り設計書の全部 (本工事費内訳書、経費根拠書、 一位代価表、等)	1	日程調整中	公開			市長	赤山歴史自然公園整備室	
172	市街地整備室 市長	191	H31.3.8	請 求	5条1号	①密集市街地の解消状況 ②密集市街地の解消状況調査の ため埼玉県都市整備部市街地整 備課から川口市に対して送付され た市の密集市街地解消状況調査 依頼書 ③上記密集市街地解消状況を新 聞社に対して回答した文書			取下げ			市長	市街地整備室	情報提供
173	西部土地区画整理事務 所 市長	110	H30.10.19	請 求	5条6号	芝東第3土地区画整理事業 区画 街路6-33号ほか 1路線街路築造工事の金額入り仕 様書	1	H30.11.9	公開			市長	西部土地区画整理事務所	
174	下水道維持課 市長	127	H30.11.13	請 求	5条2号	平成30年度 南部第17処理分区管 清掃委託その1 平成30年度 南部第17処理分区管 清掃委託その2 平成30年度 南部第17処理分区管 清掃委託その6 平成30年度 南部第17処理分区管 清掃委託その7 平成30年度 下水道管内調査委託 その4 平成30年度 下水道管内調査委託 その5 平成30年度 下水道管内調査委託 その6 平成30年度 下水道管内調査委託 その7 平成30年度 鳩ヶ谷第720号線側 溝清掃業務委託 平成30年度 戸塚第419号線ほか1 路線側溝清掃業務委託 金入り設計書	8	H30.12.3	公開			市長	下水道維持課	
175	下水道推進課 市長	62	H30.7.9	請 求	5条6号	伝右川右岸第四処理区雨水排水 区基本計画策定委託 入札日:平成28年6月29日 上記業務の成果品(基本計画概 要、平面図等)			取下げ			市長	下水道推進課	情報提供
176	下水道推進課 市長	137	H30.11.30	請 求	5条6号	並木元町雨水調整池築造工事 金入り設計書、積算根拠他	1	H30.12.18	部分公開	7条7号	設計単価根拠	市長	下水道推進課	
177	消防総務課 市長	9	H30.4.10	請 求	5条1号	消防署清掃業務委託 見積書又は 入札記録書	1	H30.5.2	部分公開	7条7号	最低制限価格	市長	消防総務課	
178	予防課 市長	19	H30.4.24	請 求	5条2号	平成〇年〇月〇日 川口市江戸〇 丁目〇番〇号の火災に係る以下 の文書 ・火災調査書様式22号 ・写真証明書	1	H30.5.16	部分公開	7条2号	個人の氏名	市長	予防課	
179	予防課	56	H30.6.27	請 求	5条6号	川口市朝日〇丁目〇番〇号 火災調査書類一式(平成〇年〇月 〇日)	1	H30.7.25	部分公開	7条4号	法人名、住所、電話 番号	市長	予防課	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			実施機関	担当課	備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容			
180	市長 警防課	190	H31.3.6	請 求	5条6号	川口市消防局北消防署に配備されてる高度救助隊運用の救助工作車Ⅲ型の車両設計図(5面図)	1		非公開	7条4号		市長	警防課	
181	水道事業管理者 財務課	175	H31.2.8	請 求	5条2号	案件番号:改30-101 石神配水場自家発電装置更新工事 入札公告	1	H31.2.18	公開			水道事業管理者	財務課	
182	水道事業管理者 施設課	48	H30.6.11	請 求	5条6号	水道事業の積算時に使用する、平成30年版材料単価一覧表(名称・規格・金額・コード等記載のもの)を請求。	1	H30.6.26	公開			水道事業管理者	施設課	
183	水道事業管理者 施設課	158	H31.1.15	請 求	5条1号	平成30年度契約「改良第3号鳩ヶ谷地区配水管布設工事」に関する金入り設計書	1	H31.2.8	公開			水道事業管理者	施設課	
184	水道事業管理者 施設課	179	H31.2.15	請 求	5条6号	平成29年度水道単価一覧表(名称・規格・単価金額・単価コード記載のもの)	1	H31.2.25	公開			水道事業管理者	施設課	
185	水道事業管理者 施設課	199	H31.3.26	請 求	5条6号	・拡張受託第2号戸塚地区配水管布設工事(開札日:平成30年12月11日) 金入り設計書一式(図面は除く)	1	H31.3.29	公開			水道事業管理者	施設課	
186	浄水課 水道事業管理者	15	H30.4.19	請 求	5条2号	水道部財務課発注工事 ・新郷浄水場配水塔外壁塗装工事以上1件の金入り設計内訳書	1	H30.5.14	部分公開	7条7号	設計単価根拠	水道事業管理者	浄水課	
187	浄水課 水道事業管理者	40	H30.5.24	請 求	5条6号	・上青木浄水場1号井及び上青木浄水場4号井内部調査委託(平成29年11月15日開札) 上記工事の金入り設計書(設計価格算出に必要なすべての文章含む)	1	H30.6.13	部分公開	7条7号	設計単価根拠	水道事業管理者	浄水課	
188	病院事業管理者 医療センター管理課	38	H30.5.22	請 求	5条6号	川口市立医療センター 平成30年度感染症廃棄物処理 契約委託状況について (契約期間、収集頻度、落札状況、運搬業者、処分業者、入札金額、排出形態、排出個数、収集単価、処分単価、容器単価、想定排出重量等)	1	H30.6.27	部分公開	7条4号	法人の印影、収集単価、処分単価	病院事業管理者	医療センター管理課	
189	教育総務課 教育委員会	124	H30.11.8	申 出	5条6号	鳩ヶ谷中学校東側擁壁工事に関する図面等の書類	1	H30.11.12	部分公開	7条2号	個人の氏名	教育委員会	教育総務課	
190	文化推進室 教育委員会	136	H30.11.28	請 求	5条1号	川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会(平成30年11月28日開催)で使用された資料(参考事例・調査結果)	1	H30.12.18	部分公開	7条8号	他自治体の施設に係る情報	教育委員会	文化推進室	
191	文化推進室 教育委員会	163	H31.1.30	請 求	5条1号	平成31年1月30日に開催された第4回川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会において、傍聴人に配布されなかった資料一式	1	H31.2.14	部分公開	7条8号	他自治体の施設に係る情報	教育委員会	文化推進室	
192	学務課 教育委員会	94	H30.9.6	請 求	5条1号	苦情対応(人事評価制度の)における事情聴取について「進め方(マニュアル)」等の文書一切			取下げ			教育委員会	学務課	情報提供
193	学務課 教育委員会	95	H30.9.6	請 求	5条1号	平成30年6月19日に開催した「学校リーダー養成研修会」及び他の日に開催した「学校リーダー養成研修会」の配布文書一切と開催通知書			取下げ			教育委員会	学務課	情報提供
194	指導課 教育委員会	70	H30.7.19	請 求	5条6号	川口市いじめ調査委員会に関する記録全て 事故発生報告書、学校事故報告書、指導要録、職員会議録、市教育委員会会議録、児童生徒聞取記録、文科省・県教育委員会(埼玉)、川口市教育委員会とのやり取りした文書など	1		非公開	7条1号 7条2号 7条6号 7条7号		教育委員会	指導課	
195	指導課 教育委員会	87	H30.8.27	請 求	5条1号	平成30年3月のいじめ事案に関する報告書	1	H30.9.27	部分公開	7条1号 7条2号 7条6号 7条7号	報告書内審議内容の一部、個人の氏名	教育委員会	指導課	
196	指導課 教育委員会	149	H30.12.18	請 求	5条1号	「川口市低学年基礎学力定着度調査」における調査用紙(実施年度から本年度分)及び調査結果考察(実施年度から本年度分)の一切			取下げ			教育委員会	指導課	情報提供
197	学校保健課	10	H30.4.10	請 求	5条1号	1 学校給食調理委託 ①元郷給食センター 見積書 ②新郷学校給食センター 見積書 ③南平学校給食センター 見積書 ④川口地区自校調理校 見積書 ⑤プロポーザル方式校 契約書(委託費記載ページのみ):見積書 ⑥給食調理委託臨時調理員 見積書 2 配膳業務委託 見積書	7	H30.5.2	部分公開	7条4号	法人の印影	教育委員会	学校保健課	

通し番号	実施機関(所管課)	受付 No.	受 付 年月日	請求 ・申出 の区分	請求者 (申出者)	請 求 概 要	対象 文書 数	公開 実施日	処理内容			実施機関	担当課	備考
									処理区分	理由	非公開部分の内容			
198	教育委員会	22	H30.4.26	請 求	5条1号	・平成30年度の学校給食業務委託に関する歳出予算要求情報 ・小学校自校給食調理委託に関する予算情報、神郷、南平、元郷センター給食調理委託に関する予算情報、八幡木中・里中給食調理委託に関する予算情報、辻小・鳩ヶ谷中給食調理委託に関する予算情報、桜町小・南鳩ヶ谷小給食調理に関する予算情報 ・予算の算出根拠に関わる情報 ・平成30年度の学校給食業務委託契約に関する情報・・・小学校自校給食調理委託、神郷、南平、元郷センター給食調理委託に関する契約情報、契約執行伺書、委託契約書	16	H30.5.28	部分公開	7条2号 7条4号	個人の印影、法人の印影	教育委員会	学校保健課	
199	学校保健課 教育委員会	197	H31.3.20	請 求	5条1号	川口市立高等学校校務員業務 (1) 契約書・仕様書 (2) 平成30年校務員業務委託契約のプロポーザル方式選考に関する文書 ①業者が記入する評価項目の表(白紙のもの) ②各業者の評価結果表			取下げ			教育委員会	川口市立高等学校	情報提供
200	川口市立高等学校 議会 議会総務課	30	H30.5.14	請 求	5条1号	平成30年5月11日に開催された議会改革推進委員会の会議録	1	H30.5.30	部分公開	7条6号	発言議員名・発言会派名が特定できる情報	議会	議会総務課	
201	議会 議会総務課	36	H30.5.22	請 求	5条2号	平成29年3月の常任委員会、平成30年3月の常任委員会、平成27年10月の決算審査特別委員会、平成28年の10月の決算審査特別委員会、平成29年の同委員会における川口市地球温暖化防止推進センターに係る一切の質疑の文書	5	H30.6.8	部分公開	7条6号	発言議員名・発言会派名が特定できる情報	議会	議会総務課	
202	議会 議会総務課	76	H30.7.31	請 求	5条1号	平成30年7月25日に開催された議会改革推進委員会の会議録	1	H30.8.17	部分公開	7条6号	発言議員名・発言会派名が特定できる情報	議会	議会総務課	
203	議会 議会総務課	123	H30.11.8	請 求	5条1号	平成30年11月6日に開催された議会改革推進委員会の会議録	1	H30.11.30	部分公開	7条6号	発言議員名・発言会派名が特定できる情報	議会	議会総務課	
204	議会 議会総務課	162	H31.1.30	請 求	5条1号	平成31年1月28日に開催された川口市議会 議会改革推進委員会の議事録と会議で使用された全資料	1	H31.2.19	部分公開	7条6号	発言議員名・発言会派名が特定できる情報	議会	議会総務課	
205	議会 議会総務課	182	H31.2.15	請 求	5条1号	平成31年2月12日に開催された川口市議会 議会運営委員会の議事録と政務活動費に関する議事で使用された資料一式	1	H31.3.8	部分公開	7条6号	発言議員名・発言会派名が特定できる情報	議会	議会総務課	
206	議会 議事課	122	H30.11.6	請 求	5条1号	平成30年11月6日 議会改革推進委員会 手話対応についての資料	1	H30.11.29	公開			議会	議事課	

表－４ 情報公開請求・申出者の内訳

区 分	件数
①市内に住所を有する者	43
②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	65
③市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	6
④市内に存する学校に在学する者	0
⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	0
⑥公文書の公開を必要とする理由を明記できるもの	85
合 計	199

(2) 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、情報公開条例第 7 条第 2 号の個人に関する情報と第 7 条第 4 号の法人に関する情報に該当するとして非公開としたものが多くありました。（表－５）

表－５ 非公開又は部分公開の理由

区 分	件数
法令秘情報(第7条第1号)	2
個人に関する情報(第7条第2号)	261
個人識別符号(第7条第3号)	0
法人等に関する情報(第7条第4号)	196
公共の安全と秩序の維持に関する情報(第7条第5号)	1
審議、検討、協議に関する情報(第7条第6号)	12
事務又は事業に関する情報(第7条第7号)	28
国等との協力関係に関する情報(第7条第8号)	2
合 計	502

※同一処分に複数の非公開理由が含まれている場合があります。

その他に非公開決定した理由として、文書不存在（第 11 条第 2 項）によるものが 4 件あり、このうち 2 件は一部文書不存在として部分公開しており、残りの 2 件は文書不存在として非公開としております。

存否応答拒否（第 10 条）として非公開としたものはありませんでした。

Ⅱ 個人情報保護制度

1 個人情報保護制度について

(1) 目 的

市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を保障することにより、情報に関する個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的としています。

(2) 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者（平成30年度までは水道事業管理者）、病院事業管理者及び議会からなる市の全ての機関が対象となります。

(3) 個人情報の適正な取り扱いについて

実施機関が保有個人情報を取り扱う際のルールを、次のように定めています。

ア 収集の制限

ア) 個人情報の収集をするときは、個人情報取扱業務及びその業務において個人情報を利用する目的を明確にした上で、その個人情報取扱業務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

イ) 思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として収集してはならない。

ウ) 個人情報を収集するときは、原則として本人から収集する。

イ 保有個人情報の利用及び提供の制限

ア) 実施機関は、原則として利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

イ) 実施機関は、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し又は提供したときは、個人情報保護条例第8条第2項の規定により、一定の事項を審議会に報告しなければならない。

ウ) 実施機関は、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

ウ 保有特定個人情報の利用及び提供の制限

ア) 実施機関は利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

イ) 実施機関は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

エ 電子計算組織の結合の制限

実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、原則として本市以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。

オ 適正な維持管理

ア) 保有個人情報は正確かつ最新のものとする。

イ) 保有個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えい等の事故を防止する。

ウ) 保有する必要のなくなった保有個人情報は、確実かつ速やかに廃棄又は消去する。

エ) 保有個人情報の適正管理を図るため、各課に個人情報保護管理責任者を設置する。

オ) 個人情報取扱業務を委託するときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるようにする。

カ 個人情報取扱業務の登録

市が収集・利用する個人情報の所在、内容を明らかにするため、個人情報を取り扱う業務の登録を行い、その目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

(4) 自己に関する情報をコントロールする権利

実施機関の保有する公文書に記録された自己に関する保有個人情報については、誰でも次のような請求ができます。

ア 開示請求

自己に関する保有個人情報の閲覧、写しの交付の請求ができます。

イ 訂正請求

自己に関する保有個人情報に事実と異なる記載があるとき、訂正の請求ができます。

ウ 利用の停止及び消去の請求

実施機関が前記「(3) ア 収集の制限」若しくは法律に違反して自己の保有個人情報を収集、利用、保管、記録していると認めるとき、実施機関に対し、その利用の停止又は消去の請求ができます。

(5) 保有個人情報の開示

実施機関は、開示請求があったときは、その保有個人情報に次に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、請求者に開示します。

※ 不開示情報

保有個人情報の中には、開示することにより、第三者又は公共の利益が侵害され、又は行政執行上著しい支障が生ずるおそれがあること等の理由から、不開示としなければならないものがあります。このような情報を不開示情報といい、次の7項目を定めています。

ア 法令秘情報

法令等で開示することができないとされている情報

イ 代理人による請求における本人の権利利益に反する情報

未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該開示請求に係る本人の権利利益に反すると認められる情報

ウ 開示請求者以外に関する情報

開示請求のあった保有個人情報に開示請求者以外の者に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、その者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの

エ 審議、検討、協議に関する情報

市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、適正な意思決定をする際の支障、市民の間の混乱、及び特定の者への利益又は不利益を生じさせるおそれがあるもの

オ 事務又は事業に関する情報

市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、事業の性質上、適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

カ 国等との協力関係に関する情報

市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

キ 評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報

個人の評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報であって、開示することにより、その事務事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

（６）開示決定の期限

開示・非開示の決定は、公開請求があった日から起算して１５日（市の休日を除く。）以内に行います。また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を３０日（市の休日を除く。）以内に限り延長することがあります。

（７）審査請求

実施機関は、決定又は不作為について審査請求があり、学識経験者で構成する第三者機関である川口市情報公開・個人情報保護等審査会に諮問したときは、その答申を尊重して、速やかに、審査請求に対する裁決をします。

（８）罰則規定

実施機関等の個人情報の適正な取扱いの確保について、その実効性を高め、市に対する信頼を確保するため、職員、受託業務従事者等に対して、保有個人情報の漏洩等の不適正な取扱いがあった場合の罰則を定めています。

2 個人情報保護制度の運用状況

(1) 保有個人情報の開示等の請求件数と処理状況

平成30年度の個人情報保護条例に基づく開示請求は132件で、決定件数は113件でした。その決定内容の内訳としては、全部開示したものは43件、部分開示したものは41件、文書不存在による不開示が29件でした。なお、取下げは22件でした。決定件数に対する部分開示を含めた開示率は82.8%でした。

処理件数を実施機関別に見ると、表－6のとおり市長が74件、教育委員会が61件でした。課別の処理状況は表－7、請求内容については表－8のとおりです。

また、平成30年度の訂正請求はありませんでした。

表－6 実施機関別の保有個人情報開示請求の処理件数

単位：件

実施機関	受付件数	処理件数							
		取下げ 件数	決定件数						
			決定内容						
			開示	部分開示	不開示			存否応答 拒否	
不開示情報 に該当	文書不存在								
市長	72	74	22	52	30	22	0	0	0
教育委員会	60	61	0	61	13	19	0	29	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	132	135	22	113	43	41	0	29	0

※受付件数は、請求の件数です。

処理件数は、担当課が開示・部分開示・非開示決定処理及び取下げ処理を行った件数です。

表－７ 課別の保有個人情報開示請求の開示等の処理状況

単位: 件

実施機関名		処理件数					
			取下げ 件数	決定件数			
				決定内容			不開示 (文書不存在)
				開示	部分開示		
市長	秘書課	1	0	1	0	1	0
	納税課	1	0	1	1	0	0
	市民税課	3	1	2	1	1	0
	市民課	40	21	19	9	10	0
	生活福祉1課	1	0	1	0	1	0
	生活福祉2課	1	0	1	1	0	0
	障害福祉課	2	0	2	2	0	0
	子ども育成課	1	0	1	1	0	0
	子育て相談課	3	0	3	0	3	0
	疾病対策課	1	0	1	0	1	0
	地域保健センター	1	0	1	1	0	0
	生活衛生課	2	0	2	0	2	0
	国民健康保険課	11	0	11	11	0	0
	介護保険課	1	0	1	1	0	0
	環境保全課	1	0	1	1	0	0
	建築安全課	2	0	2	0	2	0
	街路事業課	1	0	1	1	0	0
	南消防署管理課	1	0	1	0	1	0
小計		74	22	52	30	22	0
教育委員会	スポーツ課	1	0	1	0	1	0
	学務課	2	0	2	0	0	2
	指導課	58	0	58	13	18	27
小計		61	0	61	13	19	29
合計		135	22	113	43	41	29

表－8 保有個人情報開示請求内容一覧

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
1	市長 秘書課	79	H30.12.10	開示	請求者本人に関する下記の文書 平成30年10月3日付「川口市長への手紙」に関する市の業務処理状況・結果などが明記された資料一式（決裁等含む）	日程調整中	部分開示	16条3号	請求者以外の個人情報	
2	市長 納税課	58	H30.10.9	開示	請求者本人に関する分納相談の処理決裁文書（平成27年11月22日相談）、差押決裁文書（平成28年6月23日差押）	H30.10.29	開示			
3	市長 市民税課	77	H30.12.4	開示	請求者本人に関する平成25年度～平成29年度分の給与支払報告書及び総括表、理由届	H30.12.17	部分開示	16条3号 19条2項	請求者以外の個人情報、取得していない文書	
4	市長 市民税課	84	H31.1.15	開示	請求者本人に関する平成28年分の所得税及び復興特別所得税の申告内容確認票B（第一表と第二表）		取下げ			請求者の申出による取下げ
5	市長 市民税課	88	H31.1.30	開示	請求者本人に関する平成27・28年度分市民税・県民税申告書	H31.2.13	開示			
6	市長 市民課	3	H30.4.16	開示	請求者本人に関する戸籍謄本の交付申請書（平成29年4月1日～本日まで）	H30.5.9	部分開示	16条3号	請求者以外の個人情報	
7	市長 市民課	4	H30.4.18	開示	請求者本人に関する戸籍謄本の交付申請書（平成29年8月～請求日まで）		取下げ			請求者の申出による取下げ
8	市長 市民課	5	H30.5.1	開示	請求者本人に関する住民票の交付申請書及び添付書類（平成30年4月1日～本日まで）		取下げ			請求者の申出による取下げ
9	市長 市民課	6	H30.5.2	開示	請求者本人に関する印鑑証明請求関係書類（平成28年12月～請求日まで）		取下げ			請求者の申出による取下げ
10	市長 市民課	7	H30.5.17	開示	請求者本人に関する印鑑証明請求関係書類（平成27年4月～請求日まで）	H30.5.31	開示			
11	市長 市民課	8	H30.5.21	開示	請求者本人に関する住民票及びマイナンバーカード関係書類請求書（平成30年5月18日～請求日まで）		取下げ			請求者の申出による取下げ
12	市長 市民課	9	H30.5.22	開示	請求者本人に関する戸籍謄本の交付申請書（平成29年5月～平成30年5月22日）	H30.5.28	開示			
13	市長 市民課	10	H30.5.25	開示	請求者本人に関する住民票及び印鑑証明書の交付申請書（平成28年1月1日～請求日まで）	H30.10.4	部分開示	19条2項	住民票の写し等交付申請書	
14	市長 市民課	12	H30.6.4	開示	請求者本人に関する印鑑証明の交付申請書（平成30年3月1日～請求日まで）	H30.6.12	開示			
15	市長 市民課	13	H30.6.19	開示	請求者本人に関する住民票・印鑑証明の請求書（平成30年6月18日～19日）		取下げ			請求者の申出による取下げ
16	市長 市民課	15	H30.7.4	開示	請求者本人に関する住民票の交付申請書（平成30年4月1日～7月4日まで）		取下げ			請求者の申出による取下げ
17	市長 市民課	18	H30.7.18	開示	請求者本人に関する戸籍・住民票の請求関係書類（平成28年7月1日～請求日まで）		取下げ			請求者の申出による取下げ
18	市長 市民課	20	H30.8.2	開示	請求者本人に関する住民票の請求関係書類（平成27年4月1日～平成30年8月2日まで）		取下げ			請求者の申出による取下げ

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
19	市長 市民課	21	H30.8.3	開示	請求者本人に関する戸籍謄本・戸籍抄本 請求申請書(平成27年4月1日～平成30 年8月3日まで)		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
20	市長 市民課	22	H30.8.6	開示	請求者本人に関する住民票の請求関係 書類(平成29年8月1日～請求日まで)		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
21	市長 市民課	27	H30.8.31	開示	請求者本人に関する戸籍、住民票等の 請求書 (平成27年4月1日～請求日)		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
22	市長 市民課	29	H30.9.4	開示	請求者本人に関する戸籍謄抄本等請求 書(川市発第310・311号川口市戸籍謄本 等交付通知書)	H30.9.26	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
23	市長 市民課	44	H30.9.6	開示	請求者本人に関する印鑑証明の請求書 類 (平成29年8月1日～12月末まで)		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
24	市長 市民課	48	H30.9.13	開示	請求者本人に関する印鑑証明請求書		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
25	市長 市民課	55	H30.9.25	開示	請求者本人に関する戸籍謄本、住民票、 印鑑証明の請求書(平成27年4月1日～ 請求日)		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
26	市長 市民課	56	H30.9.25	開示	請求者本人に関する住民票異動手続が わかる書類(平成30年9月1日以降)	H30.11.16	開示			
27	市長 市民課	57	H30.10.1	開示	請求者本人に関する住民票、戸籍謄本、 印鑑証明の請求書(平成29年10月1日か ら)		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
28	市長 市民課	59	H30.10.16	開示	請求者本人に関する印鑑証明書の交付 申請書(平成30年10月9日～平成30年10 月16日) (10月9日 請求者本人申請分(3枚)を除 く)		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
29	市長 市民課	71	H30.10.31	開示	請求者本人に関する印鑑証明の交付申 請(平成30年8月～10月まで)		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
30	市長 市民課	73	H30.11.19	開示	請求者本人に関する平成30年8月22日提 出の離婚届		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
31	市長 市民課	74	H30.11.19	開示	請求者本人に関する提出に関する住民 異動届	H30.12.10	開示			
32	市長 市民課	81	H30.12.19	開示	請求者本人に関する住民票の請求書 (本人請求以外全て)	H31.1.10	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
33	市長 市民課	82	H30.12.21	開示	請求者本人に関する戸籍・住民票・印鑑 登録の請求関係書類(平成27年4月1日 ～本日まで)		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
34	市長 市民課	85	H31.1.15	開示	請求者本人に関する印鑑登録申請書、 印鑑登録廃止申請書、印鑑登録証明書 交付申請書(平成30年5月～平成31年1 月15日)	H31.1.23	開示			
35	市長 市民課	86	H31.1.21	開示	請求者本人に関する印鑑登録届出書、 印鑑登録証明書交付申請書、住民票の 写し交付申請書(平成30年1月から請求 受付日まで)	H31.2.15	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
36	市長 市民課	89	H31.2.6	開示	請求者本人に関する住民異動届の写し (平成31年2月～)	H31.3.5	開示			
37	市長 市民課	92	H31.2.15	開示	請求者本人に関する印鑑証明の交付申 請書 (平成29年12月から現在まで)		取下げ			請求者の 申出による 取下げ

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
38	市長 市民課	93	H31.2.21	開示	請求者本人に関する現在までの全ての 印鑑登録証明書交付申請書及び登録・ 廃止申請書	H31.3.6	開示			
39	市長 市民課	96	H31.2.28	開示	請求者本人に関する住民票の請求書(現 在までのもの全て)	H31.3.13	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
40	市長 市民課	97	H31.3.11	開示	請求者本人に関する住民票の交付申請 書	H31.3.27	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
41	市長 市民課	98	H31.3.11	開示	請求者本人に関する住民票の交付申請 書	H31.3.27	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
42	市長 市民課	99	H31.3.11	開示	請求者本人に関する住民票の交付申請 書	H31.3.27	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
43	市長 市民課	100	H31.3.11	開示	請求者本人に関する住民票の交付申請 書		取下げ			請求者の 申出による 取下げ
44	市長 市民課	101	H31.3.11	開示	請求者本人に関する住民票の交付申請 書	H31.3.27	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
45	市長 市民課	102	H31.3.15	開示	請求者本人に関する住民票の交付申請 書及び添付書類 (平成30年5月1日～本日まで)	H31.3.27	開示			
46	市長 生活福祉1課	47	H30.9.11	開示	・請求者本人に関する医療券の発行履歴 (西川ロクリニックに関するもの) ・請求者本人に関するレセプト (西川ロクリニックに関するもの)	H30.10.9	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
47	市長 生活福祉2課	80	H30.12.11	開示	請求者本人に関する赤井歯科のレセプト (平成30年9～10月分)	H30.12.17	開示			
48	市長 介護保険課	16	H30.7.5	開示	平成30年7月4日提出済み 請求者本人に関する介護保険認定申請 書、受付印を押印したもの	H30.7.24	開示			
49	市長 障害福祉課	25	H30.8.21	開示	障害福祉課における請求者本人に関す る全ての記録(開示済のものを除く)	H30.9.10	開示			
50	市長 障害福祉課	26	H30.8.21	開示	障害福祉課における請求者本人に関す る全ての記録(開示済のものを除く)	H30.9.10	開示			
51	市長 子ども育成課	1	H30.4.2	開示	請求者本人に関する母子父子寡婦福祉 資金貸付金に関する借用書	H30.4.10	開示			
52	市長 子育て相談課	45	H30.9.10	開示	子育て相談課における請求者本人に関 する全ての記録(開示済のものを除く)	H30.10.22	部分開示	16条3号 16条6号	請求者以 外の個人 情報、他関 係機関の 対応情報	
53	市長 子育て相談課	46	H30.9.10	開示	子育て相談課における請求者本人に関 する全ての記録(開示済のものを除く)	H30.10.22	部分開示	16条3号 16条6号	請求者以 外の個人 情報、他関 係機関の 対応情報	
54	市長 子育て相談課	62	H30.10.22	開示	子育て相談課における請求者本人に関 する全ての記録	H30.11.9	部分開示	16条3号 16条6号 16条7号	請求者以 外の個人 情報、他関 係機関の 対応情報、 個人の評 価に関する 情報	
55	市長 疾病対策課	60	H30.10.22	開示	疾病対策課が保有する請求者本人に関 する全て	H30.12.28	部分開示	16条3号 16条7号	請求者以 外の個人 情報 評価に関 する情報	

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
56	市長 地域保健セン ター	11	H30.6.1	開示	平成29年11月10日にはせがわ歯科医院 にて受診した川口市歯科ドックの請求者 本人の診療結果	H30.6.26	開示			
57	市長 生活衛生課	2	H30.4.2	開示	埼玉県動物指導センター南支所における 請求者に関する猫に関する相談記録一 式(平成29年11月～3月まで)	H30.4.19	部分開示	16条3号 16条7号	請求者以 外の個人 情報、請求 者以外の 相談に関 する情報	
58	市長 生活衛生課	103	H31.3.28	開示	請求者本人に関する平成30年度に請求 者に関する保健所での対応記録	日程調整中	部分開示	16条3号 16条5号	請求者以 外の個人 情報、事務 事業に関 する情報	
59	市長 国民健康保険 課	14	H30.7.2	開示	請求者本人に関するレセプトの写し(平 成27年1月1日～平成29年12月31日分)	H30.7.30	開示			
60	市長 国民健康保険 課	17	H30.7.9	開示	請求者本人に関するレセプトの写し(平 成27年1月1日～平成29年12月31日分)	H30.7.30	開示			
61	市長 国民健康保険 課	19	H30.8.2	開示	市が保有する請求者本人に関するレセプ トの写し(平成28年12月分から平成30年6 月分まで)	H30.8.23	開示			
62	市長 国民健康保険 課	72	H30.11.16	開示	平成30年5月～現在までの診療報酬明 細書(請求者本人分)	H30.12.4	開示			
63	市長 国民健康保険 課	76	H30.12.4	開示	平成25年4月～現在までの診療報酬明 細書(請求者本人分)	H30.12.17	開示			
64	市長 国民健康保険 課	78	H30.12.6	開示	平成30年10月～現在までの診療報酬明 細書(請求者本人分)	H30.12.25	開示			
65	市長 国民健康保険 課	83	H30.12.27	開示	請求者本人に関する平成30年4月28日～ 9月28日までのレセプト	H31.2.1	開示			
66	市長 国民健康保険 課	86	H31.1.21	開示	請求者国民健康保険加入手続書類(平 成30年1月から請求受付日まで)	H31.2.15	開示			
67	市長 国民健康保険 課	87	H31.1.23	開示	請求者本人に関する診療報酬明細書(平 成25年度、26年度分)	H31.2.13	開示			
68	市長 国民健康保険 課	94	H31.2.22	開示	請求者本人に関するレセプト(平成18年 以降、できるだけ古い物全て)	H31.3.8	開示			
69	市長 国民健康保険 課	95	H31.2.25	開示	請求者本人に関するレセプト (平成27年5月～7月)	H31.3.13	開示			
70	市長 環境保全課	91	H31.2.6	開示	下記の文書のうち、請求者本人に関する 文書、請求者の親に対する発言の文書 〇〇〇〇株式会社と川口市環境保全課 との騒音・異臭に関するやりとり それに対する調査内容・結果、対する対 応 騒音のデシベルを測定するのお願いに対し て測定できなかった理由が分かる文書	日程調整中	開示			
71	市長 建築安全課	75	H30.12.3	開示	請求者本人に関する下記の文書 道路調査報告書No.6345の協定書及び 誓約書	H30.12.14	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
72	市長 建築安全課	90	H31.2.6	開示	下記の文書のうち、請求者本人に関する文書 請求者の親に対する発言の文書 〇〇〇〇株式会社と川口市建築安全課とのやりとり。それに対する調査内容・結果、対する対応 市民だけでは、教えてくれなかった理由、弁護士が介入していたら公開する理由が分かる文書	日程調整中	部分開示	16条3号	請求者以外の個人情報	
73	市長 街路事業課	79	H30.12.10	開示	請求者本人に関する下記の文書 平成30年10月3日付「川口市長への手紙」に関する市の業務処理状況・結果などが明記された資料一式（決裁等含む）	日程調整中	開示			
74	市長 南消防署管理課	28	H30.9.3	開示	請求者本人に関する下記の文書 平成30年8月11日に110番通報及び119番通報し、救急車を要請した際の、南消防署横曽根分署と救急病院との応答記録が分かる文書、また、川口警察署警察官との応答がわかる文書 ・現場に来た警察官等の氏名等が分かる文書の一切 ・救急車が出動した時刻と帰署した時刻が分かる文書	H30.9.13	部分開示	16条3号	請求者以外の個人情報	
75	教育委員会 スポーツ課	61	H30.10.22	開示	指導課及びスポーツ課が保有する請求者本人に関する全て	H30.12.28	部分開示	16条3号 16条7号	請求者以外の個人情報 評価に関する情報	
76	教育委員会 学務課	63	H30.10.22	開示	請求者本人と教育委員会〇〇との電話でのやり取りの全て		不開示 （文書不存在）	19条2項		
77	教育委員会 学務課	68	H30.10.22	開示	請求者本人に関する転校に付いて〇〇小学校と〇〇小学校、教育委員会のやり取りの内容全て		不開示 （文書不存在）	19条2項		
78	教育委員会 指導課	23	H30.8.6	開示	請求者本人に関する以下の文書 請求者本人が中学1年のときに受けた理科の実験に関する文書及び同実験に関する本人への対応が記載された文書	H30.9.5	部分開示	16条7号	評価に関する情報	
79	教育委員会 指導課	24	H30.8.6	開示	請求者本人に関する教育委員会と警察及び児童相談所とのやりとりがわかる文書全て	H30.9.5	部分開示	16条3号	請求者以外の個人情報	
80	教育委員会 指導課	30	H30.9.5	開示	平成28年度 入学前、会議室における学校側との話し合いの席での請求者本人に関するやり取り全てと参加者がわかる文書		不開示 （文書不存在）	19条2項		文書を作成していないため
81	教育委員会 指導課	31	H30.9.5	開示	平成28年度 〇〇教諭との間で、体育の授業における配慮についての請求者本人に関するやり取りの全て		不開示 （文書不存在）	19条2項		文書を作成していないため
82	教育委員会 指導課	32	H30.9.5	開示	平成28年度～平成29年度 担任〇〇教諭との間で、夢わーくにおける請求者本人に関する配慮についてのやり取りの全て		不開示 （文書不存在）	19条2項		文書を作成していないため
83	教育委員会 指導課	33	H30.9.5	開示	平成28年度 夢わーくにおける〇〇小学校側と〇〇中学校側の請求者本人に関するやり取りの全て		不開示 （文書不存在）	19条2項		文書を作成していないため
84	教育委員会 指導課	34	H30.9.5	開示	請求者本人に関する下記の文書 平成28年度～平成29年度 担任〇〇教諭が3学期の終業式に通知表を渡さなかった件について、1学年教諭全員で決めたことだという〇〇教諭の発言から、どのような経緯でその結論に達したかがわかる文書、またその結論に達するまでの本人や家族とのやり取りの全て、教育委員会の指導内容の全て	H30.11.9	開示			
85	教育委員会 指導課	35	H30.9.5	開示	請求者本人に関する下記の文書 〇〇中学校 〇〇校長と〇〇〇〇氏とのやり取り全て 教育委員会と〇〇〇〇氏とのやり取り全て 〇〇中学校野球部顧問と〇〇〇〇氏とのやり取り全て		不開示 （文書不存在）	19条2項		文書を作成していないため

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
86	教育委員会 指導課	36	H30.9.5	開示	平成29年1学期 担任〇〇教諭との請求者本人に関する電話での会話全て	H30.11.9	開示			
87	教育委員会 指導課	37	H30.9.5	開示	平成28年度 入学前、会議室における学校側との話し合いの席での請求者本人に関するやり取り全てと参加者がわかる文書		不開示 (文書不存在)	19条2項		文書を作成していないため
88	教育委員会 指導課	38	H30.9.5	開示	平成28年度 〇〇教諭と保護者との間で、体育の授業における請求者本人に関する配慮についてのやり取りの全て		不開示 (文書不存在)	19条2項		文書を作成していないため
89	教育委員会 指導課	39	H30.9.5	開示	平成28年度～平成29年度 担任〇〇教諭との間で、夢わーくにおける請求者本人に関する配慮についてのやり取りの全て	H30.11.9	開示			
90	教育委員会 指導課	40	H30.9.5	開示	平成28年度 夢わーくにおける〇〇小学校側と〇〇中学校側の請求者本人に関するやり取りの全て		不開示 (文書不存在)	19条2項		文書を作成していないため
91	教育委員会 指導課	41	H30.9.5	開示	平成28年度～平成29年度 担任〇〇教諭が3学期の終業式に通知表を渡さなかった件について、1学年教諭全員で決めたことだという〇〇教諭の発言から、どのような経緯でその結論に達したのかがわかる文書、またその結論に達するまでの請求者本人に関するやり取りの全て、教育委員会の指導内容の全て		不開示 (文書不存在)	19条2項		文書を作成していないため
92	教育委員会 指導課	42	H30.9.5	開示	請求者本人に関する以下の文書 〇〇中学校 〇〇校長と〇〇〇〇氏とのやり取り全て 教育委員会と〇〇〇〇氏とのやり取り全て 〇〇中学校野球部顧問と〇〇〇〇氏とのやり取り全て		不開示 (文書不存在)	19条2項		文書を作成していないため
93	教育委員会 指導課	43	H30.9.5	開示	平成29年1学期 担任〇〇教諭との電話での請求者本人に関する会話全て	H30.11.9	開示			
94	教育委員会 指導課	49	H30.9.19	開示	芝園教育研究所と〇〇校長との請求者本人に関するやり取り、電話、会話、メール、メモ等の全て	H30.11.9	部分開示	16条5号	事務事業に関する情報	
95	教育委員会 指導課	50	H30.9.19	開示	平成29年9月 担任〇〇教諭との席替えに関する会話、職員室前廊下での請求者本人に関するやり取りとメモの全て	H30.11.9	開示			
96	教育委員会 指導課	51	H30.9.19	開示	〇〇〇〇と〇〇校長との請求者本人に関するやり取り、電話、受診、メール、メモ等の全て	H30.11.9	部分開示	16条6号	他関係機関の対応情報	
97	教育委員会 指導課	52	H30.9.19	開示	2年2学期の席替えについて、担任、副担任との請求者本人に関する話し合い、会議室での会話、メモ等の全て	H30.11.9	開示			
98	教育委員会 指導課	53	H30.9.19	開示	夢わーくにおける、担当者〇〇教諭との間の請求者本人に関するやり取り、電話、会話などの全て		不開示 (文書不存在)	19条2項		文書を作成していないため
99	教育委員会 指導課	54	H30.9.19	開示	2年生2学期に担任、副担任に廊下へ呼び出されて、五時間目に請求者本人に関することをクラスメイトに話すようにいわれた件のやりとり、会話、メモなどの全て	H30.11.9	開示			
100	教育委員会 指導課	61	H30.10.22	開示	指導課及びスポーツ課が保有する請求者本人に関する全て	H30.12.28	部分開示	16条3号 16条5号 16条6号 16条7号	請求者以外の個人情報 事務事業に関する情報 他関係機関の対応情報 評価に関する情報	
101	教育委員会 指導課	64	H30.10.22	開示	請求者本人と〇〇小元担任〇〇との夏休みの二者面談でのやり取りの内容の全て(面談内容、大貫について)		不開示 (文書不存在)	19条2項		文書を作成していないため

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
102	教育委員会 指導課	65	H30.10.22	開示	請求者本人と元担任〇〇との夢わーくに関するやり取りの内容の全て		不開示 (文書不 存在)	19条2項		文書を作 成していな いため
103	教育委員会 指導課	66	H30.10.22	開示	請求者本人と〇〇小元校長との電話でのやり取りの全て		不開示 (文書不 存在)	19条2項		文書を作 成していな いため
104	教育委員会 指導課	67	H30.10.22	開示	〇〇中学校、理科教諭〇〇の実験当日の行動と、〇〇〇〇との二人の請求者本人に関するやり取りがわかる内容全て	H30.11.9	部分開示	16条5号	事務事業 に関する情 報	
105	教育委員会 指導課	69	H30.10.22	開示	大貫林間学校の施設側と〇〇小学校の請求者本人に関するやり取りの内容全て		不開示 (文書不 存在)	19条2項		文書を作 成していな いため
106	教育委員会 指導課	70	H30.10.22	開示	〇〇中学校が夢ワークに対する請求者本人に関する対応配慮についての記録全て	H30.11.9	開示			
107	教育委員会 指導課	104	H31.3.29	開示	平成28年一学期に行った実験について、実験が始まってから終わるまでの学校がした対応の請求者本人に関する情報全て また、その時の請求者本人の状況についての全て	日程調整中	部分開示	16条5号	事務事業 に関する情 報	
108	教育委員会 指導課	105	H31.3.29	開示	「間違えて飲んだ」と記録されている文書の①名称②記録者③請求者本人に確認した人物と日時、場所④原本のコピー	日程調整中	部分開示	16条3号	請求者以 外の個人 情報	
109	教育委員会 指導課	106	H31.3.29	開示	平成29年夏 〇〇〇〇が元担任〇〇に書いた請求者本人に関する5つの質問とその回答の記録	日程調整中	開示			
110	教育委員会 指導課	107	H31.3.29	開示	請求者本人に関する下記の文書 学年主任 〇〇 ①〇〇〇〇同行時の記録すべて ②〇〇〇〇 〇〇中学へ電話した際の 〇〇との会話の内容のメモ・録音・各種書類などの記録		不開示 (文書不 存在)	19条2項		
111	教育委員会 指導課	108	H31.3.29	開示	〇〇〇〇に対して平成29年3月の修業式に教室で通知票を渡さない体罰を行った〇〇〇〇が体罰に至る経緯の請求者本人に関する記録で既存するもの	日程調整中	部分開示	16条5号	事務事業 に関する情 報	
112	教育委員会 指導課	109	H31.3.29	開示	請求者本人に関する下記の文書 理科教諭〇〇 ①年間授業(指導)計画書 ②実験実施日時・内容の記録		不開示 (文書不 存在)	19条2項		保存年限 経過後、廃 棄したため
113	教育委員会 指導課	110	H31.3.29	開示	請求者本人に関する下記の文書 理科教諭〇〇 ①年間授業(指導)計画書 ②実験実施日時・内容の記録 ③②に関して実施日以前の保護者とのやり取りと記録		不開示 (文書不 存在)	19条2項		保存年限 経過後、廃 棄したため
114	教育委員会 指導課	111	H31.3.29	開示	保護者や〇〇〇〇とやり取りした〇〇との音楽授業・リリア合唱祭の請求者本人に関する記録全て	日程調整中	部分開示	16条5号	事務事業 に関する情 報	
115	教育委員会 指導課	112	H31.3.29	開示	〇〇〇〇と〇〇との請求者本人に関するやり取りの全ての記録	日程調整中	部分開示	16条5号	事務事業 に関する情 報	
116	教育委員会 指導課	113	H31.3.29	開示	〇〇〇〇とさわやか相談室との請求者本人に関するやり取りの記録全て(〇〇中在学時)		不開示 (文書不 存在)	19条2項		保存年限 経過後、廃 棄したため
117	教育委員会 指導課	114	H31.3.29	開示	平成30年3月29日 第三者立ち合いの下、教育研究所での〇〇中との請求者本人に関する話し合いの議事録(報告書などの正式な文書)	日程調整中	部分開示	16条5号	事務事業 に関する情 報	
118	教育委員会 指導課	115	H31.3.29	開示	〇〇〇〇の学校生活管理指導表に基づいた請求者本人に関する合理的配慮について各担任が所持しているメモ・録音・各種書類等既存するもの全て	日程調整中	開示			

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
119	教育委員会 指導課	116	H31.3.29	開示	〇〇〇〇 水上林間学校に関する担当者〇〇とのやり取り・メモ・メール・ライン・手紙・各種書類等既存する請求者本人に関する記録の全て	日程調整中	部分開示	16条5号	事務事業に関する情報	
120	教育委員会 指導課	117	H31.3.29	開示	〇〇〇〇 水上林間学校に関する元担任〇〇とのやり取り・メモ・録音・各種書類など既存する請求者本人に関する全ての記録	日程調整中	開示			
121	教育委員会 指導課	118	H31.3.29	開示	請求者本人に関する下記の文書 ①〇〇中 〇〇〇〇が〇〇〇〇同行時の記録 既存のもの全て ②〇〇へ保護者や本人の同意なく電話で問い合わせた際の会話の記録全て	日程調整中	部分開示	16条5号 16条6号	事務事業に関する情報、他関係機関の対応に関する情報	
122	教育委員会 指導課	119	H31.3.29	開示	〇〇中2学期担当(美術)〇〇との請求者本人に関するやり取りの記録既存するもの全てと年間授業指導計画書	日程調整中	部分開示	19条2項	担当と保護者とのやり取りに関する文書は作成していないため	
123	教育委員会 指導課	120	H31.3.29	開示	〇〇〇〇 家庭科授業における ①請求者本人に関するやり取りの全ての記録 ②材料費、領収書、金銭受渡しの記録と明細		不開示 (文書不存在)	19条2項		文書を作成していないため
124	教育委員会 指導課	121	H31.3.29	開示	元担任〇〇が〇〇〇〇 〇〇〇〇に同行した際のメモ、録音、各種書類など既存する請求者本人に関する全ての記録		不開示 (文書不存在)	19条2項		文書を作成していないため
125	教育委員会 指導課	122	H31.3.29	開示	〇〇〇〇 夢ワークに関する担当者〇〇との電話、手紙でのやり取り、メモ等、既存する請求者本人に関する記録の全て	日程調整中	開示			
126	教育委員会 指導課	123	H31.3.29	開示	平成28年3月～4月 〇〇〇〇が〇〇中入学前のやり取り、話し合いのメモ、議事録、記録などの請求者本人に関する情報全て	日程調整中	開示			
127	教育委員会 指導課	124	H31.3.29	開示	〇〇〇〇 元担任〇〇と請求者本人とのやり取りの記録全て ①学級活動について②学校行事について (学校生活管理指導表に基づく合理的配慮、話し合いの内容)		不開示 (文書不存在)	19条2項		保存年限経過後、廃棄したため
128	教育委員会 指導課	125	H31.3.29	開示	〇〇〇〇〇に関する体育の授業について、〇〇〇〇と請求者本人や家族とのやり取り、メモ、各種書類、録音、メール、手紙等既存する記録の全て		不開示 (文書不存在)	19条2項		文書を作成していないため
129	教育委員会 指導課	126	H31.3.29	開示	〇〇〇〇〇に関する夢わーくについて(平成28年度)〇〇中2学期元担任〇〇のメモ、各種書類、録音、メール、手紙等、請求者本人や家族とのやり取り、差間小学校とのやり取り等既存する記録の全て		不開示 (文書不存在)	19条2項		保存年限経過後、廃棄したため
130	教育委員会 指導課	127	H31.3.29	開示	〇〇中2学期校外学習(千葉 潮干狩り)について、〇〇〇〇と元担任〇〇とのやり取りの請求者本人に関する記録で既存するもの全て		不開示 (文書不存在)	19条2項		文書を作成していないため
131	教育委員会 指導課	128	H31.3.29	開示	平成29年4月校長室を訪ね、元担任〇〇の通知票を渡さない体罰と元担任〇〇が電話をかけて来る件の相談をした際の〇〇〇〇の請求者本人に関する記録全て	日程調整中	部分開示	16条5号	事務事業に関する情報	
132	教育委員会 指導課	129	H31.3.29	開示	請求者本人に関する下記の文書 平成29年11月28日 ①〇〇からの電話、会話の内容の記録の全て ②保護者、家族が学校へ行った際の〇〇とのやり取りの内容、記録の全て	日程調整中	部分開示	16条5号	事務事業に関する情報	
133	教育委員会 指導課	130	H31.3.29	開示	〇〇中〇〇との請求者本人に関するやり取りの全て、メール、ライン、電話、録音、手紙、メモ等の記録全て	日程調整中	部分開示	16条5号	事務事業に関する情報	

通し 番号	実施機関 所管課	受付 No.	受 付 年月日	請求 区分	請求概要	開示 実施日	処理内容			備考
							処理区分	理由	不開示部分	
134	教育委員会 指導課	131	H31.3.29	開示	請求者本人に関する学校事故発覚後、保護者から〇〇教頭への問い合わせの電話のやり取りの記録と回答時のやり取りの記録		不開示 (文書不 存在)	19条2項		文書を作 成していな いため
135	教育委員会 指導課	132	H31.3.29	開示	〇〇中2学期1年生の時「提出物を出さない生徒に通知票を渡さないと決めたのは学年教員全員で決めたこと」「〇〇が一人でやった事ではない」と言う〇〇の発言に至った学年会議などの議事録等の請求者本人に関する記録全て		不開示 (文書不 存在)	19条2項		文書を作 成していな いため

(2)不開示決定等の理由

不開示又は部分開示の理由は、個人情報保護条例第16条第3号の開示請求者以外に関する情報に該当するとして不開示としたものが多くありました。（表－9）

表－9 不開示又は部分開示の理由

区 分	件数
法令秘情報(第16条第1号)	0
代理人に開示することが、本人の権利利益に反する情報(第16条第2号)	0
開示請求者以外に関する情報(第16条第3号)	25
審議、検討、協議に関する情報(第16条第4号)	0
事務又は事業に関する情報(第16条第5号)	14
国等との協力関係に関する情報(第16条第6号)	6
評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報(第16条第7号)	6
合 計	51

※同一処分に複数の不開示理由が含まれている場合があります。

その他に不開示決定等した理由として、文書不存在（第19条第2項）によるものが31件あります。このうち2件は一部文書不存在として部分開示しており、残りの29件は文書不存在として不開示としております。

存否応答拒否（第18条）として不開示としたものはありませんでした。

(3) 個人情報取扱業務の登録状況

個人情報保護条例第7条の規定により、実施機関が個人情報取扱業務を新たに開始しようとするときは、その業務の名称、収集目的、対象者の範囲等について情報公開・個人情報保護運営審議会に報告しなければなりません。業務の内容を変更、廃止しようとするときも同様です。

平成30年度の個人情報取扱業務の新規登録は56件、修正は50件、廃止は3件でした。なお、実施機関別の登録件数は表-10のとおりです。

また、個人情報取扱業務のうち新規登録の内容は表-11、修正の内容は表-12のとおりです。

これらを取りまとめた報告書を「個人情報取扱業務登録簿」として、市政情報コーナーで、自由に閲覧できるようにしています。

表-10 実施機関別個人情報取扱業務登録件数

実施機関	平成30年度中登録件数			平成30年度末登録件数
	開 始	修 正	廃 止	
市 長	55	37	3	1,043
教育委員会	1	0	0	168
選挙管理委員会	0	0	0	16
公平委員会	0	0	0	2
監査委員	0	0	0	1
農業委員会	0	0	0	13
固定資産評価審査委員会	0	0	0	1
水道事業管理者	0	13	0	34
病院事業管理者	0	0	0	38
議 会	0	0	0	6
全庁共通	0	0	0	8
合 計	56	50	3	1,330

※開始の件数は、平成30年度中に新たに個人情報取扱業務が開始された件数を表します。

※修正の件数は、平成30年度中に個人情報取扱業務の内容が変更された場合のほか、組織改正等による業務の移管も含まれます。

※廃止の件数は、平成30年度中に個人情報取扱業務に登録されていた業務が廃止された件数を表します。

表-11 個人情報取扱業務 新規登録について

※業務開始年月日順

No.	担当課	業務の名称	個人情報の利用目的	記録の対象者	業務 開始年月日	収集の方法
1	市民相談室	市民相談業務	当事者または関係者が抱える悩み事を次回の相談時や相談室の別の職員に引き継げるよう共有するため	市民相談室に来所または電話にて相談してくる市民及び関係者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
2	子ども総務課	川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会運営業務	川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会運営のため	川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
3	保健総務課	川口市めぐりの森使用料減免及び還付業務	川口市めぐりの森の使用料の減免及び還付をするため	川口市めぐりの森の使用料減免申請者、還付請求者及び死亡者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (所在不明・心神喪失・死亡)
4	保健総務課	川口市自殺対策推進計画策定業務	川口市自殺対策推進計画策定に係る市民意識調査のため	住民基本台帳に登録されている市民	平成30年4月1日	目的外
5	保健総務課	川口市地域保健審議会関係業務	川口市地域保健審議会の運営のため	川口市地域保健審議会委員	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
6	疾病対策課	感染症審査協議会業務	感染症審査協議会への諮問または報告を行うため。	感染症審査協議会への諮問または報告が必要な感染者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
7	疾病対策課	医療費公費負担業務	医療費公費負担業務を行うため。	医療費公費負担申請者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意) 目的外
8	疾病対策課	管理検診及び接触者健診業務	管理検診及び接触者健診を行うため。	管理検診対象者及び接触者健診対象者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
9	疾病対策課	DOTS事業	結核患者に対して、直接的に服薬確認を行う事業(DOTS事業)を行うため。	DOTS事業対象者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)

No.	担当課	業務の名称	個人情報の利用目的	記録の対象者	業務 開始年月日	収集の方法
10	生活衛生課	自家用水道業務	自家用水道の布設工事の確認及び衛生管理の状況を把握するため	自家用水道の設置者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
11	生活衛生課	旅館業許可等業務	旅館業の営業の許可等をするため	旅館業許可申請者、旅館業承継承認申請者、入浴設備衛生管理の責任者、宿泊者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意) (法令等(旅館業法第6条))
12	生活衛生課	公衆浴場経営許可等業務	公衆浴場の営業の許可等をするため	公衆浴場経営許可申請者、公衆浴場営業承継届出者、衛生管理の責任者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
13	生活衛生課	興行場営業許可等業務	興行場営業を許可するため	興行場営業許可申請者、興行場営業相続承継届出者、衛生に関する業務に係る責任者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
14	生活衛生課	理容所届出受付等業務	理容所の営業に係る届出の確認をするため	理容所開設届出者、理容所の開設者の地位の承継届出者、理容師、出張理容届出者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
15	生活衛生課	美容所届出受付等業務	美容所の営業に係る届出の確認をするため	美容所開設届出者、美容所の開設者の地位の承継届出者、美容師、出張美容届出者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
16	生活衛生課	クリーニング所開設届出受付等業務	クリーニング所の営業に係る届出の確認をするため	クリーニング所開設届出者、クリーニング営業者の地位の承継届出者、管理人、クリーニング師	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
17	生活衛生課	プール届出等受付業務	プール営業に係る届出の確認をするため	プールの設置者、管理責任者、衛生管理者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
18	生活衛生課	特定建築物届出受付業務	特定建築物に係る届出等を確認するため	特定建築物届出者、特定建築物所有者、特定建築物の全部の管理について権原を有する者、特定建築物維持管理権原者、建築物環境衛生管理技術者、防錆剤管理責任者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)

No.	担当課	業務の名称	個人情報の利用目的	記録の対象者	業務 開始年月日	収集の方法
19	生活衛生課	建築物事業登録受付等業務	建築物事業に係る登録申請の確認のため	建築物事業登録申請者、営業所の責任者、作業監督者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
20	生活衛生課	居住環境相談受付業務	居住環境の相談内容の確認及び訪問をするため	居住関係相談者	平成30年4月1日	本人
21	生活衛生課	環境衛生及び食品衛生に係る表彰業務	衛生功労者等に対する表彰を行うため	当該表彰を受ける者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
22	生活衛生課	環境衛生に係る相談業務	環境衛生に係る相談に対応するため	各種許可・届出施設に対する相談者	平成30年4月1日	本人
23	生活衛生課	第一種動物取扱業登録等業務	第一種動物取扱業の登録等を行うため	第一種動物取扱業申請者、役員、動物取扱責任者、職員	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
24	生活衛生課	第二種動物取扱業届出等業務	第二種動物取扱業の届出等を行うため	第二種動物取扱業届出者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
25	生活衛生課	化製場の設置等許可業務	化製場の設置の許可等をするため	化製場の設置許可申請者、管理者、隣地者、建物、土地所有者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
26	生活衛生課	多数の動物の飼養届受付業務	埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく、多数の動物の飼養届を受付するため	多数の動物の飼養届出者	平成30年4月1日	本人
27	生活衛生課	動物の飼養(収容)許可業務	化製場法に基づく、多数の動物の飼養(収容)許可をするため	動物の飼養(収容)許可申請者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
28	生活衛生課	特定動物飼養・保管許可業務	特定動物の飼養・管理の許可等を行うため	特定動物の飼養・保管に関する申請者及び通知者、管理者、役員、作業従事者、事故被害者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)

No.	担当課	業務の名称	個人情報の利用目的	記録の対象者	業務 開始年月日	収集の方法
29	生活衛生課	動物愛護推進員に関する業務	動物愛護推進員の活動のため	動物愛護推進員応募者	平成30年4月1日	本人
30	生活衛生課	動物管理センター管理業務	動物管理センターで管理する動物の飼養者等確認のため	動物の譲渡、引取、引渡、返還申請者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
31	生活衛生課	動物愛護事業協力団体に関する業務	動物愛護事業協力団体に関する業務のため	動物愛護事業協力団体登録申請者及び構成員	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
32	生活衛生課	動物愛護事業協力ボランティアに関する業務	動物愛護事業協力ボランティア登録及びボランティア活動のため	動物愛護事業協力ボランティア登録申請者	平成30年4月1日	本人
33	生活衛生課	犬の事故届受付業務	犬の事故の状況確認及び指導を行うため	犬の事故届出者、被害者、狂犬病鑑定を行った獣医師	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
34	生活衛生課	犬等確保業務	犬や負傷動物の確保をするため	犬や負傷動物を発見した通報者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
35	生活衛生課	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付業務	助成金交付の決定をするため	助成金交付申請者、動物病院(獣医師)	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
36	生活衛生課	飼い主のいない猫保護ケージ貸出業務	ケージ貸出しの決定をするため	ケージ借受申請者	平成30年4月1日	本人
37	生活衛生課	動物に関する相談業務	動物の飼養等及び動物取扱業者に係る相談に対応するため	相談者、相談に係る対象者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (争訟、選考、指導、相談等)
38	生活衛生課	食品営業許可・届出に関する業務	申請情報を管理するため	食品営業許可申請者、食品衛生に関する届出者、健康増進法給食施設の届出者、食品衛生管理者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)

No.	担当課	業務の名称	個人情報の利用目的	記録の対象者	業務 開始年月日	収集の方法
39	生活衛生課	食中毒調査に関する業務	食中毒等調査のため	食中毒事件等に関連のある者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意、緊急)
40	生活衛生課	食品衛生に係る相談業務	食品衛生に係る相談に対応するため	各種許可・届出施設に対する相談者、有症苦情者	平成30年4月1日	本人
41	生活衛生課	と畜場及び食鳥処理の許可・届出に関する業務	と畜場の許可等をするため	と畜場設置許可申請者、管理者、衛生管理責任者、作業衛生責任者、自家用とさつ届出書、獣畜の所有者、と畜場外への持ち出し許可申請者、持ち出しを行う者、保存する者、獣畜の肉等を焼却する者、と畜検査申請者、所有者、とさつ解体依頼者、切迫とさつ獣畜解体検査申請者、診断した獣医師、切迫とさつした獣畜の所有者、管理者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
42	生活衛生課	食鳥処理の許可・届出に関する業務	食鳥処理の許可等をするため	食鳥処理事業許可申請者、食鳥処理業者地位承継届出者、食鳥処理衛生管理者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
43	環境保全課	浄化槽法関係指導業務	浄化槽法第7条の2、第12条、第12条の2、第53条に基づき、浄化槽法関係指導業務を行うため。	浄化槽法関係届出者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意) (法令等(浄化槽法第7条第2項及び第11第2条))
44	市街地整備室	土地区画整理審議会業務	平成30年度より、川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業について区画整理課から業務移管を受けることとなり、その事業を施行するにあたり、付随する業務として、地区内関係権利者の把握を行い、審議会委員の選挙等に必要の手続を適正に行うため	施行地区内の宅地の所有権及び借地権を有する者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意) (法令等(土地区画整理法第74条))

No.	担当課	業務の名称	個人情報の利用目的	記録の対象者	業務 開始年月日	収集の方法
45	市街地整備室	評価員業務	平成30年度より、川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業について区画整理課から業務移管を受けることとなり、その事業を施行するにあたり、付随する業務として、評価員の選任等に必要な手続を適正に行うため	施行地区内の宅地の所有権及び借地権を有する者	平成30年4月1日	本人
46	市街地整備室	管理業務	平成30年度より、川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業について区画整理課から業務移管を受けることとなり、その事業を施行するにあたり、付随する業務として、管理用地の使用許可等に必要な手続を適正に行うため	施行地区内の宅地の所有権及び借地権を有する者	平成30年4月1日	本人
47	市街地整備室	証明書発行業務	平成30年度より、川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業について区画整理課から業務移管を受けることとなり、その事業を施行するにあたり、付随する業務として、各種証明書発行等に必要な手続を適正に行うため	施行地区の各種証明を申請する者	平成30年4月1日	本人
48	市街地整備室	換地業務	平成30年度より、川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業について区画整理課から業務移管を受けることとなり、その事業を施行するにあたり、付随する業務として、仮換地指定及び境界確定等に必要な手続を適正に行うため	施行地区内の宅地について権利を有する者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意) (法令等(土地 区画整理法第 74条))
49	市街地整備室	換地処分業務	平成30年度より、川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業について区画整理課から業務移管を受けることとなり、その事業を施行するにあたり、付随する業務として、換地計画の作成及び換地処分等に必要な手続を適正に行うため	施行地区内の宅地について権利を有する者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意) (法令等(土地 区画整理法第 74条))

No.	担当課	業務の名称	個人情報の利用目的	記録の対象者	業務 開始年月日	収集の方法
50	市街地整備室	建築行為許可業務	平成30年度より、川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業について区画整理課から業務移管を受けることとなり、その事業を施行するにあたり、付随する業務として、建築行為の許可等に必要の手続を適正に行うため	区画整理事業地内において建築行為を行おうとする者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意)
51	市街地整備室	移転物件等補償業務	平成30年度より、川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業について区画整理課から業務移管を受けることとなり、その事業を施行するにあたり、付随する業務として、損失補償等に必要の手続を適正に行うため	土地区画整理事業による建物等移転補償対象者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (本人同意) (法令等(土地区画整理法第74条))
52	市街地整備室	土地区画整理事業清算金の徴収・交付業務	平成30年度より、川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業について区画整理課から業務移管を受けることとなり、その事業を施行するにあたり、付随する業務として、清算金の徴収及び交付等に必要の手続を適正に行うため	施行地区内の宅地について権利を有する者	平成30年4月1日	本人 本人以外 (法令等(土地区画整理法第74条及び112条))
53	下水道維持課	水洗便所改造資金補助金業務	水洗便所改造資金補助金申請受付、審査及びに交付のため	水洗便所改造資金補助金申請者	平成30年4月1日	本人 目的外
54	都市計画課	東京都市圏パーソントリップ調査業務	埼玉県を含む首都圏の都県が主体で実施する東京都市圏パーソントリップ調査において、調査対象者の名簿作成、調査票の配布及び回収、調査の結果の集計に利用するため	市内全住民	平成30年7月12日	目的外
55	保健総務課	健康データ分析業務	健康・医療情報等の分析を実施し、健康課題の把握と保健事業を効果的に推進するため	後期高齢者健康診査受診者	平成30年8月1日	目的外
56	学校保健課	健康相談関係事業	川口市立学校・幼稚園における、子どもの健全な発育・生活を確保するため	川口市立学校・幼稚園に在籍する、幼児・児童・生徒	平成31年3月14日	本人

表-12 個人情報取扱業務 修正について

※修正年月日順

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
1	子ども総務課	保育所等施設整備業務	中核市移行に伴い、保育所や幼保連携型認定こども園の認可などの事務を新たに行うことになったため、所要の修正を行うもの併せて、小規模保育事業所施設整備業務と業務を統合し、業務を整理するもの	業務の名称を「認可保育所施設整備業務」から「保育所等施設整備業務」に、対象者の範囲を「保育所の職員及び関係者」から「保育所、地域型保育事業所、認定こども園等の役職員及び関係者」に変更し、個人情報記録の名称に「認定こども園関係書」及び「地域型保育事業所関係書」を追加する	平成30年4月1日
2	保健総務課	保健衛生表彰関係業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名を変更するもの 中核市移行に伴い、川口保健所が本市の組織になったことにより、外部提供先を変更するもの	担当課を「保健衛生課」から「保健総務課」に、個人情報保護管理責任者名を「保健衛生課長」から「保健総務課長」に変更し、外部提供先を「埼玉県川口保健所」から「埼玉県保健医療部」に変更する	平成30年4月1日
3	保健総務課	公衆衛生大会関係業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名を変更するもの	担当課を「保健衛生課」から「保健総務課」に、個人情報保護管理責任者名を「保健衛生課長」から「保健総務課長」に変更する	平成30年4月1日
4	保健総務課	川口健康フェスティバル関係業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名を変更するもの	担当課を「保健衛生課」から「保健総務課」に、個人情報保護管理責任者名を「保健衛生課長」から「保健総務課長」に変更する	平成30年4月1日
5	保健総務課	医師会・歯科医師会連絡調整業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名を変更するもの	担当課を「保健衛生課」から「保健総務課」に、個人情報保護管理責任者名を「保健衛生課長」から「保健総務課長」に変更する	平成30年4月1日
6	保健総務課	公衆浴場近代化設備資金補助業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名を変更するもの	担当課を「保健衛生課」から「保健総務課」に、個人情報保護管理責任者名を「保健衛生課長」から「保健総務課長」に変更する	平成30年4月1日
7	保健総務課	外国人未払医療費対策補助業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名を変更するもの	担当課を「保健衛生課」から「保健総務課」に、個人情報保護管理責任者名を「保健衛生課長」から「保健総務課長」に変更する	平成30年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
8	保健総務課	済生会川口看護専門学校補助業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名を変更するもの	担当課を「保健衛生課」から「保健総務課」に、個人情報保護管理責任者名を「保健衛生課長」から「保健総務課長」に変更する	平成30年4月1日
9	保健総務課	食生活改善推進員養成講座(さわやか健康セミナー)業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名を変更するもの	担当課を「保健衛生課」から「保健総務課」に、個人情報保護管理責任者名を「保健衛生課長」から「保健総務課長」に変更する	平成30年4月1日
10	保健総務課	葬祭事業関係業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名を変更するもの	担当課を「保健衛生課」から「保健総務課」に、個人情報保護管理責任者名を「保健衛生課長」から「保健総務課長」に変更する	平成30年4月1日
11	保健総務課	安行霊園管理業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名を変更するもの	担当課を「保健衛生課」から「保健総務課」に、個人情報保護管理責任者名を「保健衛生課長」から「保健総務課長」に変更する	平成30年4月1日
12	保健総務課	改葬許可業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名を変更するもの	担当課を「保健衛生課」から「保健総務課」に、個人情報保護管理責任者名を「保健衛生課長」から「保健総務課長」に変更する	平成30年4月1日
13	保健総務課	健康管理士一般指導員等資格取得者補助業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名を変更するもの	担当課を「保健衛生課」から「保健総務課」に、個人情報保護管理責任者名を「保健衛生課長」から「保健総務課長」に変更する	平成30年4月1日
14	保健総務課	パパ・ママのための小児医療講座業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名を変更するもの	担当課を「保健衛生課」から「保健総務課」に、個人情報保護管理責任者名を「保健衛生課長」から「保健総務課長」に変更する	平成30年4月1日
15	保健総務課	公的病院運営費補助業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名を変更するもの	担当課を「保健衛生課」から「保健総務課」に、個人情報保護管理責任者名を「保健衛生課長」から「保健総務課長」に変更する	平成30年4月1日
16	保健総務課	AED貸出業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名を変更するもの	担当課を「保健衛生課」から「保健総務課」に、個人情報保護管理責任者名を「保健衛生課長」から「保健総務課長」に変更する	平成30年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
17	保健総務課	骨髄移植ドナー支援補助業務	組織改正により担当課及び個人情報保護管理者名を変更するもの	担当課を「保健衛生課」から「保健総務課」に、個人情報保護管理責任者名を「保健衛生課長」から「保健総務課長」に変更する	平成30年4月1日
18	生活衛生課	畜犬登録業務	組織改正に伴い、保健衛生課から事務移管され、また、中核市移行に伴い、提供先と提供方法を変更したため	担当課を「保健衛生課」から「生活衛生課」に、個人情報保護管理責任者名を「保健衛生課長」から「生活衛生課長」変更し、提供先の名称から「川口保健所」を削除し、提供の方法から「電磁的記録」を削除する	平成30年4月1日
19	生活衛生課	川口市犬猫譲渡情報提供業務	組織改正に伴い、保健衛生課から事務移管されたため	担当課を「保健衛生課」から「生活衛生課」に、個人情報保護管理責任者名を「保健衛生課長」から「生活衛生課長」変更し、収集する個人情報の項目に「FAX・メールアドレス」を追加する	平成30年4月1日
20	生活衛生課	スズメバチの巣駆除業務	組織改正に伴い、保健衛生課から事務移管されたため	担当課を「保健衛生課」から「生活衛生課」に、個人情報保護管理責任者名を「保健衛生課長」から「生活衛生課長」変更する	平成30年4月1日
21	生活衛生課	墓地等経営許可業務	組織改正に伴い、保健衛生課から事務移管されたため	担当課を「保健衛生課」から「生活衛生課」に、個人情報保護管理責任者名を「保健衛生課長」から「生活衛生課長」変更する	平成30年4月1日
22	生活衛生課	感染症発生に伴う消毒業務	組織改正に伴い、保健衛生課から事務移管され、また、中核市移行に伴い、提供先を変更したため	担当課を「保健衛生課」から「生活衛生課」に、個人情報保護管理責任者名を「保健衛生課長」から「生活衛生課長」に、提供先の名称を「埼玉県保健医療部医療整備課」から「厚生労働省」に変更する	平成30年4月1日
23	生活衛生課	専用水道業務	組織改正に伴い、保健衛生課から事務移管されたため	担当課を「保健衛生課」から「生活衛生課」に、個人情報保護管理責任者名を「保健衛生課長」から「生活衛生課長」変更する	平成30年4月1日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
24	生活衛生課	簡易専用水道業務	組織改正に伴い、保健衛生課から事務移管され、生活衛生システムを導入したため	担当課を「保健衛生課」から「生活衛生課」に、個人情報保護管理責任者名を「保健衛生課長」から「生活衛生課長」に、電算処理を「無」から「有」へ変更する	平成30年4月1日
25	市街地整備室	住宅市外地総合整備事業に関する業務	従来から実施している本整備事業の一部として、平成30年度から、芝中央地区住宅市街地総合整備事業が加えられたこれに伴い、対象者の範囲が拡大され、業務名の変更も要することから、登録内容の修正を行うもの また、用地買収等を行うにあたり、より詳細な関係権利者情報の収集が必要となるため、収集する個人情報の項目を追加するもの	「業務の名称」、「対象者の範囲」に芝中央地区住宅市街地総合整備事業を追加する また、「収集・記録される個人情報の項目」に生年月日、性別、続柄、親族関係、居住状況を追加する	平成30年4月1日
26	下水道維持課	私道共同排水設備整備補助金交付業務	私道共同排水設備整備補助金の交付決定事務を行うにあたり、市税(市県民税・固定資産税)の滞納が無いことが要件であるため、必要な情報を目的外利用するもの	「収集の方法」に目的外を追加する また、納税課から対象者の氏名、住所、生年月日、納税状況を目的外利用する	平成30年4月1日
27	みどり課	生産緑地業務	生産緑地に係る農地所有者への現況調査や意向調査などに対応できるシステムを構築するため、市民課および農業委員会から必要となる個人情報を収集するため またそれに伴い、収集する対象者の範囲が広がるため	「対象者の範囲」に市内農地所有者を追加する また、市民課から対象者の氏名、住所、生年月日、性別、続柄、宛名番号、世帯番号、異動年月日、異動事由、住民状態、死亡日を目的外利用する また、農業委員会事務局から対象者の氏名、住所、生年月日、性別、世帯状況、農業従事日数、所有農地、納税猶予適用状況の外部提供を受ける	平成30年8月20日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
28	環境保全課	浄化槽法関係届出書受理業務	浄化槽が設置されている家屋の所有者情報を確認し、浄化槽台帳を整備するため	「個人情報記録の名称」に固定資産税・都市計画税賦課税台帳、上下水道契約者名簿、汲み取り便所使用者名簿を追加する また、固定資産税課から家屋所有者及び家屋納税管理人に係る氏名、住所、家屋所在地地番、町丁コード、郵便番号、家屋番号、同棟家屋番号、共同住宅区分、建物用途、家屋の延べ床面積を目的外利用し、鳩ヶ谷衛生センターから対象者の氏名、住所を目的外利用する また、水道サービス課から契約者氏名、所在地住所、納付書送付先住所、上下水道の使用区分、開閉栓状況の外部提供を受ける	平成30年8月29日
29	鳩ヶ谷衛生センター	し尿収集運搬関係業務	環境保全課が実施する浄化槽関係届出書受理業務に対し、目的外利用をさせるもの	「目的外利用」を無から有に修正する また、環境保全課に対し対象者の氏名、住所を目的外利用させる	平成30年8月30日
30	環境保全課	浄化槽法関係指導業務	指定検査機関に浄化槽管理者情報を提供し、浄化槽法第7条及び第11条の水質に関する検査の受検状況を把握した後、浄化槽法第7条の2及び第12条の2等に基づき、浄化槽管理者に対し受検指導等を実施するため	「個人情報の提供」を無から有に修正する また、一般社団法人埼玉県環境検査研究協会に対し対象者の氏名、住所、電話番号を外部提供する	平成30年8月31日
31	生活衛生課	動物愛護推進員に関する業務	動物の愛護と適正な飼養の推進において、自治体間、動物愛護推進員間での協同のため、情報提供を開始するもの	個人情報の提供を「無」から「有」へ変更し、個人情報の提供を開始する	平成30年9月1日
32	都市計画課	都市計画決定業務	「川口市都市計画基本方針」に基づき、今後の具体的なまちづくりの推進について、調査・検討に係る基礎資料として空き家情報を活用するため	「対象者の範囲」に空き家の所有者及び関係者を追加する	平成30年10月30日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
33	疾病対策課	医療費公費負担業務	医療費公費負担業務に保険加入状況の把握が必要なため、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の加入状況を確認するもの	「収集・記録される個人情報項目」に保険の加入状況を追加する また、国民健康保険課及び高齢者保険事業室の資格情報を目的外利用する	平成30年11月1日
34	疾病対策課	管理検診及び接触者健診業務	国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者の健診情報を確認し、経過を観察するため	「収集の方法」に目的外を追加する また、国民健康保険課及び高齢者保険事業室の健診情報を目的外利用する	平成30年11月1日
35	国民健康保険課	特定健診・保健指導業務	疾病対策課で行う管理検診業務において、対象者の特定健診情報が必要なため、目的外利用をさせるもの	利用目的以外の目的のための利用を「有」に変更する	平成30年11月1日
36	高齢者保険事業室	人間ドック検診料助成業務	疾病対策課で行う管理検診業務において、対象者の人間ドック検診情報が必要なため、目的外利用させるもの	「目的外利用」を無から有に修正する また、疾病対策課に対し、対象者の検診情報を目的外利用する	平成30年11月1日
37	給水管理課	宅地内漏水修繕業務	平成13年4月1日以前に既に行っていた本業務において、対象者の範囲の記載、目的外利用及び外部提供について、条例施行後における個人情報取扱業務の一括登録時において内容に不備があり、適切な登録がなされていなかったため	「対象者の範囲」を「宅地漏水により修繕を行ったもの」から「宅地内の漏水している水道管の所有者」に修正し、「収集の方法」に目的外を追加し、「本人以外による収集の根拠」に国・他の自治体・他の実施機関を追加する また、水道サービス課が保有する水道管の所在地、所有者、使用者、管理者に関する情報を目的外利用する また、固定資産税課が保有する所有者、地番、家屋番号に関する情報の外部提供を受ける	平成30年11月14日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
38	給水管理課	漏水調査委託	平成13年4月1日以前に既に行っていた本業務において、目的外利用及び外部提供について、条例施行後における個人情報取扱業務の一括登録時において内容に不備があり、適切な登録がなされていなかったため	様式1号中、「収集の方法」に目的外を追加し、「本人以外による収集の根拠」に国・他の自治体・他の実施機関を追加する また、様式3号を追加し、水道サービス課が保有する水道管の所在地、所有者、使用者、管理者に関する情報を目的外利用する また、様式4号を追加し、固定資産税課が保有する所有者、地番、家屋番号に関する情報の外部提供を受ける	平成30年11月14日
39	給水管理課	私道埋設水道管維持管理承認業務	平成13年4月1日以前に既に行っていた本業務において、目的外利用及び外部提供について、条例施行後における個人情報取扱業務の一括登録時において内容に不備があり、適切な登録がなされていなかったため	「収集の方法」に目的外を追加し、「本人以外による収集の根拠」に国・他の自治体・他の実施機関を追加する また、水道サービス課が保有する水道管の所在地、所有者、使用者、管理者に関する情報を目的外利用する また、固定資産税課が保有する所有者、地番、家屋番号に関する情報の外部提供を受ける	平成30年11月14日
40	給水管理課	漏水修理業務	平成13年4月1日以前に既に行っていた本業務において、目的外利用及び外部提供について、条例施行後における個人情報取扱業務の一括登録時において内容に不備があり、適切な登録がなされていなかったため	「収集の方法」に目的外を追加し、「本人以外による収集の根拠」に国・他の自治体・他の実施機関を追加する また、水道サービス課が保有する水道管の所在地、所有者、使用者、管理者に関する情報を目的外利用する また、固定資産税課が保有する所有者、地番、家屋番号に関する情報の外部提供を受ける	平成30年11月14日
41	給水管理課	配水管等の探知業務	平成13年4月1日以前に既に行っていた本業務において、対象者の範囲の記載、目的外利用及び外部提供について、条例施行後における個人情報取扱業務の一括登録時において内容に不備があり、適切な登録がなされていなかったため	「対象者の範囲」を「宅地内の漏水修繕等を請負った人」から「道路、河川、承認私道等に敷設してある水道管の漏水及びメーターボックス内の漏水している水道管の所有者」に修正し、「収集の方法」に目的外を追加する また、水道サービス課が保有する水道管の所在地、所有者、使用者、管理者に関する情報を目的外利用する	平成30年11月14日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
42	給水管理課	給配水管の維持管理	平成13年4月1日以前に既に行っていた本業務において、目的外利用及び外部提供について、条例施行後における個人情報取扱業務の一括登録時において内容に不備があり、適切な登録がなされていないため	「収集の方法」に目的外を追加し、「本人以外による収集の根拠」に国・他の自治体・他の実施機関を追加する また、水道サービス課が保有する水道管の所在地、所有者、使用者、管理者に関する情報を目的外利用する また、固定資産税課が保有する所有者、地番、家屋番号に関する情報の外部提供を受ける	平成30年11月14日
43	給水管理課	宅地内漏水修繕業務	本業務に係る工事等を円滑に行うため、当該工事等の影響が及ぶ物件の所有者に連絡を取る必要があるため	「対象者の範囲」に修理に影響のある物件の所有者を追加する	平成30年11月14日
44	給水管理課	漏水調査委託	本業務に係る工事等を円滑に行うため、当該工事等の影響が及ぶ物件の所有者に連絡を取る必要があるため	「対象者の範囲」に修理に影響のある物件の所有者を追加する	平成30年11月14日
45	給水管理課	私道埋設水道管維持管理承認業務	本業務に係る工事等を円滑に行うため、当該工事等の影響が及ぶ物件の所有者に連絡を取る必要があるため	「対象者の範囲」に修理に影響のある物件の所有者を追加する	平成30年11月14日
46	給水管理課	漏水修理業務	本業務に係る工事等を円滑に行うため、当該工事等の影響が及ぶ物件の所有者に連絡を取る必要があるため	「対象者の範囲」に修理に影響のある物件の所有者を追加する	平成30年11月14日
47	給水管理課	配水管等の探知業務	本業務に係る工事等を円滑に行うため、当該工事等の影響が及ぶ物件の所有者に連絡を取る必要があるため	「対象者の範囲」に修理に影響のある物件の所有者を追加する	平成30年11月14日
48	給水管理課	給配水管の維持管理	本業務に係る工事等を円滑に行うため、当該工事等の影響が及ぶ物件の所有者に連絡を取る必要があるため	「対象者の範囲」に修理に影響のある物件の所有者を追加する	平成30年11月14日

No.	担当課	業務の名称	修正の理由	修正の内容	修正年月日
49	給水管理課	私道内老朽給水管布設替業務	本業務に係る工事等を円滑に行うため、当該工事等の影響が及ぶ物件の所有者に連絡を取る必要があるため	「対象者の範囲」に修理に影響のある物件の所有者を追加する	平成30年11月14日
50	保健総務課	安行霊園管理業務	霊園使用者が転居・死亡等により所在地不明となり、通知文書の送付が行えない等、管理業務に支障が生じることから、本人の状況を把握するため市民課から目的外利用を行うもの	「収集の方法」に目的外を追加する また、市民課から対象者の氏名、住所、続柄、本籍、死亡年月日を目的外利用する	平成31年2月1日

表-13 個人情報取扱業務 廃止について

※廃止年月日順

No.	担当課	業務の名称	廃止の理由	廃止年月日
1	子ども総務課	小規模保育事業所施設整備業務	認可保育所施設整備業務と業務を統合し、業務を整理するため	平成30年3月31日
2	保健衛生課	旅館等設置審査業務	中核市移行に伴い、業務を廃止したため	平成30年3月31日
3	保健衛生課	健康・生きがいつくり推進関係業務	川口市健康・生きがいつくり推進協議会を廃止したため	平成30年3月31日

（４）保有個人情報の目的外利用等の状況

保有個人情報の適正な取扱いの基本的なルールのひとつに、保有個人情報の利用及び提供の制限があります。保有個人情報は、個人情報取扱業務の目的の範囲内で、適法かつ公正に収集されなければならないことを原則としていることから、収集された保有個人情報の利用についても、その目的に沿ったものでなければなりません。そこで、実施機関は、原則として、収集した保有個人情報の目的外利用又は外部提供をしてはならないと定めています。

ただし、全ての個人情報取扱業務にこの原則を適用すると、業務ごとに同一の個人から同じ情報を何度も収集することになり、市民の負担の増大や行政の効率的運用の阻害などの問題が生じるおそれがあります。このため、例外として、一定の制限の範囲内であれば、収集目的以外に利用したり、外部提供したりすることができることになっています。

個人情報保護条例第８条第２項の規定により、実施機関が目的外利用又は外部提供をしたときは、その業務の名称、目的外利用等をした理由等を、情報公開・個人情報保護運営審議会に報告することになっています。

なお、平成３０年度の実施機関別の件数は表－１４、保有個人情報目的外利用等の内容は表－１５のとおりです。

表－１４ 保有個人情報目的外利用等の報告件数

実施機関	平成３０年度中報告件数		平成３０年度末報告件数
	目的外利用	外部提供	
市 長	１８	１２	１，３０５
教育委員会	０	１	７１
選挙管理委員会	０	０	１６
公平委員会	０	０	３
監査委員	０	０	０
農業委員会	０	０	２３
固定資産評価審査委員会	０	０	２
水道事業管理者	３	１	３５
病院事業管理者	０	０	５５
議 会	０	０	２
全庁共通	０	０	３
合 計	２１	１４	１，５１５

表-15 個人情報取扱業務 目的外利用・外部提供について

※開始月日順

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
1	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	外部提供	給水管理課	宅地内漏水修繕業務	平成13年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	宅地内漏水修繕するにあたり、本業務の対象となる水道管の所有者等を特定し、連絡を取る必要があるため
2	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	外部提供	給水管理課	漏水調査業務	平成13年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	漏水調査をするにあたり、土地家屋の所有者等を特定し、連絡を取る必要があるため
3	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	外部提供	給水管理課	私道埋設水道管維持管理承認業務	平成13年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	私道埋設水道管維持管理業務をするにあたり、本業務の対象となる水道管を埋設している者等を特定し、連絡を取る必要があるため
4	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	外部提供	給水管理課	漏水修理業務	平成13年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	漏水修理業務をするにあたり、本業務の対象となる水道管の所有者等を特定し、連絡を取る必要があるため
5	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	外部提供	給水管理課	給配水管等の維持管理	平成13年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	配水管等の維持管理をするにあたり、本業務の対象となる給配水管等の使用者等を特定し、連絡を取る必要があるため
6	指令課	災害通報に基づく通信指令業務	外部提供	給水管理課	給配水管等の維持管理	平成13年4月1日	緊急相当の理由・権利利益を害しない	災害時に緊急連絡先等取得して実施機関や必要な関係者に提供することで、配水管・給水管破裂などの、二次的災害に起因する被害を対応することができるため 消火活動による急激な消火栓からの排水により生じることがある赤水対策に迅速に対応するため
7	水道サービス課	料金収納システム業務	目的外利用	給水管理課	宅地内漏水修繕業務	平成13年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	宅地内漏水修繕するにあたり、本業務の対象となる水道管の所有者等を特定し、連絡を取る必要があるため
8	水道サービス課	料金収納システム業務	目的外利用	給水管理課	漏水調査業務	平成13年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	漏水調査をするにあたり、土地家屋の所有者等を特定し、連絡を取る必要があるため
9	水道サービス課	料金収納システム業務	目的外利用	給水管理課	私道埋設水道管維持管理承認業務	平成13年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	私道埋設水道管維持管理業務をするにあたり、本業務の対象となる水道管を埋設している者等を特定し、連絡を取る必要があるため

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
10	水道サービス課	料金収納システム業務	目的外利用	給水管理課	漏水修理業務	平成13年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	漏水修理業務をするにあたり、本業務の対象となる水道管の所有者等を特定し、連絡を取る必要があるため
11	水道サービス課	料金収納システム業務	目的外利用	給水管理課	配水管等の探知業務	平成13年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	適切な漏水修理等を行うため、配水管等を探知するにあたり、本業務の対象となる水道管の所有者等を特定し、連絡を取る必要があるため
12	水道サービス課	料金収納システム業務	目的外利用	給水管理課	給配水管等の維持管理	平成13年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	配水管等の維持管理をするにあたり、本業務の対象となる給配水管等の使用者等を特定し、連絡を取る必要があるため
13	納税課	滞納整理業務	目的外利用	下水道維持課	水洗便所改造資金補助金補助金業務	平成30年4月1日	本人同意	水洗便所改造資金補助金の交付決定事務を行うにあたり、市税(市県民税・固定資産税)の滞納が無いことを要件としているため
14	納税課	滞納整理業務	目的外利用	下水道維持課	私道共同排水設備整備補助金交付業務	平成30年4月1日	本人同意	私道共同排水設備整備補助金の交付決定事務を行うにあたり、市税(市県民税・固定資産税)の滞納が無いことを要件としているため
15	市民税課	市・県民税の賦課調停業務	目的外利用	疾病対策課	医療費公費負担事務	平成30年4月1日	本人同意	市民税の課税状況及び所得控除額等を確認し、自己負担額を決定するため
16	市民課	住民基本台帳業務	目的外利用	保健総務課	川口市自殺対策推進計画策定業務	平成30年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	川口市自殺対策推進計画策定にあたり、市民意識調査を行うため
17	保健総務課	川口市地域保健審議会関係業務	目的外利用	職員課	審議会関係業務	平成30年4月1日	相当の理由・権利利益を害しない	審議会委員名簿を一括管理するため
18	生活衛生課	環境衛生及び食品衛生に係る表彰業務	外部提供	埼玉県保健医療部生活衛生課 食品安全課、厚生労働省		平成30年4月1日	本人同意	環境衛生及び食品衛生に係る市表彰、知事表彰、厚生労働大臣表彰の推薦のため
19	生活衛生課	食品営業許可・届出に関する業務	外部提供	警察署、税務署		平成30年4月1日	緊急 相当の理由・権利利益を害しない	事件捜査等または税徴収等の資料のため

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
20	生活衛生課	食中毒調査に関する業務	外部提供	他自治体		平成30年4月1日	本人同意法令等(食品衛生法第58条)緊急相当の理由・権利利益を害しない	食中毒調査のため
21	市民課	住民基本台帳業務	目的外利用	都市計画課	東京都市圏パーソントリップ調査業務	平成30年7月12日	相当の理由・権利利益を害しない	埼玉県知事からの依頼により、埼玉県を含む首都圏の都県が主体で実施する東京都市圏パーソントリップ調査にて活用するため
22	都市計画課	東京都市圏パーソントリップ調査業務	外部提供	埼玉県都市整備部都市計画課		平成30年7月12日	相当の理由・権利利益を害しない	埼玉県知事からの依頼により、埼玉県を含む首都圏の都県が主体で実施する東京都市圏パーソントリップ調査にて活用するため
23	高齢者保険事業室	健康診査業務	目的外利用	保健総務課	健康データ分析業務	平成30年8月1日	相当の理由・権利利益を害しない	健康・医療情報等の分析を実施し、健康課題の把握と保健事業を効果的に推進するため
24	市民課	住民基本台帳業務	目的外利用	みどり課	生産緑地業務	平成30年8月7日	相当の理由・権利利益を害しない	2022年の生産緑地30年満期に向けて、生産緑地の解除、特定生産緑地への更新など農地所有者への現況調査や意向調査など、今後膨大になる事務手続や相談、調整などに対応できるシステムを構築するため
25	農業委員会事務局	農地関係台帳業務	外部提供	みどり課	生産緑地業務	平成30年8月20日	相当の理由・権利利益を害しない	2022年の生産緑地30年満期に向けて、生産緑地の解除、特定生産緑地への更新など農地所有者への現況調査や意向調査など、今後膨大になる事務手続や相談、調整などに対応できるシステムを構築するため
26	鳩ヶ谷衛生センター	し尿収集運搬関係業務	目的外利用	環境保全課	浄化槽法関係届出書受理業務	平成30年8月22日	相当の理由・権利利益を害しない	浄化槽台帳を整備するうえで、台帳から汲み取り便所使用者情報を削除するため
27	固定資産税課	固定資産税・都市計画税賦課業務	目的外利用	環境保全課	浄化槽法関係届出書受理業務	平成30年8月24日	相当の理由・権利利益を害しない	浄化槽が設置されている家屋の所有者情報を確認し、浄化槽台帳を整備するため
28	水道サービス課	料金収納システム業務	外部提供	環境保全課	浄化槽法関係届出書受理業務	平成30年8月24日	相当の理由・権利利益を害しない	浄化槽台帳を整備するうえで、上下水道使用料のうち、水道使用料のみの債務者情報から浄化槽使用者を割り出すため

No.	担当課	利用させる・提供する業務の名称	区分	目的外利用する・外部提供を受ける課名又は外部提供先	利用する・提供を受ける業務の名称	開始年月日	根拠	理由
29	環境保全課	浄化槽法関係指導業務	外部提供	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会		平成30年8月31日	審議会 (平成30年8月21日答申)	浄化槽法第57条に規定される指定検査機関(一般社団法人埼玉県環境検査研究協会)へし尿浄化槽調書を提供し、同法第7条及び第11条の水質に関する検査を受検していない浄化槽管理者を抽出した後、受検指導するため
30	疾病対策課	管理検診及び接触者健診業務	目的外利用	高齢者保険事業室	人間ドック検診料助成業務	平成30年11月1日	本人同意	管理検診対象者の胸部レントゲンを確認するため
31	疾病対策課	管理検診及び接触者健診業務	目的外利用	国民健康保険課	特定健診・保健指導業務	平成30年11月1日	本人同意	管理検診対象者の胸部レントゲンを確認するため
32	国民健康保険課	国民健康保険資格業務	目的外利用	疾病対策課	医療費公費負担事務	平成30年11月1日	本人同意	保険の加入状況を確認するため
33	高齢者保険事業室	後期高齢者医療資格管理業務	目的外利用	疾病対策課	医療費公費負担事務	平成30年11月1日	本人同意	保険の加入状況を確認するため
34	市民課	住民基本台帳業務	目的外利用	保健総務課	安行霊園管理業務	平成31年2月1日	相当の理由・権利利益を害しない	霊園使用者が転居・死亡等により所在不明となり、通知文書の送付が行えない等、管理業務に支障が生じることから、本人の居住状況等を把握するため
35	学校保健課	健康相談関係業務	外部提供	埼玉県教育局 県立学校部保健体育課		平成31年3月14日	相当の理由・権利利益を害しない	埼玉県保健医療部疾病対策課が新規に開始する「アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業」に伴い、川口市立学校・幼稚園に在籍する幼児・児童・生徒の健康状況等を、取りまとめ課である埼玉県教育局県立学校部保健体育課へ提供するため

Ⅲ 情報公開・個人情報保護等審査会

1 情報公開・個人情報保護等審査会について

(1) 審査会の目的

情報公開制度及び個人情報保護制度における実施機関の決定に対して、請求者等から不服申立てがあったときに、公正な審査を行うための第三者機関として、「川口市情報公開・個人情報保護等審査会」を設置しています。

なお、平成28年度からは、行政不服審査法の規定に基づいて、同法の規定に基づく諮問の審査もしています。

(2) 審査会の委員

平成31年3月31日現在

役 職	氏 名	備 考
会 長	馬橋 隆紀	弁護士
会長職務代理	飯塚 肇	弁護士
委 員	田村 泰俊	大学教授

2 審査会の開催状況

回	開催年月日	内容
第12回	平成30年 4月23日	行政不服審査諮問第7号及び8号の審査について (答申(案)審査)
第13回	平成30年 8月15日	個人情報保護諮問第2号、3号及び4号の審査について (書面審査)
第14回	平成30年 8月24日	行政不服審査諮問第9号の審査について (書面審査) 個人情報保護諮問第2号、3号及び4号の審査について (事案の検討)
第15回	平成30年 9月25日	行政不服審査諮問第9号の審査について (答申(案)審査) 個人情報保護諮問第2号、3号及び4号の審査について (実施機関意見聴取、書面審査)
第16回	平成30年11月16日	個人情報保護諮問第2号、3号及び4号の審査について (実施機関意見聴取、書面審査) 個人情報保護諮問第5号、6号及び7号の審査について (実施機関意見聴取、書面審査)

回	開催年月日	内容
第17回	平成31年 1月15日	個人情報保護諮問第6号及び7号の審査について (口頭意見陳述、書面審査)
第18回	平成31年 1月31日	個人情報保護諮問第2号及び3号の審査について (書面審査) 個人情報保護諮問第6号及び7号の審査について (書面審査、実施機関意見聴取)
第19回	平成31年 3月12日	個人情報保護諮問第5号の取下げについて 個人情報保護諮問第2号及び3号の審査について (書面審査) 個人情報保護諮問第6号及び7号の審査について (答申(案)についての審査)

3 審査請求の状況

平成30年度の審査請求は、情報公開制度について0件、個人情報保護制度について7件ありました。
このうち、個人情報保護諮問第5号については、審査請求の取下げがありました。

審査請求の内容

実施機関 担当課	審査請求案件名	諮問番号
市長 障害福祉課	平成30年3月2日付「川障発第214号」保有個人情報部分開示決定	個人情報保護諮問 第2号
市長 障害福祉課	平成30年3月2日付「川障発第215号」保有個人情報部分開示決定	個人情報保護諮問 第3号
市長 子育て相談課	平成30年3月7日付「川子相収第319号」保有個人情報部分開示決定	個人情報保護諮問 第4号
教育委員会 指導課	平成30年9月11日付「川教指収第1517号」保有個人情報不訂正等決定	個人情報保護諮問 第5号
教育委員会 指導課	平成30年8月24日付「川教指収第817号」保有個人情報部分開示決定	個人情報保護諮問 第6号
教育委員会 指導課	平成30年9月14日付「川教指収第819号」保有個人情報部分開示決定	個人情報保護諮問 第7号
教育委員会 指導課	平成30年12月25日付「川教指収第1128号」保有個人情報部分開示決定	個人情報保護諮問 第8号

4 審査会の答申

平成30年度は審査会の答申はありませんでした。

IV 情報公開・個人情報保護運営審議会

1 情報公開・個人情報保護運営審議会について

(1) 審議会の目的

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を行うため、実施機関からの諮問に応じて調査審議するとともに、制度の運営に関する重要事項について実施機関に建議する機関として、「情報公開・個人情報保護運営審議会」を設置しています。

(2) 審議会の委員

平成31年3月31日現在

役 職	氏 名	備 考
会 長	早川 和宏	大学教授
副会長	小森 貴浩	弁護士
委 員	土屋 悌一郎	宅地建物取引士
委 員	目良 一貴	会社員
委 員	山口 善子	元教育委員
委 員	小坂 伸一	I T会社技術課課長
委 員	鈴木 規子	川口市飯塚地区民生委員・児童委員協議会会長
委 員	橋本 昌則	川口商工会議所総務課長
委 員	西塚 奨	介護老人福祉施設施設長
委 員	佐藤 喜代子	川口市食生活改善推進員協議会広報部長
委 員	伊藤 正樹	公募委員
委 員	山田 恭子	公募委員

知識経験者

市民代表

2 審議会の開催状況

回	開催年月日	内 容
第1回	平成30年7月4日	<審議事項> 個人情報の外部提供について <報告事項> （1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について （2）平成29年度情報公開・個人情報保護制度運用状況報告について
第2回	平成30年8月21日	<審議事項> （1）個人情報の外部提供について（環境保全課） （2）個人情報の外部提供について（国民健康保険課・高齢者保険事業室） （3）個人情報の外部提供について（総務課）
第2回	平成31年1月21日	<審議事項> 個人情報の外部委託に伴う事前一括承認基準について <報告事項> 平成30年度個人情報取扱業務登録の報告について

3 審議会の答申

- （1）個人情報の外部提供について（権利の放棄に関する議案に記載される個人情報の外部提供について）
- （2）個人情報の外部提供について（「浄化槽法関係指導業務」における保有個人情報の外部提供について）
- （3）個人情報の外部提供について（「健康管理システムの導入」に伴う保有個人情報の外部提供について）
- （4）個人情報の外部提供について（市議会へ提出する諮問に含まれる個人情報の外部提供について）
- （5）個人情報の外部提供に関する事前一括承認基準について

平成30年 7月 4日

川口市長 奥ノ木信夫 様

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 早 川 和 宏

個人情報の外部提供について（答申）

平成30年2月9日付けで諮問のありました、議案に記載される個人情報の外部提供について、下記のとおり答申します。

記

1 権利の放棄に関する議案について

権利の放棄に関する議案は、市の活動を説明する責務として市民等へ情報提供する必要がある。

しかし、議案に記載される情報は、市が放棄する債権の内容・金額等のほか、債務者の氏名・住所を含んでおり、これが公開されることで個人が中傷されるおそれのある、非常にプライバシー性の高い性質のものである。

一方、市民等へ議案を情報提供する場合、債務者の氏名と住所により個人を特定しなくとも、市が債権を放棄する理由等が明記されていれば、権利放棄の内容を市民等に説明する責務を果たすことができる。

従って、権利の放棄に関する議案を市民等へ外部提供する場合は、個人が特定される情報は記載されるべきではない。そのため、記載の方法は次のようにすべきである。

No.	所在地	氏名	金額	発生年月	理由
1	〇〇	〇〇	1,000,000円	平成21年2月	破産

もつとも、権利の放棄に関する議案の中には、普通地方公共団体の長等に対する損害賠償請求や第三者に対する不当利得返還請求の義務付けを求める地方自治法第242条の2第1項第4号所定のいわゆる4号訴訟の提起後に、当該債権を放棄する旨の議案も含まれる。

かかる権利の放棄により、住民の公共的な利益に関わる事項について、裁判所の認定判断を覆す可能性もある点において、破産・債務者の所在不明・債務

者の死亡・債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないこと等を理由とする権利の放棄とは性質を異にするものであるため、かかる権利の放棄の議案を市民等に外部提供するに当たっては、上述の記載方法とは異なる記載方法によるべきである。

2 その他の実施機関における取扱いについて

市長部局以外の各実施機関において、権利の放棄に関する議案の内容を市民等へ外部提供する場合も、同様に本答申に準じて行うことが望ましい。

平成30年 8月 21日

川口市長 奥ノ木信夫 様

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 早 川 和 宏

個人情報の外部提供について（答申）

平成30年7月9日付けで意見照会のありました、「浄化槽法関係指導業務」に伴う保有個人情報の外部提供について、審議の結果、適当なものと認めましたので、以下のとおり答申いたします。

記

（意見照会の内容）

1 内容

環境部環境保全課が所管する「浄化槽法関係指導業務」における保有個人情報の外部提供について

2 外部提供先

浄化槽法第57条に基づき埼玉県知事が指定する指定検査機関（平成30年7月9日現在の指定検査機関は「一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会」）

3 外部提供を行う個人情報の内容

浄化槽設置者の氏名及び住所、変更前及び変更後の浄化槽管理者の氏名並びに浄化槽管理者の住所

4 外部提供の目的

浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質検査は、浄化槽の管理の権限を有する者が、同法第57条に基づき埼玉県知事が指定する指定検査機関へ依頼して、水質検査を受検することとされている。

都道府県では、この水質検査の未受検者に対し受検指導及び適正な浄化槽管理を指導するため、指定検査機関へ浄化槽設置者及び浄化槽管理者の個人

情報を提供し、受検状況の把握を行っている。平成29年度までは、埼玉県が指定検査機関へ個人情報の提供を行っていたが、今年度から川口市が中核市に移行したことに伴い、上記事務を川口市が行うことから、従来の検査水準の保持及び受検率の向上を図るため、市が保有する個人情報を指定検査機関へ提供し、受検状況を把握することを目的とする。

5 外部提供期間

平成30年8月31日～

6 個人情報の保護措置

外部提供する個人情報について、外部提供元は外部提供先に対して条例等に則り、個人情報の保護に適切な措置を行うことを義務付けるものとする。

平成30年 8月 21日

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 早 川 和 宏

個人情報の外部提供について（答申）

平成30年7月9日付で意見照会のあった、「健康管理システムの導入」に伴う保有個人情報の外部提供について、審議の結果、適当なものと認めましたので、以下のとおり答申いたします。

記

（意見照会の内容）

1 内容

次の2件における保有個人情報の外部提供について

- （1）国民健康保険課が所管する「特定健診・保健指導業務」及び「人間ドック検診助成業務」
- （2）高齢者保険事業室が所管する「健康診査業務」及び「人間ドック検診料助成業務」

2 外部提供先

国民健康保険課及び高齢者保険事業室ともに株式会社両備システムズ

3 外部提供を行う個人情報の内容

- （1）国民健康保険課が保有する「川口市国民健康保険制度加入の被保険者の住民基本台帳・制度の資格の情報、保健事業に関する情報」
- （2）高齢者保険事業室が保有する「後期高齢者医療制度加入の被保険者の住民基本台帳・制度の資格の情報、健診結果情報」

4 外部提供の目的

情報の管理・利用において、既存システムを統一することで、作業時間の削減による改善を図り、市民サービスが向上することを目的とする。

5 外部提供期間

平成30年9月1日～

6 個人情報の保護措置

外部提供する個人情報について、外部提供元は外部提供先に対して条例等に則り、個人情報の保護に適切な措置を行うことを義務付けるものとする。

平成30年11月12日

川口市長 奥ノ木信夫 様

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 早 川 和 宏

個人情報の外部提供について（答申）

平成30年8月10日付けで諮問のありました、市議会へ提出する諮問に含まれる個人情報の外部提供について、下記のとおり答申します。

記

1 市議会に提出する諮問について

地方自治法では、地方公共団体の長に対して一定の審査請求があった場合に、公正な第三者としての判断を求めるため、議会への諮問を長に義務付けており、当市議会への諮問の内容は、市が下した処分・判断を説明する責務を果たすために市民等へ情報提供する必要がある。

しかし、諮問書に記載される情報は、審査請求人の氏名・住所のほか、審査請求の趣旨及び理由又は裁決の趣旨及び理由等であるため、処分対象となった審査請求人の行為も諮問書に記載されることとなり、この行為の中には行為自体が公開されることで個人を特定できるおそれのある情報を含んでいる場合がある。

諮問の内容を市民等へ外部提供するにあたり、まず、審査請求人の氏名と住所については、個人を特定しなくとも、審査請求に係る審査請求人の行為に対する市の処分、また当該審査請求に対する市の判断が明記されていれば、諮問の内容を市民等に説明する責務を果たすことができる。

次に、審査請求人の行為については、諮問の内容を市民等に説明するために必要な情報ではあるが、審査請求人の行為によって個人が特定されることにより、本人はもとより、親族等も中傷されるおそれのある情報が含まれていることも考えられる。

従って、市議会に提出する諮問の内容を市民等へ外部提供する場合には、審査請求人の氏名・住所のほか、処分の対象となった行為により個人が特定され、個人の権利利益を害するおそれのある情報が記載されている場合には、これを除外すべきである。

平成31年3月6日

川口市長 奥ノ木 信夫 様

川口市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 早 川 和 宏

個人情報の外部提供に関する事前一括承認基準について（答申）

平成31年1月15日付けで諮問のありました、個人情報の外部提供に関する事前一括承認基準について、下記のとおり答申します。

記

1 外部委託に係る事前一括承認基準について

実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用すること（以下「目的外利用」という。）又は当該実施機関以外の者への保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）を原則行ってはならないとされ、例外として、川口市個人情報保護条例第8条第1項各号に規定されている場合のみ、目的外利用及び外部提供を行うことが可能とされている。

従来、川口市では、個人情報を取り扱う業務を民間事業者等へ委託するにあたっては、川口市個人情報保護事務取扱要領第19-2-(14)に基づき、外部提供とみなさないとしていたが、国等又は他の実施機関以外の者に対する外部提供である以上、川口市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づき、個別に審議会の意見を聴く必要があると考えられる。

しかしながら、毎年、多数かつ多岐にわたる市の業務等が民間事業者等へ委託され実施されており、その全てを審議会で審議することは、実質的に困難であるため、民間事業者等へ委託される個人情報を取り扱う業務を類型化して一括承認することとし、承認基準は、別紙のとおりとする。

なお、「外部委託に係る事前一括承認基準」に該当する事案については、今後、審議会への諮問を要しないものではあるが、承認基準に該当しない又は該当するか判断しがたい事案については、審議会へ諮問し意見を聴くこととする。

外部委託に係る事前一括承認基準

業務等種別	業務等内容	取扱われる 個人情報の項目
1 各種調査・分析	市が交付する個人情報又は受託者が収集する個人情報に基づき調査や分析を行うもの。	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、続柄、識別番号、調査・分析項目
2 記録ビデオ、写真集、出版物の作成	市が交付する個人情報又は受託者が取材する個人情報により、作品や成果物を作成するもの。	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、続柄、識別番号、肖像
3 各種検診検査	市が交付する対象者名簿に基づいて検診等を実施し、その結果を市に報告するもの。	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、続柄、識別番号、検診検査内容・結果
4 名簿等の印刷	市が交付する個人情報により、名簿等を印刷するもの。	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、識別番号、印字必須項目
5 各種帳票の大量印刷	市が交付する原稿又はデータにより、各種帳票を印刷するもの。	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、識別番号、印字必須項目
6 通知書等の封入封かん	宛名シールを封筒に貼付し、又は宛名の記載された通知書を封入封かんするもの。	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、続柄、識別番号、記載項目
7 祝品、見舞品等の配送	市が交付する名簿等により、対象者に品物を配送するもの。	氏名、住所、電話番号、生年月日
8 電子計算組織等へのデータ入力処理	電子計算組織等のシステムへ個人情報を入力するもの。	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、続柄、本籍・国籍、識別番号、人種・民族、入力必須項目

9 個人情報が含まれる電子計算組織等の管理運営	個人情報が含まれる電子計算組織等のシステムの管理運営を行うもの。	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、続柄、本籍・国籍、識別番号、人種・民族、電子計算組織等のシステムの管理運営に必要な情報
10 感謝状、表彰状等の筆耕	市が交付する名簿等に従い、表彰状等を筆耕するもの。	氏名、生年月日、功績、学歴
11 支払いに伴う金融機関への口座振込	口座振込の依頼をした契約の相手方や手当・補助金等の交付先へ口座振込をするもの。	氏名、住所、電話番号、生年月日、識別番号、取引金融機関、口座番号、口座名義人
12 収納に伴う金融機関からの口座振込	口座振込の依頼をした納入義務者の口座から収納金の口座振替をするもの。	氏名、住所、電話番号、口座番号、口座名義人
13 賠償保険・補償保険等	賠償保険等に基づき市が事故等の関係者へ支払った賠償金又は補償金の損失補てんをするもの。	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、続柄、保険金請求や支払いに必要な情報
14 行事参加者の傷害保険・旅行保険等	市が交付する行事参加者名簿によって傷害保険等に参加させ、事故等があった場合には該当者に補償するもの。	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、保険金請求や支払いに必要な情報
15 測量・不動産鑑定	市が交付する資料又は登記簿等により測量又は不動産鑑定を行うもの。	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、続柄、本籍・国籍
16 施設の管理・運営	施設の使用申込みの受付その他施設の管理・運営を行うもの。	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、続柄、本籍・国籍、既往歴、血液型、死亡年月日、死因、車両番号、口座番号、口座名義人、防犯カメラの映像、介護情報

17 融資あっせん	市から名簿等によりあっせんされた者に、金融機関が一定の融資を行うもの。	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、融資金額、貸付情報
18 福祉・保健サービス業務	市が交付する対象者名簿に基づいて福祉・保健サービスを提供し、その結果を市に報告するもの。	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、続柄、本籍・国籍、識別番号、職歴、病歴、障害情報、介護情報、医師情報、診療情報、調剤情報、生活保護受給者情報
19 自転車駐車場の管理運営	市営自転車駐輪場の管理運営委託及び民営自転車駐輪場の助成金交付の受付事務を行うもの。	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日
20 保険診療等に係る報酬等審査・支払事務	国民保健団体連合会、社会保険診療報酬支払基金が請求書に基づき保険診療、医療費助成、介護保険等に係る報酬・医療費・給付金等の審査・支払事務を行うもの。	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、識別番号、健康保険被保険者証記載事項、診療及び調剤情報、生活保護受給者情報
21 交渉業務	保留地、物件除去等に係る契約交渉を行うもの。	氏名、住所、電話番号、性別、続柄、間取り図、業種、貸付料
22 口座振替業務	市税等の支払いに係る口座振替業務を行うもの。	金融機関コード、支店コード、預金種目、口座番号、口座名義人、振替税額
23 工事に伴う調査	工事の施工に伴う被害等の調査を行うもの。	氏名、住所、電話番号
24 資料作成	事業に係る調書、図面等資料作成を行うもの。	氏名、住所
25 事業管理運営	事業の管理及び運営を行うもの。	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、続柄、本籍・国籍、識別番号、事業の遂行に必要な情報
26 設計業務	市が交付する資料等に基づき、設計業務を行うもの。	氏名、住所

27 通知書作成	市が交付する名簿等に基づき、通知書を作成するもの。	氏名、住所
28 廃棄物等の収集・運搬	廃棄物やし尿等の収集及び運搬業務を行うもの。	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、続柄、本籍・国籍、識別番号、肖像
29 物件調査	区画整理事業に伴う物件移転に係る補償額の調査及び積算業務を行うもの。	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、続柄、口座番号、口座名義人
30 文書等運搬	市の文書及び物品を指定の場所へ運搬するもの。	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、続柄、識別番号
31 文書運搬・廃棄	市の文書を指定の場所へ運搬し、廃棄業務を行うもの。	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、口座番号、口座名義人、収入額、所得税額
32 文書配送	市が交付する名簿等に基づき、文書等を配送するもの。	氏名、住所
33 試験等の申請及び採点	資格試験への一括申請業務及び入学試験等の採点業務を行うもの。	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、続柄、本籍・国籍、試験点数、出席状況、試験合否
34 審議会の承認を受けて実施した業務等	既に審議会において外部委託の承認を受けた業務等。	既に審議会において外部委託の承認を受けた項目

V 附属機関等の会議公開

1 附属機関等の会議公開について

(1) 目 的

川口市では平成19年4月から、市民の皆さんに附属機関等の会議を原則的に公開しています。

市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営を実現することを目的としています。

(2) 対象となる会議

地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関や、市民、関係団体、知識経験者、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会等において設ける会議が対象となります。

2 附属機関等の会議の公開状況

平成30年度に対象となる附属機関等は105ありました。会議の開催回数は次のとおりです。

(1) 公募委員が在籍する附属機関等

開催回数	公開・非公開の状況(単位：回)※			傍聴人の数
	公 開	一部非公開	非公開	
72	71	1	0	41

(2) 公募委員が在籍しない附属機関等

開催回数	公開・非公開の状況(単位：回)※			傍聴人の数
	公 開	一部非公開	非公開	
749	69	26	654	10

※非公開で行った会議の主な非公開理由は、審議内容が個人情報に関するため非公開が原則となるもの（川口市介護保険認定審査会(533回開催)など）や、法令などに定めがあるものです。

（２）附属機関等の会議別公開状況

（公開・非公開決定後の会議を平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日に開催した附属機関等）

非公開の理由：当附属機関等の法令、条例等の規定により会議が非公開とされているとき……………規定

川口市情報公開条例第７条各号のいずれかに該当する場合

第１号（法令秘情報）……………	第１号
第２号（個人に関する情報）……………	第２号
第３号（個人識別符号）……………	第３号
第４号（法人に関する情報）……………	第４号
第５号（公共の安全と秩序に関する情報）……………	第５号
第６号（審議、検討、協議に関する情報）……………	第６号
第７号（事務又は事業に関する情報）……………	第７号
第８号（国等との協力関係に関する情報）……………	第８号
公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合…議事運営	

附属機関等名称	公開／非公開の別	公募委員の有無	所管課	非公開の理由
企画財政部				
川口市自治基本条例運用推進委員会	公 開	有	企画経営課	
川口市指定管理者候補者選定及び評価会議	非公開	無	企画経営課	第7条第4号
川口市行政評価外部評価委員会	公 開	有	企画経営課	
総務部				
川口市情報公開・個人情報保護運営審議会	公 開	有	行政管理課	
川口市情報公開・個人情報保護審査会	非公開	無	行政管理課	第7条第2号
危機管理部				
川口市防災会議	公 開	無	防災課	
理財部				
川口市公有財産管理委員会	非公開	無	管財課	第7条第2号第7号
市民生活部				
川口市交通安全対策協議会	公 開	無	交通安全対策課	
川口市協働推進委員会	公 開	有	協働推進課	
川口市男女共同参画推進委員会	公 開	有	協働推進課	
福祉部				
川口市社会福祉審議会	公 開	有	福祉総務課	
川口市社会福祉審議会(地域福祉専門分科会)	公 開	有	福祉総務課	
川口市社会福祉審議会(児童福祉専門分科会)	公 開	有	福祉総務課(子ども総務課)	
川口市社会福祉審議会(児童福祉専門分科会施設認可部会)	非公開	無	福祉総務課(子ども総務課)	第7条第6号
川口市社会福祉審議会(障害者福祉専門分科会)	公 開	有	福祉総務課(障害福祉課)	
川口市介護保険運営協議会	公開／一部非公開	有	介護保険課	第7条第2号第4号
川口市介護保険認定審査会	非公開	無	介護保険課	第7条第2号
川口市介護給付費等の支給に関する審査会	非公開	無	障害福祉課	第7条第2号
子ども部				
川口市青少年問題協議会	公 開	有	青少年対策室	
川口市いじめから子どもを守る委員会	非公開	無	青少年対策室	規定
保健部				
川口市地域保健審議会	公 開	有	保健総務課	
川口市国民健康保険運営協議会	公 開	有	国民健康保険課	
川口市感染症診査協議会	非公開	無	疾病対策課	第7条第2号
環境部				
川口市環境審議会	公 開	有	環境総務課	
川口市廃棄物対策審議会	公 開	有	資源循環課	
川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会	公 開	無	産業廃棄物対策課	
川口市廃棄物処理施設専門委員会	公 開	無	産業廃棄物対策課	
経済部				
川口市商工行政審議会	公開／一部非公開	無	産業労働政策課	第7条第4号
川口市商工行政審議会 川口市地域貢献事業者選考部会	公開／非公開	無	産業労働政策課	第7条第4号
川口市労政協議会	公 開	無	産業労働政策課	
川口市労政協議会 川口市技能振興推進モデル事業所選定専門部会	公 開	無	産業労働政策課	
川口市商工資金審査会	一部非公開	無	経営支援課	第7条第2号第4号
川口市農政審議会(本会の他、部会も含む)	公 開	無	農政課	
都市計画部				
川口市景観形成委員会	公 開	無	都市計画課	
川口市都市計画審議会	公 開	有	都市計画課	
川口市バリアフリー基本構想推進協議会	公 開	有	都市計画課	
川口市開発審査会	非公開	無	開発審査課	規定
川口市建築審査会	公 開	無	建築安全課	
川口市緑化対策委員会	公 開	有	みどり課	
川口市空家等対策協議会	公 開	無	住宅政策課	
都市整備部				
西川口駅西口再生支援事業評価会議	一部非公開	無	都市整備管理課	第7条第6号
川口都市計画事業芝東第3土地区画整理審議会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	規定
川口都市計画事業芝東第4土地区画整理審議会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	規定
川口都市計画事業芝東第5土地区画整理審議会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	規定
川口都市計画事業芝東第6土地区画整理審議会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	規定
川口都市計画事業芝東第3土地区画整理評価委員会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	
川口都市計画事業芝東第4土地区画整理評価委員会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	
川口都市計画事業芝東第5土地区画整理評価委員会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	
川口都市計画事業芝東第6土地区画整理評価委員会	非公開	無	西部土地区画整理事務所	
川口都市計画事業石神西立野特定土地区画整理審議会	非公開	無	北部土地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業石神西立野特定土地区画整理評価委員会	非公開	無	北部土地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業安行藤八特定土地区画整理審議会	非公開	無	北部土地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業安行藤八特定土地区画整理評価委員会	非公開	無	北部土地区画整理事務所	第7条第2号

附属機関等名称	公開／非公開の別	公募委員の有無	所管課	非公開の理由
川口都市計画事業里土地地区画整理審議会	非公開	無	里土地地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業里土地地区画整理評価委員会	非公開	無	里土地地区画整理事務所	第7条第2号
川口都市計画事業新郷東部第2土地地区画整理審議会	非公開	無	東部土地地区画整理事務所	第7条第2号第4号
川口都市計画事業新郷東部第2土地地区画整理評価委員会	非公開	無	東部土地地区画整理事務所	第7条第2号第4号
水道部・下水道部				
川口市上下水道事業運営審議会	公開	有	水道総務課	
生涯学習部				
川口市社会教育委員	公開	無	生涯学習課	
川口市立中央ふれあい館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市青少年婦人教育施設運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立南平公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立新郷公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立神根公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立西公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立芝公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立前川公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立安行公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立西川公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立青木公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立幸栄公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立上青木公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立並木公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立戸塚公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立芝南公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立朝日公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立根岸公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立領家公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立芝西公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立芝北公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立芝富士公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立神根西公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立新郷南公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立前川南公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立朝日東公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立神根東公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立芝園公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立横曽根公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立安行東公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立青木東公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立戸塚西公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立鳩ヶ谷公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立南鳩ヶ谷公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市立里公民館運営審議会	公開	無	生涯学習課	
川口市美術館建設基本構想・基本計画審議会	公開	有	文化推進室	
川口市文化芸術審議会	公開	有	文化推進室	
川口市文化財保護審議会	公開	無	文化財課	
川口市図書館・映像・情報メディアセンター運営審議会	公開	有	中央図書館	
川口市立科学館運営審議会	公開	有	科学館	
川口市スポーツ推進審議会	公開	有	スポーツ課	
学校教育部				
川口市就学支援委員会	非公開	無	指導課	第7条第2号
川口市いじめ問題調査委員会	非公開	無	指導課	第7条第2号
川口市学校給食運営審議会	公開	有	学校保健課	
その他部局等				
川口市立医療センター倫理委員会	公開	無	医療センター庶務課	
川口市立医療センター治験審査委員会	非公開	無	医療センター庶務課	第7条第1号

VI 資 料

平成12年9月27日

条例第49号

改正 平成17年12月21日条例第57号

平成18年3月24日条例第9号

平成19年9月27日条例第42号

平成23年9月26日条例第24号

平成27年6月29日条例第49号

平成28年3月24日条例第5号

平成29年6月26日条例第17号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の公開（第5条—第15条）

第3章 審査請求（第16条—第18条）

第4章 雑則（第19条—第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の行政情報に関する知る権利を認識した上で、地方自治の本旨にのっとり、公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関して必要な事項を定めることにより、市の諸活動を説明する責務の全う及び市政への市民の参加と協働の推進を図り、もって公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。
- （2） 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

イ 市立図書館等で歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、市民の公文書の公開を求める権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報が十分保護されるよう配慮しなければならない。

2 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用を図るため、公文書を適正に管理しなければならない。

(適正使用)

第4条 公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の公開

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る情報の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公文書の公開を必要とする理由を明記できるもの

(請求の手続)

第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）は、規則で定める書面を実施機関に提出して行わなければならない。

2 実施機関は、前項の書面（以下「公開請求書」という。）に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 前項の場合において、公開請求者が当該公開請求書の補正に応じないときは、実施機関は、当

該補正に係る公開請求を拒否しなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定又は法的拘束力のある指示により公にすることができないとされている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員等の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

(3) 川口市個人情報保護条例(平成12年条例第50号)第2条第3号に規定する個人識別符号

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 任意に提供された情報であつて、提供者の承諾なく公にすることにより、提供者との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(5) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間の混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれ

(8) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であつて、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

(公文書の部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、

当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第 9 条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第 7 条第 3 号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第 10 条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第 11 条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、全部又は一部を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（第 6 条第 3 項及び前条の規定により公開請求を拒否するとき並びに公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、公文書の全部を公開しない旨の決定をしたときの公文書又は公文書の一部を公開する旨の決定をしたときの非公開部分が期間の経過により公開できるものとなる期日が明らかなきときは、その期日を前 2 項の書面に付記しなければならない。

(公開決定等の期限)

第 12 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して 15 日（川口市の休日を定める条例（平成元年条例第 55 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内にしなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日（市の休日を除く。）以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により

通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から45日(市の休日を除く。)以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障を来すおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に市及び公開請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与なければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公文書の公開の方法)

第15条 公文書の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については閲覧、視聴、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定め

る方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を来すおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

第3章 審査請求

(審理員による審理手続に関する適用除外)

第16条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定による審理員の指名は、行わない。

(審査会への諮問)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、川口市情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

4 第1項の規定により諮問をした審査庁は、審査請求人から行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書の提出があつたときは当該反論書の写しを、参加人から同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書の提出があつたときは当該意見書の写しを、それぞれ審査会に送付するものとする。

5 第1項の規定により諮問をした審査庁は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第32条第1項に規定する証拠書類若しくは証拠物又は同条第2項に規定する書類そ

の他の物件の提出があったときは、当該証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を審査会に送付するものとする。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第18条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 雑則

(費用負担)

第19条 この条例の規定に基づき公文書の公開を受けるものは、当該公文書の公開を受ける際に、別表に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

- 2 市長、水道事業管理者及び病院事業管理者は、実施機関が公開決定に係る公文書を不特定多数の者が知り得る方法で実施機関が定めるものにより公にすることを予定し、又は公にする必要があると判断するときは、当該公文書の公開に係る手数料を免除するものとする。
- 3 前項に規定する場合のほか、市長、水道事業管理者及び病院事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長、水道事業管理者及び病院事業管理者は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(情報提供の推進)

第20条 実施機関は、情報公開を総合的に推進するため、この条例の定めるところにより公文書の公開を行うほか、市政に関する正確で分かりやすい情報を積極的に提供しよう努めるものとする。

(検索資料の作成等)

第21条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

(情報公開制度に関する事務の改善等)

第22条 実施機関は、この条例による情報公開制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するた

め、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 実施機関は、前項の措置のうち重要と認めるものについては、川口市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴かなければならない。

(実施状況の公表)

第 2 3 条 市長は、毎年度、各実施機関における公文書の公開等の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(出資法人の情報公開)

第 2 4 条 市が出資している法人のうち規則で定めるもの（以下この条において「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市長は、出資法人に対し、情報公開を推進するため、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第 2 5 条 市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は、市の公の施設の指定管理者に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(他の制度との調整)

第 2 6 条 この条例は、他の法令等の規定により、公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付を受けることができる場合については、適用しない。

(委任)

第 2 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。

(適用外公文書の任意的公開)

- 2 実施機関は、この条例の施行の日前に作成し、又は取得した公文書の公開を求められたときは、

これに応ずるよう努めるものとする。

- 3 第19条の規定は、前項の規定による公文書の公開について準用する。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

- 4 平成13年4月1日から鳩ヶ谷市の編入の日(次項及び附則第6項において「編入日」という。)の前日までに編入前の鳩ヶ谷市の職員が作成し、又は取得した編入前の鳩ヶ谷市情報公開条例(平成14年鳩ヶ谷市条例第34号。以下「編入前の鳩ヶ谷市条例」という。)第2条第2号に規定する公文書については、実施機関の職員が作成し、又は取得したものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 5 編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 6 編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた、公文書の公開請求に対しての公開の対象となる公文書、実施機関の間での事案の移送、公開に係る手数料及び費用並びに公文書の公開の申出に対しての公文書の公開事務については、なお編入前の鳩ヶ谷市条例の例による。

附 則(平成17年12月21日条例第57号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- (川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)
- 2 川口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年条例第11号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成18年3月24日条例第9号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月27日条例第42号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成23年9月26日条例第24号)

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則(平成27年6月29日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月24日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月26日条例第17号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第19条関係）

公開の区分	手数料の額	
	第5条第1号から第5号までに該当するもの	第5条第6号に該当するもの
閲覧	1件の公文書につき 100円	1件の公文書につき 200円
視聴	1件の公文書につき 100円	1件の公文書につき 200円
写しの交付	1件の公文書につき 100円	1件の公文書につき 200円

備考

- 1 1件とは、決裁、供覧等の手続を一にするものをいう。
- 2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧等に係る公文書の写しの交付を受ける場合においては、当該閲覧等及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付を受ける場合の手数料によるものとする。

川口市個人情報保護条例

平成12年9月27日

条例第50号

改正 平成17年12月21日条例第57号

平成18年3月24日条例第10号

平成23年9月26日条例第25号

平成27年9月28日条例第55号

平成28年3月24日条例第6号

平成29年3月27日条例第1号

平成29年6月26日条例第17号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 実施機関における個人情報の取扱い（第6条—第13条）

第3章 開示、訂正及び利用停止等

第1節 開示（第14条—第23条の2）

第2節 訂正（第24条—第28条の2）

第3節 利用停止等（第28条の3—第28条の5）

第4節 審査請求（第29条—第31条）

第4章 雑則（第32条—第38条）

第5章 罰則（第39条—第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、自己に関する保有個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を保障することにより、情報に関する個人の権利利益の保護を図り、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。

(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報については、当該情報が特定個人情報である場合に限る。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(3) 個人識別符号 次のア又はイのいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

イ 市立図書館等で歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(8) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(9) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。)及び事業を営む個人をいう。

(10) 電子計算組織 電子計算機を利用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

(実施機関の責務等)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときは、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う業務(以下「個人情報取

扱業務」という。)及び個人情報取扱業務において個人情報を利用する目的(以下「利用目的」という。)を明確にした上で、当該個人情報取扱業務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(2) 実施機関が川口市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて、個人情報取扱業務を遂行するために必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 争訟、選考、指導、相談等の事務事業を執行するために個人情報を収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務事業の適正な執行に支障を来すと認められるとき。

(6) 所在不明、精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあることその他の事由により本人から収集することができないとき。

(7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(以下「国等」という。)又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(8) 実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。

(個人情報取扱業務の登録)

第7条 実施機関は、個人情報取扱業務を新たに開始しようとするときは、次に掲げる事項を登録しなければならない。

(1) 個人情報取扱業務の名称

(2) 利用目的

(3) 個人情報の対象者の範囲

(4) 個人情報の項目

(5) その他規則で定める事項

2 前項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に関する業務であって専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うものについては、適用しない。

3 実施機関は、第1項の規定により登録した個人情報取扱業務を廃止し、又は変更したときは、当該登録を抹消し、又は修正しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定による登録又は前項の規定による修正を行ったときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

5 実施機関は、第1項の規定による登録に係る事項（第3項の規定により登録を抹消し、又は修正したときは、その旨）を規則で定めるところにより公示しなければならない。

6 実施機関は、前項の事項に係る目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 利用目的以外の目的のために利用する場合又は国等若しくは他の実施機関に提供する場合において、当該保有個人情報を利用し、又は提供を受ける個人情報を利用することにつき相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(5) 国等又は他の実施機関以外の者に提供する場合において、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供したときは、当該利用又は提供に関する次に掲げる事項を審議会に報告しなければならない。

(1) 利用又は提供をした個人情報取扱業務の名称

(2) 利用又は提供をした理由

(3) 利用又は提供をした保有個人情報の項目

(4) その他規則で定める事項

- 3 実施機関は、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって本人又は第三者の権利利益を不当に害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 3 前条第2項の規定は、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための利用について準用する。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、本市以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認めるとき。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱業務の実施に当たっては、保有個人情報の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 保有個人情報は、正確かつ最新のものとすること。
- (2) 保有個人情報の紛失、破損、改ざん、漏えい等の事故を防止すること。

- 2 実施機関は、保有する必要のなくなった保有個人情報（歴史的又は文化的価値が生ずると認め

られるものを除く。)を、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

- 3 実施機関は、前2項の規定による事務を処理させるため、個人情報保護管理責任者を定めなければならない。

(委託に伴う措置)

第11条 実施機関は、個人情報取扱業務を委託しようとするときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(指定管理者が行う措置)

第12条 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせようとするときは、個人情報の適正な管理に関する協定上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の義務)

第13条 実施機関から個人情報取扱業務の委託を受けた者又は公の施設の管理を行う指定管理者は、第10条第1項各号及び第2項に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関から委託を受けた業務又は指定管理者が管理する公の施設の業務における個人情報取扱業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 開示、訂正及び利用停止等

第1節 開示

(開示の請求)

第14条 何人も、実施機関に対し、自己に関する保有個人情報（第7条第2項に規定する業務に係るものを除く。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 未成年者及び成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下「代理人」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で15歳以上のものである場合には、本人の同意を得るものとする。

(開示請求の方法)

第15条 開示請求は、規則で定める書面を実施機関に提出して行わなければならない。

- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提

示しなければならない。

- 3 代理人が開示請求をしようとする場合で本人の同意が必要なときは、それを証明するために必要な書類を前項の書類に併せて提出し、又は提示しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の書面（以下「開示請求書」という。）に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 5 前項の場合において、開示請求者が当該開示請求書の補正に応じないときは、実施機関は、当該補正に係る開示請求を拒否しなければならない。

（開示しないことができる保有個人情報）

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該保有個人情報を開示しないことができる。

- （1） 法令等の規定又は法的拘束力のある指示により、開示することができないとされている情報
- （2） 代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該開示請求に係る本人の権利利益に反すると認められる情報
- （3） 開示請求者以外の者に関する情報を含む保有個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの
- （4） 市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する保有個人情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- （5） 市又は国等が行う事務又は事業に関する保有個人情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

(6) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した保有個人情報であつて、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの

(7) 個人の評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報であつて、開示することにより、事務の適正な執行に支障を来すおそれがあるもの

(保有個人情報の部分開示)

第 17 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる保有個人情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第 18 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 19 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（第 15 条第 5 項及び前条の規定により開示請求を拒否するとき並びに開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたときの保有個人情報又は保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたときの不開示部分が期間の経過により開示できるものとなる期日が明らかなきときは、その期日を前 2 項の書面に付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第 20 条 前条第 1 項又は第 2 項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から起算して 15 日（川口市の休日を定める条例（平成元年条例第 55 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内にしなければならない。ただし、第 15 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に

算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日（市の休日を除く。）以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示請求の事案の移送）

第20条の2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第21条 開示請求に係る保有個人情報に市及び開示請求者以外の者（以下この条、第30条第2項及び第31条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（保有個人情報の開示の方法）

第22条 保有個人情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電

磁的記録については閲覧、視聴、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を来すおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

- 2 保有個人情報の開示を受けようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求者であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求及び開示の特例)

第23条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について、本人が開示請求をしようとするときは、第15条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

- 2 前項の規定による開示請求をしようとする者は、第15条第2項の規定にかかわらず、規則で定める書類を提示しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定による開示請求があったときは、前2条の規定にかかわらず、直ちに本人であることを確認し、規則で定める方法により、開示するものとする。

(法令等による開示の実施との調整)

第23条の2 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）が第22条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第22条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

第2節 訂正

(訂正の請求)

第24条 何人も、自己に関する保有個人情報について、事実に誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

- 2 第14条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の方法)

第25条 第15条の規定は、訂正請求の方法について準用する。

- 2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実に合致すること

を証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

(訂正しないことができる保有個人情報)

第26条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報について、訂正の権限がないときその他訂正しないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正しないことができる。

(訂正請求に対する措置)

第27条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部を訂正するときは、全部又は一部を訂正する旨の決定をし、訂正した上、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報を訂正しないとき（第25条第1項において準用する第15条第5項の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、訂正しない旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正請求の事案の移送)

第27条の2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報が第20条の2第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が前条第1項の決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該決定に基づき訂正の実施を行しなければならない。

(保有特定個人情報の提供先への通知)

第27条の3 実施機関は、第27条第1項の決定に基づく保有個人情報(情報提供等記録に限る。)の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(法令等による訂正の実施との調整)

第28条 法令又は他の条例の規定により、訂正請求者に対し訂正請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を訂正することとされている場合には、この節の規定は適用しない。

(訂正請求への準用)

第28条の2 第20条の規定は、訂正請求について準用する。

第3節 利用停止等

(利用の停止及び消去の請求)

第28条の3 何人も、自己に関する保有個人情報（情報提供等記録を除く。次条において同じ。）が、第6条の規定に違反して収集され、第8条第1項若しくは第8条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用され、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管され、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されていると認めるときは、実施機関に対し、その利用の停止又は消去の請求をすることができる。

(提供の停止の請求)

第28条の4 何人も、自己に関する保有個人情報が、第8条第1項又は第8条の3の規定に違反して提供されていると認めるときは、実施機関に対し、その提供の停止の請求をすることができる。

(利用停止等の請求への準用)

第28条の5 第14条第2項、第15条、第20条、第26条、第27条及び第28条の規定は、第28条の3の利用の停止及び消去並びに前条の提供の停止（以下「利用停止等」という。）の請求について準用する。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する適用除外)

第29条 開示決定等、訂正決定等、前条において準用する第27条各項の決定（以下「利用停止等決定等」という。）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定による審理員の指名は、行わない。

(審査会への諮問)

第30条 開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等の請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき審

査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、川口市情報公開・個人情報保護等審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

- （１） 審査請求が不適法であり、却下する場合
- （２） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- （３） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正又は利用停止等を行うこととする場合

２ 前項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- （１） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第１３条第４項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- （２） 開示請求者、訂正請求者又は利用停止等の請求をした者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- （３） 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

３ 第１項の規定による諮問は、行政不服審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第２９条第２項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

４ 第１項の規定により諮問をした審査庁は、審査請求人から行政不服審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第３０条第１項に規定する反論書の提出があったときは当該反論書の写しを、参加人から同法第９条第３項において読み替えて適用する同法第３０条第２項に規定する意見書の提出があったときは当該意見書の写しを、それぞれ審査会に送付するものとする。

５ 第１項の規定により諮問をした審査庁は、行政不服審査法第９条第３項において読み替えて適用する同法第３２条第１項に規定する証拠書類若しくは証拠物又は同条第２項に規定する書類その他の物件の提出があったときは、当該証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を審査会に送付するものとする。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第３１条 第２１条第２項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。この場合において、同項中「実施機関」とあるのは「審査庁」と、「開示決定」とあるのは「保有個人情報を開示する旨の裁決」と読み替えるものとする。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 雑則

（苦情の処理）

第32条 実施機関は、当該実施機関が行う保有個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

（費用負担）

第33条 この条例の規定による保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等に係る手数料は、無料とする。

- 2 この条例の規定に基づき保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

（個人情報保護制度に関する事務の改善等）

第34条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 実施機関は、前項の措置のうち重要と認めるものについては、審議会の意見を聴かなければならない。

（実施状況の公表）

第35条 市長は、個人情報保護制度の適正な運用を明らかにするために、毎年度各実施機関における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（出資法人の講ずる措置）

第36条 市が出資している法人のうち規則で定めるもの（以下「出資法人」という。）は、その保有する個人情報の保護に関し、この条例に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市長は、出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

（適用除外）

第37条 この条例は、実施機関が一般の利用に供することを目的として管理している図書等に記録されている個人情報については、適用しない。

（委任）

第 3 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 罰則

(罰則)

第 3 9 条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第 1 3 条第 1 項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の管理する市の公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1, 0 0 0, 0 0 0 円以下の罰金に処する。

第 4 0 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 0, 0 0 0 円以下の罰金に処する。

第 4 1 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 0, 0 0 0 円以下の罰金に処する。

第 4 2 条 前 3 条の規定は、市の区域外において、これらの条の罪を犯した者にも適用する。

第 4 3 条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 0, 0 0 0 円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱業務についての第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱業務を新たに開始しようとするときは」とあるのは、「個人情報取扱業務を現に行っているときは、遅滞なく」とする。
- 3 この条例の施行の際、現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

- 4 鳩ヶ谷市の編入の際、編入前の鳩ヶ谷市から承継された個人情報については、この条例の相当

規定により収集されたものとみなす。

- 5 鳩ヶ谷市の編入の日（以下この項から附則第7項までにおいて「編入日」という。）前に、編入前の鳩ヶ谷市個人情報保護条例（平成11年鳩ヶ谷市条例第21号。以下「編入前の鳩ヶ谷市条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関において行われていた個人情報の処理で、編入日以後、実施機関が引き続き行うものは、この条例の相当規定により行ったものとみなす。
- 6 編入日前に、編入前の鳩ヶ谷市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 7 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月21日条例第57号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日条例第10号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月26日条例第25号）

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則（平成27年9月28日条例第55号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（川口市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

- 2 川口市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年条例第52号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成28年3月24日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求

若しくは利用停止等の請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等の請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成２９年３月２７日条例第１号）

この条例は、平成２９年５月３０日から施行する。

附 則（平成２９年６月２６日条例第１７号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

川口市附属機関等の会議公開に関する要綱

平成 19 年 3 月 15 日 市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川口市市民参加条例（平成 24 年条例第 16 号。以下「条例」という。）第 16 条及び第 17 条の規定により、市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、開かれた市政運営の実現のため、附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定める。

(附属機関等の定義)

第 2 条 この要綱において、「附属機関等」とは、次の各号をいう。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置する附属機関
- (2) 市民、関係団体、知識経験者、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として設置する委員会、協議会等

(会議公開の原則)

第 3 条 条例第 16 条の規定により公開とされた会議について、傍聴希望者は、この要綱の定めるところにより、傍聴することができる。

(会議の公開・非公開の決定)

第 4 条 附属機関等は、条例第 16 条に規定する基準に基づき、会議の公開・非公開の決定を行うものとする。

- 2 附属機関等の長は、会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。
- 3 附属機関等の長は、会議の全部又は一部を非公開としたときは、情報公開条例の根拠条項のほか、市民等が理解できるよう、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第 5 条 条例第 15 条第 2 項に規定する事前公表は、会議の公開・非公開にかかわらず、当該会議の開催予定日の 7 日前までに、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開・非公開の別
- (6) 非公開の理由

- (7) 傍聴人の定員
- (8) 傍聴手続
- (9) 問い合わせ先
- (10) その他

2 前項の公表は、附属機関等の会議のお知らせを市政情報コーナーでの閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載する方法等により行うものとする。

(傍聴手続等)

第6条 附属機関等は、公開する会議における傍聴人の定員、傍聴に係る手続をあらかじめ定めるものとする。

2 傍聴の受付は、先着順又は抽選とする。

3 前項の抽選は、当該会議の開始を遅延させないように行うものとする。

(会議の秩序維持)

第7条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たって、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴人に次の遵守事項を従わせ、当該会議の秩序の維持に努めなければならない。

(1) 附属機関等の委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議の会場において発言しないこと。

(3) はち巻き、腕章等示威的行為をしないこと。

(4) 撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

(5) 談話、飲食、喫煙等をしないこと。

(6) その他会議の進行を妨げる行為をしないこと。

2 附属機関等の長は、傍聴人が前項各号の遵守事項に従わないときは、これを制止し、その指示に従わないときは、退室させることができる。

(会議資料の提供)

第8条 附属機関等の長は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料を傍聴人に配布するよう努めなければならない。ただし、配布が困難と認められる会議資料については、会場において傍聴人の閲覧に供するように努めるものとする。

(会議記録の写しの閲覧)

第9条 条例第17条に規定する会議記録の作成は会議終了後速やかに行い、当該会議記録を当該附属機関等の所管課及び市政情報コーナーに備え置き、当該会議記録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで、市民の閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

2 会議記録は、次に掲げる事項を記載し、当該会議について、市民等が理解できるように努めるものとする。

(1) 会議の名称

- (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 出席者
 - (5) 議題
 - (6) 公開・非公開の別
 - (7) 非公開の理由
 - (8) 傍聴人の数
 - (9) 会議資料
 - (10) 審議経過
 - (11) その他
- (運用状況の報告及び公表)

第 10 条 当該附属機関等の所管課長は、次に掲げる会議公開の運用状況を取りまとめ、翌年度の 4 月末日までに行政管理課長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開された会議の議題及び回数
- (3) 一部非公開された会議の議題及び回数
- (4) 非公開された会議の議題及び回数
- (5) 各回の傍聴人の数

2 行政管理課長は、毎年 1 回附属機関等の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、附属機関等の会議の公開等に関し必要な事項は、それぞれの附属機関等において別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

〔情報公開及び個人情報保護制度における過去の施行状況〕

1 情報公開制度

(1) 公開請求・申出の年度別処理件数

年度	区分	受付 件数		取下げ 件数	処理件数									
					決定件数									
					決定内容									
					公開				部分公開		非公開			
					非公開情報に該当		文書 不存在		存否応答 拒否					
件数	文書数	件数	文書数	件数	文書数	件数	文書数	件数	文書数	件数	文書数			
13年度	請 求	59	70	3	67	511	17	88	49	423	0	0	1	0
	申 出	26	26	4	22	47	7	19	13	28	0	0	2	0
	計	85	96	7	89	558	24	107	62	451	0	0	3	0
14年度	請 求	96	120	10	110	555	45	227	63	328	0	0	2	0
	申 出	37	37	1	36	72	3	25	33	47	0	0	0	0
	計	133	157	11	146	627	48	252	96	375	0	0	2	0
15年度	請 求	89	119	9	110	542	49	209	60	332	1	1	0	0
	申 出	79	82	4	78	110	5	23	73	87	0	0	0	0
	計	168	201	13	188	652	54	232	133	419	1	1	0	0
16年度	請 求	91	129	16	113	830	50	591	57	239	0	0	6	0
	申 出	129	132	9	123	226	3	99	119	127	0	0	1	0
	計	220	261	25	236	1,056	53	690	176	366	0	0	7	0
17年度	請 求	75	95	15	80	411	5	12	68	396	3	3	4	0
	申 出	13	13	0	13	14	2	2	11	12	0	0	0	0
	計	88	108	15	93	425	7	14	79	408	3	3	4	0
18年度	請 求	127	132	15	117	3,088	27	210	88	2,878	0	0	2	0
	申 出	25	25	3	22	27	2	4	20	23	0	0	0	0
	計	152	157	18	139	3,115	29	214	108	2,901	0	0	2	0
19年度	請 求	161	170	24	146	530	49	100	88	430	0	0	9	0
	申 出	52	49	2	47	61	14	18	33	43	0	0	0	0
	計	213	219	26	193	591	63	118	121	473	0	0	9	0
20年度	請 求	180	199	36	163	761	52	59	107	701	1	1	3	0
	申 出	68	68	10	58	78	13	18	45	60	0	0	0	0
	計	248	267	46	221	839	65	77	152	761	1	1	3	0
21年度	請 求	222	250	56	194	780	51	133	139	647	0	0	4	0
	申 出	80	80	18	62	93	9	15	53	78	0	0	0	0
	計	302	330	74	256	873	60	148	192	725	0	0	4	0
22年度	請 求	155	274	65	209	749	52	133	153	616	0	0	4	0
	申 出	17	18	3	15	17	0	0	15	17	0	0	0	0
	計	172	292	68	224	766	52	133	168	633	0	0	4	0
23年度	請 求	184	207	71	136	292	26	34	105	258	0	0	5	0
	申 出	18	18	2	16	28	0	0	16	28	0	0	0	0
	計	202	225	73	152	320	26	34	121	286	0	0	5	0
24年度	請 求	177	223	78	145	517	27	87	116	430	0	0	2	0
	申 出	32	32	1	31	45	1	1	30	44	0	0	0	0
	計	209	255	79	176	562	28	88	146	474	0	0	2	0
25年度	請 求	204	239	74	165	749	37	72	117	676	1	1	10	0
	申 出	29	29	1	28	30	6	6	22	24	0	0	0	0
	計	233	268	75	193	779	43	78	139	700	1	1	10	0
26年度	請 求	194	287	46	241	1,189	100	710	134	478	1	1	6	0
	申 出	37	37	1	36	44	2	2	34	42	0	0	0	0
	計	231	324	47	277	1,233	102	712	168	520	1	1	6	0
27年度	請 求	136	165	18	147	268	22	39	116	227	2	2	7	0
	申 出	42	42	1	41	69	3	7	38	62	0	0	0	0
	計	178	207	19	188	337	25	46	154	289	2	2	7	0
28年度	請 求	166	197	16	181	326	30	46	143	280	0	0	8	0
	申 出	50	50	3	47	63	0	0	46	63	0	0	1	0
	計	216	247	19	228	389	30	46	189	343	0	0	9	0
29年度	請 求	187	221	21	200	361	27	36	166	323	2	2	5	0
	申 出	34	34	0	34	41	0	0	34	41	0	0	0	0
	計	221	255	21	234	402	27	36	200	364	2	2	5	0
30年度	請 求	147	154	12	142	309	30	40	107	266	3	3	2	0
	申 出	52	52	1	51	52	3	3	48	49	0	0	0	0
	計	199	206	13	193	361	33	43	155	315	3	3	2	0
合計	請 求	2,650	3,251	585	2,666	12,768	696	2,826	1,876	9,928	14	14	80	0
	申 出	820	824	64	760	1,117	73	242	683	875	0	0	4	0
	計	3,470	4,075	649	3,426	13,885	769	3,068	2,559	10,803	14	14	84	0

〔 請求：条例施行日（平成13年4月1日）以降に取得・作成した文書 〕
申出：「請求」以外の場合

(2) 非公開決定としたもの（部分公開決定の非公開部分を含む）の理由

非公開又は部分公開の理由	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
法令秘情報	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	2
個人に関する情報	172	281	260	253	109	2,747	316	582	456	333	190	368	524	152	228	269	272	261
個人識別符号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人等に関する情報	376	227	283	202	367	2,827	420	581	367	356	150	361	569	400	137	211	244	196
公共の安全と秩序の維持に関する情報	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	6	0	0	0	1	0	1	1
審議、検討、協議に関する情報	43	1	2	2	16	0	6	7	30	34	23	11	6	6	3	19	17	12
事務又は事業に関する情報	0	0	1	1	2	5	1	9	3	1	49	1	13	8	18	6	25	28
国等との協力関係に関する情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
存否応答拒否	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文書不存在	3	2	0	7	4	2	9	3	4	4	5	2	16	11	8	14	8	4
時限付公開	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	597	512	546	465	498	5,581	760	1,182	860	729	423	743	1,128	577	395	519	569	506

※ 文書数を示す。ただし、文書不存在については受付件数を示す。
※ 同一処分に複数の理由が存在する場合がある。

(3) 情報公開請求申出者の内訳（第5条関係）

区 分	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
(1) 市内に住所を有する者	21	61	47	52	26	31	59	40	49	46	58	62	77	50	50	46	51	43
(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	3	10	14	34	10	28	37	64	69	22	25	22	37	41	50	67	65	65
(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	6	2	2	6	0	2	5	8	13	0	4	2	0	4	6	10	7	6
(4) 市内に存する学校に在学する者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	1	0	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 公文書の公開を必要とする理由を明記できる者	54	60	104	128	50	89	112	136	171	104	115	123	119	136	72	93	98	85
合 計	85	133	168	220	88	152	213	248	302	172	202	209	233	231	178	216	221	199

2 個人情報保護制度

(1) 開示等請求の年度別処理件数

年度	請求区分	受付件数	取下げ件数	主な請求内容	決定内容				
					開示 (訂正)	部分開示 (一部訂正)	不開示		
							不開示情報 に該当 (不訂正)	文書 不存在	存否応答 拒否
13年度	開示	3	0	診療録及び画像記録、判定依頼調書面接記録表等	2	1	0	0	0
14年度	開示	4	0	指導要録、救急活動記録表等	3	1	0	0	0
	訂正等	3	0	住基ネットへの提供の中止等	0	0	3	0	0
15年度	開示	9	0	住民票交付申請書、戸籍謄本抄本請求書、印鑑登録証明書交付申請書等	3	3	0	3	0
16年度	開示	20	1	上記の他、救急活動記録、共同ビル新築工事に関する近隣説明状況報告書、外国人登録原票等	11	5	0	3	0
17年度	開示	20	2	住民票交付申請書、戸籍謄本抄本請求書、印鑑登録証明書交付申請書、指導台帳等	9	6	0	3	0
18年度	開示	19	2	戸籍謄本請求書、印鑑登録証明書交付申請書、住民票交付申請書、介護保険住宅改修費に関わる書類一式、火災調査記録票等	7	5	0	5	0
19年度	開示	33	3	病院外来のレセプト、戸籍謄本請求書、印鑑登録証明書交付・抹消申請書、住民票交付申請書、介護保険認定審査会資料の認定調査票、生徒指導要録、救急活動記録票等	16	10	0	3	1
20年度	開示	32	7	住民票交付申請書、住民票消除申立書、戸籍謄本抄本請求書、印鑑登録証明書交付・廃止申請書、自動車臨時運行許可申請書、指導要録、審査会・審議会の議事録、苦情申出調査報告書等	11	7	0	7	0

年度	請求 区分	受付 件数	取下げ 件数	主な請求内容	決定内容				
					開示 (訂正)	部分開示 (一部訂正)	不開示		
							不開示情報 に該当 (不訂正)	文書 不存在	存否応答 拒否
21年度	開示	55	1	住民票交付申請書、戸籍 謄本抄本請求書、印鑑登 録証明書交付・廃止申請 書、自動車臨時運行許可 申請書、苦情処理報告書 等	23	20	1	10	0
22年度	開示	46	3	国民健康保険簡易申告 書、農地転用届出関係 書、住民票交付申請書、 戸籍謄本抄本交付申請 書、印鑑登録証明書交付 申請書、診療報酬明細書 等	20	12	0	14	0
23年度	開示	43	5	下水道宅内排水設備に関 する文書、介護認定調査 票、住民票交付申請書、 戸籍謄本抄本交付申請 書、印鑑登録証明書交付 申請書、診療報酬明細書 等	17	22	0	2	0
24年度	開示	57	4	介護認定調査票、印鑑登 録証明書交付申請書、住 民票交付申請書、戸籍謄 本抄本交付申請書、更生 相談所判定結果、生活保 護の調査・訪問記録、診 療報酬明細書、救急活動 記録票等	32	23	0	13	0
25年度	開示	56	1	印鑑登録証明書交付申請 書、戸籍証明書等交付申 請書、住民票交付申請 書、担当課における請求 者本人に関するすべての 情報について、請求者か ら送付された市長への手 紙に関する市の業務処理 状況などが明記された資 料一式等	34	25	1	12	1
26年度	開示	44	9	印鑑登録証明書交付申請 書、戸籍証明書等交付申 請書、住民票交付申請 書、救急活動記録票等	17	15	0	4	0
	訂正等	2	0	PTA等の外郭団体への提 供の停止	2	0	0	0	0
27年度	開示	53	10	住民票交付申請書、印鑑 登録証明交付申請書、戸 籍証明書交付申請書、住 民異動届、救急活動記録 票、保育所児童保育要録 等	17	22	0	5	0
28年度	開示	63	13	印鑑登録証明書交付申請 書、戸籍証明書等交付申 請書、住民票交付申請 書、救急活動記録票等	19	41	0	6	0
	訂正等	1	0	川口市立〇〇〇学校が保 護者代表に提供した請求 者本人に関わる個人情報 の使用停止及び削除	0	0	1	0	0

年度	請求 区分	受付 件数	取下げ 件数	主な請求内容	決定内容				
					開示 (訂正)	部分開示 (一部訂正)	不開示		
							不開示情報 に該当 (不訂正)	文書 不存在	存否応答 拒否
29年度	開示	67	13	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、火災調書等	19	34	0	11	0
	訂正等	1	0	教育委員会及び〇〇学校が保有する本人のいじめに関する文書中の記載内容の訂正	1	0	0	0	0
30年度	開示	132	22	印鑑登録証明書交付申請書、戸籍証明書等交付申請書、住民票交付申請書、指導記録等	43	41	0	29	0
合 計		631	74		263	252	6	101	2

※ 請求区分の訂正等に対する決定内容は、訂正、一部訂正、不訂正。

(2) 不開示(不訂正)決定としたもの(部分開示決定の不開示部分を含む)の理由

不開示又は部分開示の理由		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
第16条関係	法令秘情報(第16条第1号)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0
	代理人に開示することが、本人の権利利益に反する情報(第16条第2号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	開示請求者以外に関する情報(第16条第3号)	1	1	2	5	5	4	8	5	15	11	19	13	18	11	22	34	32	25
	審議、検討、協議に関する情報(第16条第4号)	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	3	0	0
	事務又は事業に関する情報(第16条第5号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6	7	0	0	1	2	14
	国等との協力関係に関する情報(第16条第6号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	2	13	0	0	0	4	6
	評価、診断、指導、相談、選考等に関する情報(第16条第7号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	6
存否応答拒否(第18条)		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
文書不存在(第19条第2項)		0	0	3	3	3	6	6	9	16	18	2	22	19	9	5	9	14	31
不訂正(第27条第2項)		0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
他の制度との調整(第37条)		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		1	4	7	8	9	10	15	14	33	31	32	46	60	20	27	53	57	82

※ 同一処分に複数の理由が存在する(H15、19、21、22、23、24、25、26、28、29、30年度)。

3 川口市情報公開・個人情報保護等審査会答申

答申番号	答 申 日	実 施 機 関 (担当課)	件 名	審査会の 答申の内容	実施機関の 決定又は裁決
1	平成14年4月10日	教育委員会 (教育総務課)	「平成13年6月6日実施教育委員会定例会秘密会会議録及び一切の資料」についての部分公開決定に対する不服申立て	一部を除いて公開が妥当	答申どおり (一部変更)
2	平成14年4月10日	教育委員会 (教育総務課)	「平成13年6月6日実施教育委員会定例会秘密会会議録及び一切の資料」についての部分公開決定に対する不服申立て	一部を除いて公開が妥当	答申どおり (一部変更)
3	平成15年3月27日	教育委員会 (指導課)	「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理についての学校から市教委への市内小中学校全校の回答書」についての非公開決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に非公開とした決定は妥当	答申どおり
4	平成15年3月27日	教育委員会 (指導課)	「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理についての学校から市教委への市内小中学校全校の回答書」についての非公開決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に非公開とした決定は妥当	答申どおり
5	平成15年4月14日	市長 (市民課)	「住基ネットへの本人確認情報の提供という目的外利用等の中止請求及び住民票コードという個人情報の削除請求」についての不訂正決定に対する不服申立て	住基ネットへの本人確認情報の外部提供及び住民票コードの削除を拒否した決定は妥当	答申どおり
6	平成16年10月21日	市長 (開発審査課)	「川口市川口1丁目2番地区共同ビル新築工事に係る近隣説明報告書及びその添付図書並びに変更届」についての部分公開決定に対する不服申立て	個人情報に該当し、非公開とした決定は妥当	答申どおり
7	平成16年11月11日	市長 (市民課)	「請求者本人に係る印鑑登録証明書交付申請書(平成16年2月1日から平成16年3月16日)」についての文書不存在のための非公開決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に非公開とした決定は妥当	答申どおり
8	平成17年12月26日	市長 (区画整理事業課)	「平成17年1月18日No.493で認可された区画整理法第76条の許可の写し及び認可に至るまでの経緯に関する文書一切」についての部分公開決定に対する不服申立て	一部を除いて公開が妥当	答申どおり (一部変更)
9	平成17年12月26日	市長 (区画整理事業課)	「川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業に係る仮換地指定(川東区発第77号及び同第79号)に対して申立てのあった審査請求に対する裁決謄本及びこの裁決に対する川口市での協議内容に関する資料一切の他4項目」についての部分公開決定に対する不服申立て	個人情報及び審議、検討、協議並びに事務事業情報を理由に部分公開とした決定は妥当	答申どおり

答申 番号	答 申 日	実 施 機 関 (担当課)	件 名	審査会の 答申の内容	実施機関の 決定又は裁決
10	平成19年6月25日	市長 (市民課)	行政書士、弁護士等有資格者の戸籍謄本、住民票の職務上請求に関し有資格者と川口市とのメモを含む協議記録の他10項目についての部分公開決定に対する不服申立て	一部の文書(1、2、10、11の文書)を非公開とする決定は妥当	答申どおり
11	平成23年3月1日	市長 (職員課)	「調査等に関する手続、調査方法管理保管状況等」についての不開示決定(文書不存在)に対する不服申立て	文書不存在を理由に不開示とした決定は妥当	答申どおり
12	平成23年3月1日	病院事業管理者 (庶務課) (管理課) (医療情報課)	「調査等に関する手続、調査方法管理保管状況等」についての不開示決定(文書不存在)に対する不服申立て	文書不存在を理由に不開示とした決定は妥当	答申どおり
13	平成24年6月29日	教育委員会 (学務課)	平成21年9月21日開催の川口市教育委員会における同委員会議事録に記載されている教育長の「免許法が変わり、中学校の免許しか所持していなくても、小学校で所持している免許の教科は教えることができる。例えば教科担任制の学校に行けば、その学年の教えることは可能である。逆を言えば学級担任は持ちづらい」との発言のうち、「学級担任は持ちづらい」との発言の法的根拠を示す文書等についての非公開決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に非公開とした決定は妥当	答申どおり
14	平成24年6月29日	市長 (障害福祉課)	「〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	個人情報等に該当し非公開とした決定は妥当	答申どおり
15	平成24年7月13日	市長 (下水道維持課)	「東内野〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の下水道取付管工事に於ける請求書に対する支出伝票、またその支払の内訳がわかる文書」等についての部分公開決定に対する不服申立て	一部の文書を非公開とする決定は妥当	答申どおり
16	平成25年7月11日	病院事業管理者 (庶務課) (管理課) (医療情報課)	川口市立医療センターにおける、診療録以外で〇〇〇〇に関する情報が記載されている文書全てについての部分開示決定に対する不服申立て	川口市病院事業管理者がした部分公開決定は妥当	答申どおり
17	平成25年7月11日	教育委員会 (学務課)	「川口市立神根小学校における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	部分開示決定及び文書不存在を理由に一部を不開示とした決定は妥当だが、何ら判断をしていない一部文書については、開示不開示の決定を行うべきである。	答申どおり
18	平成25年7月11日	教育委員会 (学務課)	「川口市立神根小学校における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての不開示決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に不開示とした決定は妥当だが、何ら判断をしていない一部文書については、開示不開示の決定を行うべきである。	答申どおり

答申 番号	答 申 日	実 施 機 関 (担当課)	件 名	審査会の 答申の内容	実施機関の 決定又は裁決
19	平成25年7月11日	教育委員会 (学務課)	「川口市立神根小学校における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	文書不存在を理由に不開示とした決定は妥当	答申どおり
20	平成25年12月17日	市長 (秘書課)	『市長への手紙』に関して、市の業務処理手順等が明記された資料一式(手引きや要綱など含む一切の行政文書)についての部分公開決定に対する不服申立て	川口市長がした部分公開決定は妥当	答申どおり
21 ・ 22	平成25年12月17日	市長 (秘書課) (街路事業課)	〇〇〇〇より送付された以下の市長への手紙に関する市の業務処理状況・結果等が明記された資料一式(決裁等を含む) 標題”川口市職員による恫喝問題”について(2010年4月12日送付) 標題”川口市職員による恫喝問題”について(2010年10月18日送付) 標題”要求書”について(2011年4月8日付け第73957号書留内容証明郵便で送付、4月11日配達) 標題”市長への手紙”について(2012年2月19日送付) 標題”川口市が無視し続けている懸案”について(2012年6月4日送付) 標題”市長への提案書”について(2012年7月27日送付) 標題”市長への提案書”について(2012年8月3日送付) 標題”市長への提案書”について(2012年8月5日送付) 標題”市長への提案及び要求書”について(2012年10月22日送付) についての部分開示決定に対する不服申立て	川口市長がした開示決定、部分開示決定は妥当	答申どおり
23	平成26年3月24日	市長 (予防課)	「平成〇〇年〇月〇日川口市朝日〇丁目〇番〇号店舗『〇〇〇〇』にて発生した火災事案に関する質問調書を除く火災調査書類」についての部分公開決定に対する不服申立て	川口市長がした部分公開決定は妥当	答申どおり
24	平成26年6月25日	市長 (街路事業課)	平成24年10月6日の交渉(川口市作成:〇〇〇〇対応記録)を記録した際に利用した録音(録画)したデータ又は録音(録画)したことを証する公文書(電磁的記録を含む。)についての、当初より開示請求に係る保有個人情報存在しないため不開示としたことに対する不服申立て	不開示理由は適切とはいえないが、不開示決定は妥当	答申どおり

答申 番号	答 申 日	実 施 機 関 (担当課)	件 名	審査会の 答申の内容	実施機関の 決定又は裁決
25	平成26年12月8日	教育委員会 (学務課)	「川口市教育委員会における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	「学齢簿」「転学・転入学等報告書」のうち転入及び転学を識別することができる情報について不開示とした部分開示決定は妥当 「学級連絡網」について文書不存在により不開示とした決定は不当であり取り消されるべきである 「指導要録」「児童調査票」について開示不開示等の決定を行うべきである	答申どおり
26	平成26年12月8日	教育委員会 (学務課)	「川口市教育委員会における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	「学齢簿」「転学・転入学等報告書」「指導要録」「出席簿(21年度・22年度)」「学校日誌(21年度・22年度)」のうち入学及び転学等を識別することができる情報について不開示とした部分開示決定は妥当 「児童名簿」「学級連絡網」について文書不存在による不開示とした決定は妥当 「出席簿」「学校日誌」「児童調査票」について開示不開示等の決定を行うべきである	答申どおり
27	平成26年12月8日	市長 (障害福祉課)	「障害福祉課における〇〇〇〇〇〇に関する全ての記録」についての不開示決定(存否応答拒否)に対する不服申立て	不開示決定は妥当	答申どおり
28	平成26年12月8日	病院事業管理者 (医療情報課) (庶務課)	川口市立医療センターにおける〇〇〇〇〇〇に関する以下の情報 ・庶務課における平成24年4月3日付FAXで参照している「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書。 ・医療情報課における平成24年4月3日付FAXの返答。 ・電話記録全て。 についての不開示決定(文書不存在)に対する不服申立て	平成24年4月3日付FAXに添付されている「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書について文書不存在による不開示とした決定は不当であり不開示決定は取り消されるべきである その他の文書についての不開示決定は妥当	答申どおり
29	平成27年12月24日	市長 (子育て相談課)	「子育て支援課における〇〇〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	不開示決定を取消し、開示・不開示の決定を改めて行うべき箇所がある それ以外は妥当	答申どおり
30	平成27年12月24日	市長 (子育て相談課)	「子育て支援課における〇〇〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	不開示決定を取り消すべき箇所がある また、不開示決定を取消し、開示・不開示の決定を改めて行うべき箇所がある それ以外は妥当	答申どおり

答申 番号	答 申 日	実 施 機 関 (担当課)	件 名	審査会の 答申の内容	実施機関の 決定又は裁決
31	平成27年12月24日	市長 (子育て相談課)	「子育て支援課における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	不開示決定を取消し、開示・不開示の決定を改めて行うべき箇所がある それ以外は妥当	答申どおり
32	平成27年12月24日	病院事業管理者 (医療情報課) (庶務課)	川口市立医療センターにおける〇〇〇〇に関する以下の情報 ・庶務課における平成24年4月3日付FAXで参照している「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書。 ・医療情報課における平成24年4月3日付FAXの返答。 ・電話記録全て。 についての不開示決定(文書不存在)に対する不服申立て	病院事業管理者がした不開示決定は妥当	答申どおり
33	平成27年12月24日	教育委員会 (学務課)	「川口市教育委員会における〇〇〇〇に関する全ての記録」についての部分開示決定に対する不服申立て	教育委員会がした不開示決定は妥当	答申どおり
34	平成30年3月12日	教育委員会 (指導課)	「平成27年〇月〇日に起きた事故から今日までの本人及び請求者に関する報告内容(学校での会議報告、教育相談の記録)等すべて 〇〇中学校」についての部分開示決定に対する不服申立て	教育委員会がした部分開示決定は、請求人が開示を請求した保有個人情報の全部について開示不開示等の決定を行っていないものであるため、妥当ではない 請求人が開示を請求した保有個人情報のうち、既に部分開示決定をした保有個人情報以外の保有個人情報の全てについて、開示不開示等の決定を行うべきである	答申どおり

4 川口市情報公開・個人情報保護運営審議会答申

答申番号	答 申 日	実 施 機 関 (担当課)	件 名	答申の内容
1	平成13年5月11日	市長 (行政管理課)	個人情報保護制度の運営について (個人情報取扱の承認基準について)	一括承認基準の明規
2	平成13年8月30日	市長 (行政管理課)	個人情報の外部提供について (議案及び報告事項に記載される個人情報の外部提供について)	記載方法の明規
3	平成15年11月25日	水道事業管理者 (水道部業務課)	個人情報の外部提供について (水道業務委託に伴う個人情報の外部提供について)	承認(条件付)
4	平成16年9月28日	市長 (高齢福祉課)	個人情報の外部提供について (老人保健医療事務共同電算処理に伴う個人情報の外部提供について)	承認(条件付)
5	平成16年9月28日	市長 (国民健康保険課)	個人情報の外部提供について (国民健康保険事務共同電算処理に伴う個人情報の外部提供について)	承認(条件付)
6	平成17年3月18日	市長 (行政管理課)	情報公開制度及び個人情報保護制度の見直しについて (手数料、指定管理者、独立行政法人等及び地方独立行政法人、罰則規定について)	制度の改正内容の整理
7	平成18年8月25日	市長 (介護保険課)	介護保険事務に係る電子計算組織の結合(地域包括支援センターシステム)について	承認
8	平成20年2月1日	市長 (高齢福祉課)	個人情報の外部提供について (災害時要援護者に関する個人情報の外部提供について)	承認(条件付)
9	平成22年3月23日	市長 (市民課)	個人情報の外部提供について (川口市戸籍謄本等の本人通知制度について)	承認
10	平成24年8月29日	市長 (長寿支援課)	高齢者の権利擁護業務にかかる電子計算組織の結合(地域包括支援センターシステム)について	承認
11	平成25年3月27日	病院事業管理者 (医事課)	医療費のクレジットカード支払業務にかかる電子計算組織の結合について	承認
12	平成27年3月13日	市長 (情報政策課)	特定個人情報保護評価者の第三者点検について(住民基本台帳に関する特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の評価の適合性・妥当性について)	承認

答申 番号	答 申 日	実 施 機 関 (担当課)	件 名	答申の内容
13	平成27年9月1日	市長 (情報政策課) (税制課) (納税課) (市民税課) (国民健康保険課)	特定個人情報保護評価書の第三者 点検について	承認
14	平成28年3月25日	市長 (建築安全課)	建築行政共用データベースシステム の使用に係る業務の結合について	承認
15	平成28年3月25日	市長 (農業委員会事務局)	農地情報公開システムの整備に係る 業務の結合について	承認
16	平成29年1月27日	市長 (情報政策課) (国民健康保険課)	特定個人情報保護評価者の第三者 点検について(国民健康保険に関す る特定個人情報保護評価書(全項目 評価書)の評価の適合性・妥当性に ついて)	承認
17	平成30年7月4日	市長 (総務課)	個人情報の外部提供について(権利 の放棄に関する議案に記載される個 人情報の外部提供について)	承認
18	平成30年8月2日	市長 (環境保全課)	個人情報の外部提供について(「浄化 槽法関係指導業務」における保有個 人情報の外部提供について)	承認
19	平成30年8月2日	市長 (国民健康保険課) (高齢者保険事業室)	個人情報の外部提供について(「健康 管理システムの導入」に伴う保有個 人情報の外部提供について)	承認
20	平成30年11月12日	市長 (総務課)	個人情報の外部提供について(市議 会へ提出する諮問に含まれる個人情 報の外部提供について)	承認
21	平成31年3月6日	市長 (行政管理課)	個人情報の外部提供に関する事前一 括承認基準について	承認